

令和6年度 第2回松本市文化芸術振興審議会
次 第

日 時 令和7年3月24日(月)

午後4時～午後5時

場 所 大手事務所6階 大手会議室A

1 開 会

2 挨 拶

3 会議事項

(1) 松本市文化芸術推進基本計画の見直し結果 (別紙1・2)

(2) 松本市文化芸術推進基本計画に係る令和6年度実施結果 (別紙3)

(3) 松本市文化芸術推進基本計画に係る令和7年度の予定 (別紙4)

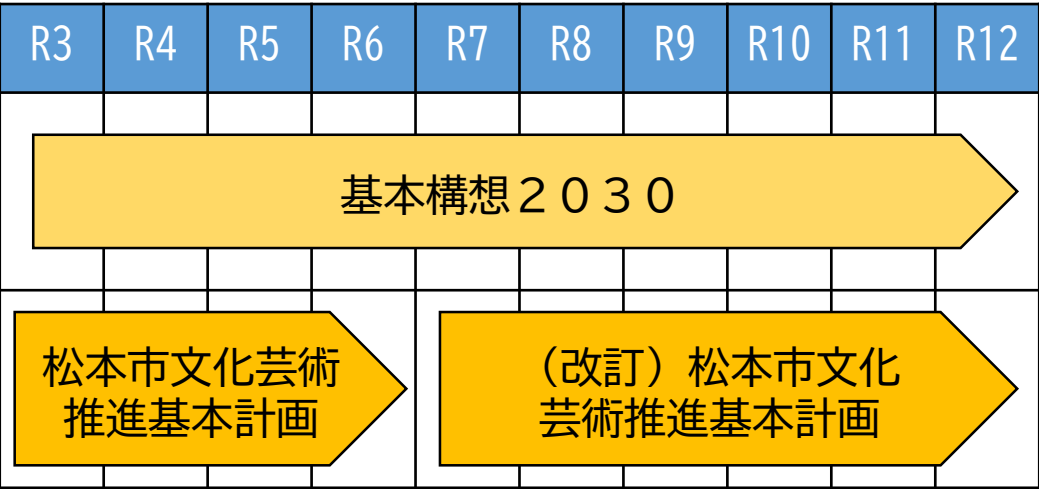
4 その他

5 閉 会

1 基本計画の見直し理由等

- ・ 国の「文化芸術推進基本計画」が改訂されたため。
- ・ 表現の見直し及び社会状況の変化に対応した施策を追記
- ・ 目標ごとに基本施策、施策の方向性及び施策の目的を整理
- ・ 文化芸術行政の推進体制を新たに記載

2 計画期間



3 基本計画の対象範囲

※ 文化芸術基本法の順に整理し、松本らしさを追記

芸術	文学（俳句）、音楽（セイジ・オザワ 松本フェスティバル等）、美術、写真、演劇、舞踊、その他（建築文化等）
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽（薪能）、文楽、歌舞伎（信州・まつもと大歌舞伎）、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
生活文化	伝統的工芸・民藝・クラフト、茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽
出版物等	出版物及びレコード等
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	松本地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（月遅れのひな祭り、ぼんぼんと青山様、御柱祭、三九郎、松本あめ市、コトヨウカ行事等）

4 松本市の3つの目標〈変更なし〉

松本市文化芸術基本条例第7条に基づき設定

①市民の誰もが自由に文化芸術に親しむことができる

市民のウェルビーイングのため、誰もが広く文化芸術を楽しめる機会をつくり、人々の笑顔があふれるまちを創造

②松本独自の文化芸術を継承しながら、新しい松本の文化芸術を創造する

「松本らしさ」の継承と新たな文化芸術の創造により、相互に理解し尊重しあえる社会を形成

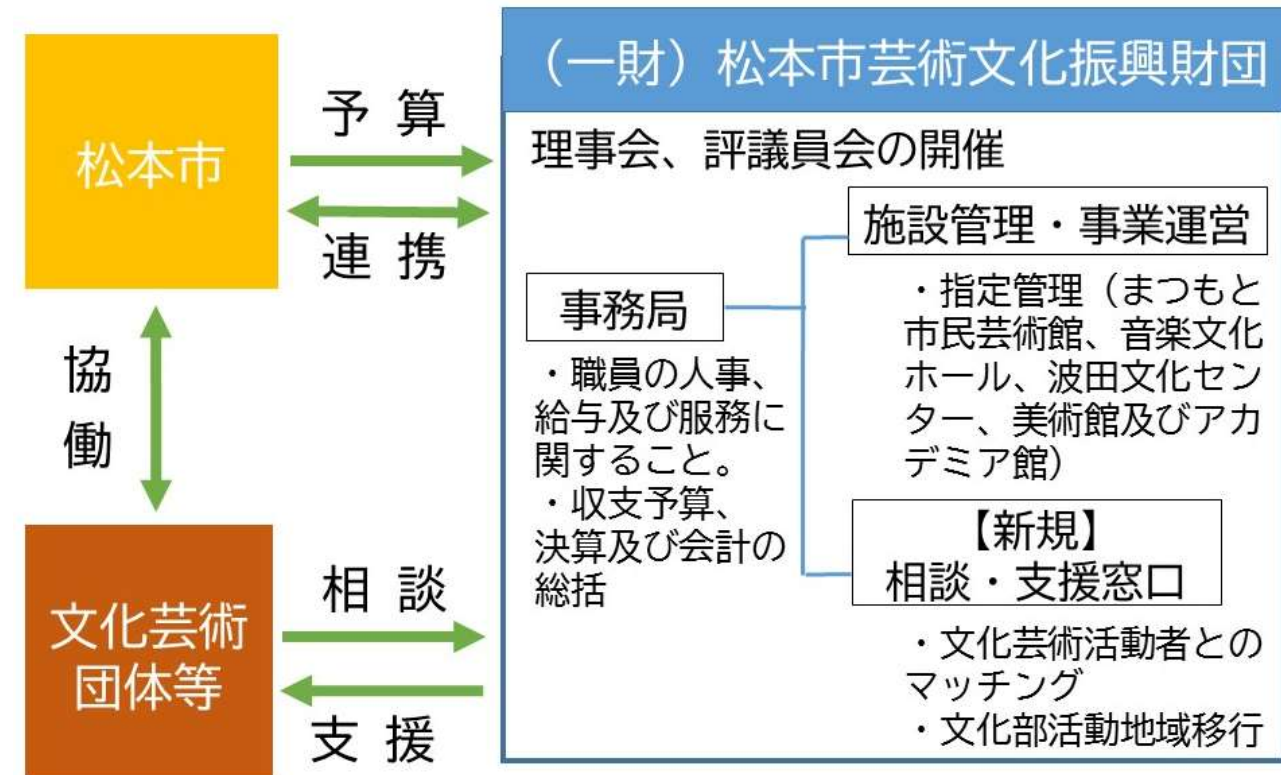
③さまざまな分野との連携により、課題解決や地域の活性化につなげる

社会のあらゆる場面で文化芸術の力が活かされるよう、各分野や施設、団体との連携により市民の文化芸術活動の裾野を広げる。

5 目指す姿〈変更なし〉

文化芸術で人と人がつながり、まちに魅力と活気があふれる三ガク都・松本

6 文化芸術推進体制〈新規〉



松本市文化芸術推進基本計画（改訂版）

〈概要版〉

目標	基本施策(新)	施策の方向性・目的(新)	主な取組み（前計画を踏襲した上で追加した項目を抜粋）
目標1 市民の誰もが自由に文化芸術に親しむことができる	市民の文化芸術に親しむ機会の拡充	①文化芸術に触れる機会の充実	幅広い分野の事業実施。市民先行販売等の実施による市民参加促進。アーカイブ配信
		②多様な情報発信	県内、首都圏、海外に向けた長期的かつ定期的な広報
	文化芸術活動者への支援の充実	①相談・支援窓口の設置	活動者と企業や団体等を仲介する総合的な相談・支援窓口新設。子どもと接する人材の育成
		②イベントサポーターの育成	サポーターと活動者等の交流機会創出によるやりがいづくり。次世代サポーターの育成
		③表現の場の創出	企業、団体、市民と連携した表現の場の創出。まちなかアートprojectによるイベント推進
		④顕彰	行政及びまちなかアートprojectによる受賞者の支援体制の構築
目標2 松本独自の文化芸術を継承しながら、新しい松本の文化芸術を創造する	「松本らしさ」を代表する文化芸術の更なる発展	①伝統的工芸・民藝・クラフト文化発展	伝統的工芸・民藝・クラフト事業を展開する企業や団体と連携した事業推進及び情報発信等の支援
		②松本独自事業の更なる展開	国内外に波及力を持つ事業の継続及び発展
		③新たな事業の展開	松本市立博物館及び分館を活用した事業。イベントや舞台美術備品のリユース
	文化財・伝統芸能の保存と継承	①地域の文化財の保存と活用	松本市歴史文化基本構想・文化財保存活用地域計画に基づく持続可能な保存活用
		②地域の伝統・民俗芸能の継承	伝統・民俗芸能継承者の育成支援。講座や見学の開催
目標3 さまざまな分野との連携により、課題解決や地域の活性化につなげる	さまざまな分野との連携による地域の課題解決	①教育分野との連携	学校教育及び社会教育の整備。松本独自事業との連携。学校の文化部活動の地域移行
		②健康、医療、福祉分野との連携	障がい者団体と連携した障がい者の文化芸術鑑賞及び発表機会の確保
		③観光分野との連携	文化芸術を活用した市内回遊ルートの設定や体験型観光による観光需要の増加
		④関係機関の連携強化	財団を中心とした企業、団体、市民との連携。他都市との交流による地域文化の更なる発展



松本市文化芸術推進基本計画〔改訂版〕

未来へつなぐ文化芸術の10年計画

～文化芸術で人と人がつながり、
まちに魅力と活気があふれる
三ガク都・松本をめざして～



令和3年度 文化観光部 文化振興課
令和6年度 改訂





豊かさと幸せに 挑み続ける 三ガク都

- 岳 自然豊かな環境に感謝し
- 楽 文化・芸術を楽しむ
- 学 共に生涯学び続ける

はじめに



文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人の変わらない願いであり、心のつながりや相互に理解・尊重し合う土壌を育み、心豊かな社会を形成するものです。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、あらゆるものの意義やあり方が問い直されている今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させること、そして、新たな文化芸術の創造を進めていくことが必要です。

新たに策定した「松本市文化芸術推進基本計画」は、基本構想 2030 が掲げる「一人ひとりが豊かさと幸せを実感できるまち」を実現するため、「豊かさを育む文化芸術の推進」に取り組むための、向こう 10 年間の具体的な計画です。

有識者や活動者らで構成する松本市文化芸術振興審議会で検討を重ね、この計画で目指す松本市の姿を「文化芸術で人と人がつながり、まちに魅力と活気があふれる三ガク（岳・楽・学）都・松本」に決定しました。審議会の委員や市民の皆さんからいただいた意見をもとに、文化芸術の振興にとどまらず、共に生きる社会の基盤形成、経済を含む創造的な諸活動の創出といった、社会的な波及効果をもたらすことを視野に入れた計画となりました。

時代の転換期を迎えている今だからこそ、この計画を通じて松本の歴史や自然にさらなる磨きをかけ、新たな文化芸術の創造を目指します。心豊かな生活と活力ある社会の実現を図り、「一人ひとりが豊かさと幸せを実感できるまち」をつくるため、日々取り組みを進めていきます。

令和 4 年 3 月

松本市長 臥雲 義尚

目 次

第1章 松本市を特徴付ける文化

1 歴 史	6
2 風 土	10
3 民 俗	14
4 イベント	18
まつもと文芸キーワード①	20

第2章 文化芸術基本計画

1 基本計画の一部改訂の目的	22
2 基本計画の位置付けと計画期間	22
3 基本計画の対象とする文化芸術の範囲	23
4 松本市の文化芸術を取り巻く状況	24
5 国、県の文化振興施策	25
6 三ガク都松本の文化芸術と目指す姿	26
7 松本市の目標	28
8 施策の体系及び主な取組み	29
まつもと文芸キーワード②	32

第3章 推進体制と計画の評価検証

1 推進体制	34
2 基本計画の評価検証	35

第4章 資料編

松本市立の文化施設の概要	38	／	松本市の指定無形民俗文化財	39
松本市文化芸術表彰者（大賞・功労・奨励表彰等）一覧	40			
文化庁長官表彰（文化芸術創造都市部門）受賞	41			
文化芸術に関する市民アンケート結果	41	／	国・県などの文化芸術の動き	51
松本市の文化芸術に関する条例等一覧	52	／	松本市の文化施設等のあゆみ	53
松本市の主な出来事など	54	／	文化芸術基本法	57
松本市文化芸術基本条例	60			
策定及び見直しまでの経過	62	／	松本市文化芸術振興審議会委員名簿	62

例 言

- 1 本計画の編集・執筆は、松本市文化観光部文化振興課が行いました。
- 2 本計画に掲載した画像は、特に出典の記載がないものは、松本市関係部局から提供されたものです。
- 3 第4章 資料編アンケート結果の分析・作図について、松本市文化芸術振興審議会の宮嶋弘樹委員にご協力いただきました。

第 1 章 松本市を特徴付ける文化

1 歴史

松本市域に人が暮らし始めたことを確認できるのは、旧石器時代のことで、この時代の石器が市内で発掘されています。

縄文時代から古墳時代の遺跡が松本市内には数多くあり、なかでも3世紀末頃の築造とされる弘法山古墳は、東日本でも最も古い古墳の一つであり国史跡に指定されています。

平安時代には信濃国府が設けられ、鎌倉時代は信濃国守護の所在地でした。

安土桃山時代（織豊期）になると、小笠原貞慶は深志城の名を松本城と改め、これ以降、松本の地名が用いられるようになりました。

江戸時代には松本藩の城下町として栄え、今日の都市形成の礎を成しました。松本藩最後の藩主は戸田家9代の光則で、明治時代になると光則が廃仏毀釈を積極的に行い、多くの仏像や什物が廃棄されました。

明治4（1871）年に長野県の中南信地方と岐阜県高山地方を範囲とする筑摩県が誕生し、松本城二の丸御殿に県庁を置きました。しかし、明治9（1876）年に筑摩県庁舎が火災で焼失すると、中南信地方は長野県に、高山地方は岐阜県に合併され、筑摩県は廃止されました。

廃藩置県により政治の場としての機能を失った松本城は、明治5（1872）年に売りに出され、取壊しの危機にさらされました。この時、下横田町の副戸長をしていた市川量造らは、自らの資金や人々からの寄附をはじめ、松本博覧会の入場料収入などによって、松本城天守を買い戻し、破却の危機から救いました。破却を免れたものの、松本城は、天守の荒廃が進みました。当時、松本城二の丸地籍に校舎があった松本中学校の校長小林有也はその姿を憂い、有志とともに天守閣保存会を設立して、明治36（1903）年から大正2（1913）年にかけて、松本城天守の修理工事を行い荒廃から天守を守りました。

明治40（1907）年には、市制施行により松本町が松本市となり、初代市長に小里頼永が就任しました。市長在職中は、県庁移庁期成同盟の陣頭指揮をとり、歩兵第五十連隊、日本銀行松本支店、松本高等学校などの誘致運動の中心となりました。

松本の人々は進取の精神に富み、近代化を受けて松本の城下町の景観は大きく変貌しました。その中で、洋風建築や看板建築の商家などの近代的な建物や、旧長野地方裁判所松本支部庁舎（国重要文化財）などが建築されました。



エリ穴遺跡 県宝（出土品）

（縄文時代、内田）

松本平を代表する縄文時代後晩期の遺跡

全国最多となる2,643点の土製耳飾のほか、人面付土版など多数の土製品・石製品が出土し、全国的な注目を集めた。





針塚古墳 県史跡
(弥生時代、里山辺)
市内唯一の積石塚（つみいしづか）古墳



弘法山古墳 国史跡
(古墳時代、並柳)
3世紀末の前方後方墳で東日本でも最古級の古墳



木造薬師如来坐像（牛伏寺） 国重要文化財
(平安時代、内田)
藤原時代の流麗で豊かな彫刻が特徴



殿村遺跡
(室町時代、四賀)
大規模な造成跡から、石垣や石列、礎石建物跡、瀬戸産や中国産の陶磁器、茶道具など、貴重な遺構・遺物が多数見つかる。



大宮熱田神社
(本殿は室町時代、梓川)
本殿は、室町時代建立の一間社流造りで国重要文化財



田村堂 国重要文化財
(室町時代、波田)
信州日光「若澤寺」の遺構



松本城天守 国宝

(安土桃山時代（織豊期）、丸の内)

長野県松本市のシンボルである松本城は、今から約430年前に築造され、北アルプスを借景とする5重6階の重厚な松本城天守は、現存12天守の一つであり、国宝指定された5天守の一つとして日本を代表する城郭建築



わかみややちまんしゃほんでん

若宮八幡社本殿 国重要文化財

(安土桃山時代（織豊期）、筑摩)

かつての松本城鎮守社



高橋家住宅 市重要文化財

(江戸時代、開智)

松本市内に現存する数少ない武家住宅のひとつ



旧開智学校 国宝
(明治、開智)
現在は女鳥羽川沿いから移築され、教育博物館として保存活用している。



旧山辺学校 県宝
(明治、里山辺)
開智学校の「ギヤマン学校」に対し「障子学校」と呼ばれた。



旧松本高等学校 国重要文化財
(大正、県)
官立の旧制高等学校。現在はあがたの森文化会館として保存活用されている。



旧長野地方裁判所松本支部庁舎 国重要文化財
(明治、島立)
明治 41 (1908) 年建築の明治期を代表する近代和風建築。旧憲法下の法廷で現存する唯一の建物。現在は、松本城二の丸御殿跡から移築され、松本市歴史の里で保存活用されている。



松商学園高等学校 国登録有形文化財
(昭和、県) © 学校法人 松商学園 松商学園高等学校
国の登録有形文化財に登録されているのは、本館、講堂、柔剣道場の 3 棟



松本深志高等学校 国登録有形文化財
(昭和、蠟ヶ崎) © 長野県松本深志高等学校
国の登録有形文化財に登録されているのは、管理普通教室棟と講堂の 2 棟

2 風土

松本市は、西に北アルプス、東に美ヶ原高原と美しい景観が広がり、様々な河川の流入により扇状地が形成されています。このような豊かな自然がもたらす湧水や温泉などの恵みが松本独自の文化の要素の一つとなっています。

松本市の気候は、日較差・年較差が大きいことや湿度が低く日照時間が長いことが特徴で、果樹等の栽培も盛んです。

松本の城下町から延びる街道沿いには、交通の要衝に在郷町^{ざいごうち}が形成され、城下町へ出入りする人々により、様々な文化や産物がもたらされました。これらの町は周辺の村落と経済圏を形成し、地域ごとに特色ある生活が営まれ、野麦峠沿いの奈川地区や安曇地区では、飛騨地方から伝播した独特の野菜が今も栽培されるなど、独特の食文化をかたちづくってきました。



常念岳
松本から見える北アルプスのシンボリック存在



上高地 国特別名勝及び特別天然記念物
(安曇)
国特別名勝及び特別天然記念物は、上高地・黒部峡谷の2か所のみ



美ヶ原高原
(入山辺)
八ヶ岳中信高原国定公園の最北に位置する日本一広い高原台地を誇る高原



乗鞍エコーライン
(安曇)
自動車道路の日本最高標高地点を走る。



嘉門次小屋
(大正、安曇)
山岳ガイドの先駆け、上條嘉門次に由来する山小屋。
囲炉裏の間は国登録有形文化財となっている。



徳本峠小屋 国登録有形文化財
(安曇)
松本盆地から上高地に至る、登山道の最高点にあたる徳本峠に建つ山小屋



大名町通り
(大手3丁目)
千歳橋には松本城の正面玄関口大手門があり、その門に入ることを許されたのは武士のみだった。高禄の藩士が居住し、大名小路、重臣などの武家住宅地として栄えた。明治維新後は警察や銀行が造られ、旧第一勧業銀行松本支店（登録有形文化財）は近代建築の代表例の一つとして商業都市松本を象徴している。



本町通り
(中央2丁目)
公儀御用のための宿泊施設である御使者宿が設けられるなど、松本宿として栄えた。善光寺道、野麦街道が交わる場所であり、江戸時代から商業、文化の中心として松本の主要な通りとなっている。



中町通り
(中央)
善光寺街道沿いの問屋街として発展してきた。明治21年の大火により多くの家屋が焼失したが、焼け野原に残った「土蔵」が耐火建築物として見直され、現在でもその一部を残し、街なみとして歴史の面影を現在に伝えている。



白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石 国特別天然記念物
(安曇)

温泉に由来する沈殿物が作り出す景観



白骨温泉
(安曇)

鎌倉時代に既に湧き出していたと伝わり、乳白色で弱酸性の源泉かけ流しの秘湯として人気



浅間温泉
(浅間)

室町時代には深志城（現在の松本城）の庇護を受け、江戸時代には城主の御殿湯が設けられた歴史ある温泉。戦後の松本、ひいては信州における美術復興に尽力した石井柏亭のほか、中央画壇の画家や文人たちが疎開し、活動拠点とした地でもある。



源智の井戸 市特別史跡
(中央)

周囲を山々に囲まれた複合扇状地の松本市街地は、豊富な地下水がいたる所に湧き出している。特に「源智の井戸」は、江戸時代、当国第一の名水と称賛され歴代領主の保護を受けた。



本棟造りの民家（写真は国重要文化財の馬場家住宅）
(内田他)

長野県の中南信地方にのみ分布している建築様式財を成した豪農などの民家で、板葺で切妻造りであり、妻のある方に入口があるという特徴がある。



そば
(各地)
信州を代表する食べ物。
そばの名産地となったのは、栽培条件が整っていたため。



とうじそば
(奈川)
そばをつゆに浸ける事を「湯じ」といい、これが「とうじ」の語源と言われている。ひたし・あたためるという意味もある。



信州味噌
全国の味噌生産量の50%以上を占める長野県の中でも、松本は県内有数の「信州味噌」の産地。昔ながらの製法で作られている。



松本一本ねぎ
柔らかさを出すために夏の暑い時期に行われるの植替え作業。松本地域にはこの他に5種類の「信州の伝統野菜」がある。



りんご
(梓川、今井等)
梓川では全国に先がけてわい化栽培を採り入れ、味、品質ともに日本一と賞され、昭和59年の農林水産祭で「天皇杯」を受賞した。



すいか
(波田)
波田地区で生産されるすいかは、独特のシャリシャリ感があり、全国ブランドとして、この地域を代表する農産物



ぶどう
(山辺)
山辺地区は、長野県のぶどうの発祥地として知られ、美味しい「山辺ぶどう」として、松本の名産品となっている。

3 民俗

現在、私たちの暮らしに受け継がれている伝承文化は、江戸時代の松本藩領だった頃に形成されたものが多く、そのルーツを探ると、その多くが武家地から伝わったもの、町人地から伝わったもの、周辺集落（ムラ）から伝わったものに大別できます。

また、かつて江戸や大坂で行われていたものが^{すた}廃れず今もなお受け継がれているものや、当時から町人の力が強かった松本城下の特性が色濃く残るもの、内陸地でありながら海に縁のある祭事が受け継がれているものなど、特徴的な民俗が数多く残っています。こうした伝統行事に加え、松本ぼんぼんなどの新たな行事が、松本市に根付いています。



花見の御柱（梓川）

1月1日の早朝子どもたちが3か所にある道祖神碑にそれぞれお参りし、その帰りに大人を起こして歩く。その後、大人たちが集まってきて、御神酒をいただき、身を清めてから子どもたちと、日の出とともに太陽の方向に向けて御柱を立てる。その後、1月5日の早朝に御柱は倒される。

市重要無形民俗文化財



上波田の御柱（波田）

正月にオンベを切り、柱に飾って立て、柱を倒した後にオンベを配る、男子小学生を中心とした行事。もともとは1月14日に立て、20日に倒した小正月の行事で、今は3丁場申し合わせの上で、1月5日前後に立て、成人の日（1月の第2月曜日）頃に倒している。

市重要無形民俗文化財



松本あめ市（1月の第2日曜日）

あめ市は、かつて、初市あるいは塩市とも呼ばれ、1月11日に行われました。深志神社の氏子である本町、中町、伊勢町の商店街では、町会ごとに恵比寿や大黒等を祭神とした拝殿が造られ、年頭の大売出しが行われます。あめ市の起源は、戦国時代に武田晴信（信玄）と長尾景虎（上杉謙信）が信濃（長野県）の覇権を争っていたとき、駿河（静岡県）の今川氏真が武田氏の支配地に塩の供給を断つという戦略をとったため、これに義憤を感じた景虎が越後から信濃に塩を送り、松本に着いた日を記念して塩市がはじまったという言い伝えがあります。現在では各商店街でさまざまな催しが行われ、松本の新春の一大イベントとして多くの来街者で賑わいます。



三九郎（1月15日頃）

小正月に行われる火祭りを中信地方では「三九郎」と呼び、1年間の無病息災を願う。もともとはムラで行われていたお祭り



コトヨウカ行事（2月8日）

疫病神を追い出すためにわらの作り物を供え、念仏を唱えるなど、この日各地で行われる。入山辺、里山辺、両島等の8地区の行事は、「松本のコトヨウカ行事」として国の選択無形民俗文化財になっている。





月遅れのひな祭り(4月3日) ©三村隆彦

松本では江戸中期に京都から伝わった押絵雛づくりが、文化・文政期から天保期(1804~1844年)に武家の内職として始まった。昭和初期に技術が途絶えたが、戦後その技法が復活され、現在では特に海外で人気が高い。今でもこの時期になると、ひな人形の押絵雛をみることができる。



島内の鳥居火(4月14日~16日)

城山の西斜面で島内の大宮神社と武宮神社の春祭りに行われる伝統神事。参加者がたいまつを持ち、五穀豊穡や家内安全等の願いを込める。市重要無形民俗文化財



里山辺お船祭り(5月4、5日)

須々岐水神社のお祭り。各町会から9隻のお船(県宝)が曳き出され、田植えの時期、秋の豊作を祈願し行われる。市内には、他地区にもお船の舞台が残る。安曇野市の穂高神社で行われる「お船祭り」は、北九州がルーツとされる安曇族にちなむ祭りで、内陸部で海に縁のある祭りがあることは、こうした影響も考えられるといわれる。



島立堀米の裸祭り(7月第1土・日曜日)

(写真は島立堀米裸祭り実行委員会提供)

江戸時代中期の疫病流行からムラを守るために愛知の津島神社から津島様をお迎えし、村境を練り歩いたのが始まり。島立地区の堀米町会にある津島神社のお祭りで、子どもたちが、晒し木綿のもっこふんどし姿(現在は着衣)になり、疫病退散、五穀豊穡、厄除けなどを津島神社にお参りする。その後、紙のぼりをかざし、大きな声をかけながら集落の中を巡り、津島神社に戻る全国的にも珍しい民俗行事
県無形民俗文化財



縄張りのある風景

松本では、神社のお祭りの際に、氏子の家など神社周辺一帯に白い御幣を垂らした縄を張り巡らす風習が今も残っており、他地域にはあまりみられない特徴の一つ。



深志神社「天神祭」(7月24、25日)

松本平に夏の到来をつげる、江戸時代から続く祭り。町ごとに舞台をつくり、現在は16台の舞台(市重要有形民俗文化財)と神輿2基(市重要文化財)が保存され、天神祭で曳きまわしが行われる。



ぼんぼんと青山様（8月上旬～お盆前）

武家地から始まったとされる伝統行事。12、3歳までの女兒が数人ずつ手をつなぎ、小さい順に横に2、3列をなして唄を歌って歩く七夕踊りが「ぼんぼん」。起源は不明だが、江戸や大阪でも行われていたものが廃れずに残ったもので、祖先の霊を誘うための行事といわれる。他の町会の行列と出会い、喧嘩になると男の子たちが喧嘩を買って出たことから、明治時代になり「青山様」（杉の葉を盛った「青山仕立て」の神輿にその名は由来）が加わった。市重要無形民俗文化財



「松本ぼんぼん」（8月上旬）

松本市を代表する夏の一大イベント。歩行者天国となった市内の中心街で、参加者はお揃いの格好に身を包み、市内の地名などを盛り込んだ軽快なサンパのリズムの歌に乗って踊る。



松本七夕人形飾り風景（8月上旬～お盆）

信州や越後では、江戸時代から七夕行事（月遅れの8月）に、人形を軒先につるして飾る風習があった。松本地方の七夕人形は、板製、紙製と様々で、板のものは着物を着せて飾っていた。いずれも男女の顔が描かれているのが特徴。市立博物館が所有する七夕人形コレクションは、国の重要有形民俗文化財に指定されている。 © 三村隆彦



内田のササラ踊り（8月中旬）

はるか昔、内田地区に、官牧が置かれていた時代、人々が育んだ献上馬を送り出す時の「身振り」と「手振り」から踊りができたといわれる。後に牛伏寺の信仰と関わりをもったとも。竹片を束ねたササラを擦りながら、「内田小唄」に合わせて伝承されている盆踊り。市重要無形民俗文化財



奈川獅子（9月第1土曜日）
奈川寄合渡にある天宮大明神の秋祭りで行われる獅子舞。大正時代の初期に北陸富山から伝えられたという獅子舞で、人々を苦しめた大獅子を仕留める舞が夜の境内で繰り広げられる。市重要無形民俗文化財



浅間温泉たいまつ祭り（10月上旬）
五穀豊穡と人々の安泰を願って行われる御射神社春宮の火祭りで、採り入れ後の麦わらでつくったたいまつ（たいまつ）の煙に乗って、4kmほど奥の秋宮に帰られるという奉納行事。たいまつは50本ほど。長さ3m余、直径2m以上もある大きなものもあり、燃え上がるたいまつを持ってかけ声をかけながら練り歩く。



松本民芸家具
豊かな森林と乾燥した気候という環境と「民藝運動」の影響を受け、美しく堅牢で使うほどに味わい深い家具が生まれた。こうした家具が「松本民芸家具」と呼ばれ、現在でも製作が続けられている。



松本てまり
江戸時代に流行ったてまりが、参勤交代で各地の城下町に伝わり、その技法が松本にも伝えられたもの。木綿の白糸を巻いて彩り豊かな色糸で絡めた美しさが特徴



ミキノクチ
年末に神棚に供える御神酒を入れた徳利にさして飾る縁起物。松本地方では江戸時代の末から始まったとされている。「松本のミキノクチ製作習俗」として国選択無形民俗文化財



道祖神（各地）
集落の護りとして男女一対の石造物が数多く点在する。

4 イベント

松本市は、手仕事の職人が多く住む城下町として栄え、独自の文化を育んできました。

戦後、「民藝運動」をきっかけに「松本民芸館」や「松本民芸家具」が誕生し、その後、全国からものづくりを志す若者が集まるようになりました。

また、松本市は、世界的に著名な演奏家を輩出しているスズキ・メソード発祥の地でもあります。

こうした土壌から、現在の松本市は、工芸の五月・クラフトフェアまつもと、セイジ・オザワ 松本フェスティバル (OMF)、信州・まつもと大歌舞伎、まつもと街なか大道芸等の優れた文化芸術を国内外に発信するまちとして展開しています。

これらのイベントの多くが、ボランティアや市民サポーターに支えられている点も大きな特徴です。

四季折々に行われる多彩な文化芸術イベントが、まちに潤いと活気をもたらし、文化芸術が本市の魅力の一つになっています。



クラフトフェアまつもと
(あがたの森公園、5月下旬)
全国各地から様々なジャンルの工芸作家が出展する国内屈指の野外クラフトイベント



信州・まつもと大歌舞伎
(まつもと市民芸術館、6～7月) © 山田毅
まつもと市民芸術館の串田和美総監督が手がけてきたコクーン歌舞伎に、“まつもとならではの”の演出を加えて上演されるもの。
まち全体で歌舞伎を盛り上げようと、企画段階から市民が関わり、ボランティアとして市民サポーター約400人が携わる。



国宝松本城太鼓まつり (松本城公園、7月)
国宝松本城を背景に、全国から集まった太鼓団体と地元松本市の太鼓団体による演奏



国宝松本城「薪能」 (松本城公園、8月)
かがり火が照らす幽玄の世界



セイジ・オザワ 松本フェスティバル
(まつもと市民芸術館、8～9月)
サイトウ・キネン・オーケストラの演奏 © 山田毅
西洋音楽の先駆者、齋藤秀雄氏の没後、氏の功績を称えるため、小澤征爾総監督のもと「サイトウ・キネンフェスティバル松本」として平成4(1992)年から毎年行われている国際音楽祭。平成27(2015)年に名称変更。これらの運営を支援するため、県内外から500人を超えるボランティアスタッフが集まる。



まつもと街なかジャズフェスティバル
(中心市街地、9月) © 山田毅
松本城を中心とした松本の街がステージに変わり、街なかに音楽、ジャズがあふれるフェスティバル
松本城公園や花時計公園など全5か所で一流のミュージシャンが演奏し、大道芸人が花を添える。



まつもと街なか大道芸
(中心市街地、9月) © 山田毅
国内外で活躍する一流の大道芸人が繰り広げる圧巻なパフォーマンスを街中で楽しめる、松本市の一大イベント



国宝松本城氷彫フェスティバル(松本城公園、1月)
寒い冬の気候を活かした野外氷彫イベント



音楽文化ホール自主事業
県内唯一のコンサート用オルガン及びホール所有のチェンバロを活用した演奏会や講習会等、特色ある事業を展開している。



公募展「老いるほど若くなる」の会場風景
70歳以上の高齢者公募展、小学生参画型企画展等、地域に根ざした特徴的な企画展示も行われる松本市美術館

これらのことから、松本市では、古くから地域の持つ風土に根ざした文化芸術と松本市の風土に新しい風を吹き込むことで発展した文化芸術により、様々なものを受け入れ、楽しみ、発信する文化が実を結びました。

まつもと文芸キーワード①

三ガク都

松本市の特性を示す用語として、平成 17 (2005) 年の 4 村 (四賀村・安曇村・奈川村・梓川村) 合併以後使用されている呼び方で、三ガク都とは、山岳の「岳都」、学びの「学都」、音楽・芸術の「楽都」の三つのガク都のこと。特に平成 19 (2007) 年の市制施行 100 周年から多く用いられるようになり、基本構想 2030 では、

「岳：自然豊かな環境に感謝し 楽：文化・芸術を楽しみ 学：共に生涯学び続ける」
ことにより、三ガク都に象徴される松本らしさを「シンカ」(進化・深化) をさせることを基本理念としている。

藩校・^{そうきやうかん}宗教館と寺子屋

宗教館は、藩主戸田光行 (1769-1840) が藩士及びその子弟に文武の道を学ばせるために寛政 5 (1793) 年に設立した藩校。現在の松本市役所本庁舎と日本銀行松本支店との間付近の三の丸柳町にあって、生徒数は文政・天保期 (1818-1844) で約 60 人、松本藩学に改組された明治 3 (1870) 年には 300 人余を超えたとされている。明治 6 (1873) 年の学制発布による開智学校開校で役割を終えた。

一方、江戸時代中期以降、庶民の教育機関となった私塾や寺子屋は、天保年間 (1830-1844 年) にピークを迎え、全国一多かった長野県の中でも、松本は特に多かったと言われ、維新时期には判明するもので 110 を数えたとされている。

民藝運動

柳宗悦^{やなぎむねよし} (1889-1961) が大正時代に提唱した運動。日本各地にある焼き物、染織、漆器、木竹工等、美術史が正當に評価してこなかったものに光を当て「無名の職人が作る生活用品にこそ美がある」という考えのもと、失われていく日本の伝統的な文化を案じ、近代化＝西洋化という安易な流れに警鐘を鳴らした。

古くから手仕事の職人が多く住んだ松本市では、第 2 次世界大戦後、民藝による戦後の復興を目指し、民藝の思想を実践する活動が三代澤本寿^{みよざわもとじゅ} (1909-2002 型絵染作家)、丸山太郎 (1909-1985 松本民芸館創館者)、池田三四郎 (1909-1999 松本民芸家具創始者) 等を中心に、家具や木工、手織紬等の分野で展開された。柳もこの運動に携わり「民藝のまち・松本」の礎を築いた。

スズキ・メソッド

「能力は生まれつきではない」、「どの子も育つ。育て方ひとつ」という考えに基づいて、幼児期から楽しみながら知らず知らずのうちに上達していくという鈴木鎮一 (1898-1998) の創始した音楽教育法で、海外でも大きな反響を呼んだ。この出発点が、昭和 21 (1946) 年に設立された「松本音楽院」で、昭和 26 (1951) 年から自宅として使用された建物は、現在「鈴木鎮一記念館」として保存され、その功績を伝えている。

基本計画では、「松本らしさ」を松本の歴史、風土、文化が育んできた他にはない特徴と捉え、次のものを代表例と考えました。皆さんはどのようなものを「松本らしさ」と考え、どのような「松本らしさ」を継承・創造したいと考えますか？

- (1) 松本城及び城下町の歴史文化景観と習俗
- (2) 道祖神等に代表される周辺集落、野麦街道、善光寺街道等に残る街並み等の歴史文化景観と習俗
- (3) 城下町、内陸地であることに由来する産業、食文化
- (4) 北アルプス等の山岳景観とその恵み (湧水、温泉)、登山文化
- (5) 教育を重んじる気風と進取の気質
- (6) 多彩なイベント、優れた文化芸術に触れられる多くの機会

第 2 章 文化芸術基本計画

1 基本計画の一部改訂の目的

文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第7条の2第1項では、地方公共団体は国の文化芸術推進基本計画を参酌し、地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画を定めるよう規定されています。

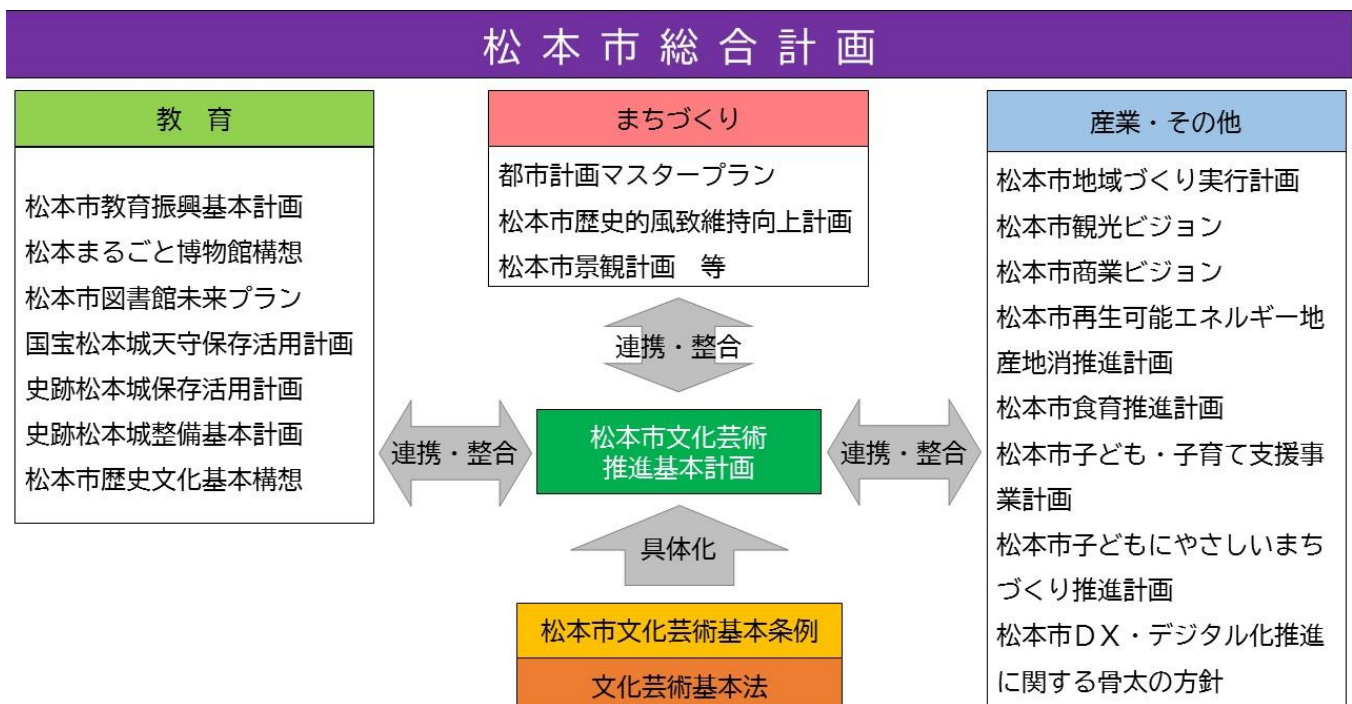
令和5（2023）年3月に文化芸術推進基本計画及び長野県文化芸術振興計画が改訂されたことや、社会状況の急激な変化への対応から、計画期間の途中ではありますが、松本市文化芸術推進基本計画（以下「基本計画」という。）を効果的かつ着実に実施するために、国、県の計画の趣旨を踏まえ、第2章及び第3章の内容について必要な改訂を行いました。

目指すべき姿や目標は踏襲することとし、表現や具体的施策の改正を行うことで、計画を着実に推進するものです。

2 基本計画の位置付けと計画期間

(1) 基本計画は、松本市文化芸術基本条例（平成15年条例第41号）及び松本市総合計画（基本構想2030・第11次基本計画）を具現化させる文化芸術分野の個別計画として策定します。

(2) 文化芸術は、様々な分野に波及効果を及ぼす基盤としての側面を持ちます。基本計画はこの点を踏まえ、まちづくり、教育、産業等の分野の関係する個別計画等との整合を図るようにします。



(3) 計画期間

R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R12
基本構想 2030									
松本市文化芸術推進基本計画				(改訂) 松本市文化芸術推進基本計画					

3 基本計画の対象とする文化芸術の範囲

文化芸術基本法に規定された次の文化芸術を対象とします。

芸術	文学【俳句等】、音楽【セイジ・オザワ 松本フェスティバル等】、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術【建築文化等】
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽【薪能】、文楽、歌舞伎【信州・まつもと大歌舞伎】、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）
生活文化	伝統的工芸・民藝・クラフト、茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽
出版物等	出版物及びレコード等
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	松本地域における文化芸術の振興及び地域振興のための公演、展示、芸術祭、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能 【月遅れのひな祭り、ぼんぼんと青山様、御柱祭、三九郎、松本あめ市、コトヨウカ行事等】

他の個別計画と重複する分野については対象に含めるものの、内容的に当該個別計画が優先する分野は、原則として当該個別計画に委ねます。

4 松本市の文化芸術を取り巻く状況

(1) 新型コロナウイルス感染症が与えた影響

令和元（2019）年12月に感染が確認されて以降、世界的に拡大した新型コロナウイルス感染症は、文化芸術活動の継続に大きな影響を及ぼしました。緊急事態宣言の発令などにより、文化芸術活動は不要不急のものであるかのごとく扱われ、多くの活動が中止や延期、規模縮小を余儀なくされました。また、地域の礎として機能してきた祭礼や民俗芸能等の伝統行事にも大きな影響を与えました。

一方で、文化芸術活動は世界の平和に寄与するものであるという共通認識により、オンラインの活用による文化芸術活動の継続や、リアルな体験による観客との一体感の共有の重要性が改めて確認されました。

文化芸術活動は人々のウェルビーイングのために必要不可欠であり、いかなる状況においても歩みを止めない意識の醸成が重要です。

(2) 人口減少と少子高齢化の進行による影響

令和5（2023）年の松本市の人口動態（令和6（2024）年1月1日現在）は、県内市町村で最多の501人の社会増となり、転入者や移住者が多い状況です。一方、自然増減は△1,474人となり、松本市全体の人口は235,475人（△972人）となりました。

文化芸術分野においては、少子化による担い手不足が問題となっており、伝統文化の継承が今後の課題として挙げられます。また、人口減少は文化芸術活動の鑑賞者や文化施設の入館者の減少にもつながります。

文化芸術分野は、子どもや高齢者を含む全ての人々が心身ともに健康で豊かな生活を送るために重要であることから、少子高齢社会における需要や市場をより意識する必要があります。持続可能なまちづくりを進めるため、文化芸術の力による心豊かな社会形成を進めるとともに、移住促進及び関係人口の増加が必要となります。

(3) デジタル化の急速な進展

現代社会は、デジタル化の急速な進展により表現や情報発信の形態が多様化しています。松本市では、情報通信技術の進化と普及に伴い、松本市総合計画（基本構想2030・第11次基本計画）の重点戦略として「DX・デジタル化」を掲げています。デジタル技術を活用することで、文化芸術施設等の利便性の幅を広げるとともに、デジタル技術を用いた文化芸術活動を推進する必要があります。

(4) 多様性を認め合う社会づくり

令和5（2023）年3月に制定した差別をなくし多様性を認め合うまちまつもと条例（令和5年条例第2号）では、年齢、性別、人種、国籍、民族、信条、出自、障がいなど、それぞれの違いに寛容なまちづくりを目指しています。人々が、文化

芸術活動により他者と交わることで互いを理解し、多様性を認め合うまちづくりに繋げていきます。

また、令和4（2022）年9月には第4次松本市障がい者計画（令和4（2022）年度～令和8（2026）年度）を策定し、障がい者団体と連携した交流機会の場の推進や、生涯学習及び文化芸術活動への参加の促進を目指しています。

(5) 持続可能な社会の実現

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定及び実施するように努めるものとされています。こうした制度を踏まえ、松本市では松本市ゼロカーボン実現条例（令和4年条例第24号。令和4（2022）年6月施行）の施行やまつもとゼロカーボン実現計画（松本市地球温暖化対策実行計画）（令和4（2022）年8月改訂）の策定を行い、持続可能な社会の実現を目指しています。

これらに合わせ、各文化施設等の脱炭素化に向けた取組みが必要となります。

5 国、県の文化振興施策

(1) 文化芸術推進基本計画（第2期）

政府は、文化芸術基本法の規定に基づき、令和5（2023）年3月に文化芸術推進基本計画（第2期）（以下「第2期基本計画」という。）を策定しました。第2期基本計画は、基本的には第1期基本計画を踏襲していますが、その成果と課題を踏まえた表現の適正化が図られました。

また、我が国の文化芸術を取り巻く状況の変化を踏まえ、文化芸術の本質的価値及び社会的・経済的価値を創出し未来を切り開くことを目的としています。

(2) 博物館法の一部改正

昭和26（1951）年制定の博物館法（昭和26年法律第285号）は、社会教育法（昭和24年法律第207号）の精神に基づき、博物館の発展を図ることによって、「国民の教育、学術」とともに、「文化」の発展に寄与することを目的に掲げてきました。

平成29（2017）年に、文化芸術施策の総合的な推進を図るために制定された文化芸術基本法の中では、博物館の充実が「文化芸術に関する基本的な施策」の一つとして位置付けられ、博物館の活動が、文化芸術により生み出された価値の継承・発展や、新たな文化芸術の創造において役割を果たし得ることが示されています。

このように、これまでも博物館に期待されてきた文化の発展に資する役割が、近年制定された文化芸術基本法の中で改めて明確にされていることを踏まえて、令和5（2023）年4月に施行された博物館法の一部を改正する法律（令和4（2

022) 年法律第24号)では、博物館法が、社会教育法に加えて文化芸術基本法の精神にも基づくことを定めています。また、地域の多様な主体との連携及び協力による文化観光などの活動を図り、地域の活力の向上に取り組むことを努力義務化しています。

(3) 文化財保護法の一部改正

令和3(2021)年6月、文化財保護法の一部を改正する法律(令和3年法律第22号)が施行されました。この改正により、文部科学大臣が有形文化財及び有形の民俗文化財だけでなく無形文化財及び無形の民俗文化財も登録できるようになりました。

また、地方公共団体が、有形・無形文化財及び有形・無形民俗文化財のうち、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを、当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録できるとともに、国の文化財登録原簿への登録を提案できるよう併せて改正されました。

(4) 障がい者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(第2期)

文部科学省及び厚生労働省は、障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成30年法律第47号)第7条に基づき、令和5(2023)年3月に障がい者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(第2期)を策定しました。文化芸術活動を通じて障がい者の個性と能力が発揮され、社会参加が促進されることを目的としています。

(5) 第2次長野県文化芸術振興計画

長野県は、文化芸術基本法第7条の2第1項に規定する地方文化芸術推進基本計画に基づき、令和5(2023)年3月に第2次長野県文化芸術振興計画を策定しました。「文化芸術の価値を高め、支える、ひろげる、つながる、信州のゆたかな未来」を目標に掲げ、地域主体の文化芸術活動の推進を重点的施策として定めています。

6 三ガク都松本の文化芸術と目指す姿

文化芸術基本法第4条には、地方公共団体の責務として、文化芸術に関して自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し、実施することが記述されています。文化とは、広義に捉えると人間と人間の生活に関わる総体であり、長い歴史の中で独自の自然環境や社会環境に基づき培われた全ての事柄であるといえます。

松本市は、先人のたゆまぬ努力により歴史を刻み、市民一人ひとりの豊かな感性と創造性により、地域に根差した独自の文化芸術を育んできました。その特性を踏まえ、松本市総合計画(基本構想2030・第11次基本計画)の基本理念に「豊かさと幸せに挑み続ける三ガク都」を掲げ、市民が「松本らしさ」に誇りを持てるよう、目標や方向性を検討しました。

(1) 岳（自然豊かな環境に感謝できる）

松本市は、東に標高2,000メートルの美ヶ原高原、西に標高3,000メートル級の峰々が連なる北アルプス山岳が広がり、日本の屋根と言われる山岳地帯から松本平と呼ばれる盆地まで変化に富んだ地勢を形成しています。

周囲を山々に囲まれた複合扇状地の市街地では豊富な地下水がいたる所に湧き出しており、豊かな自然の中に人々の暮らしが溶け込み多様な文化芸術を生み出しています。

(2) 楽（文化・芸術を楽しむ）

戦後、松本市は民藝による地場産業の復興を計画しました。昭和21（1946）年には日本民藝協会長野県支部が結成、昭和37（1962）年には「松本民芸館」が開館、昭和51（1976）年には松本家具が家具業界で初めて通商産業大臣（現経済産業大臣）から伝統的工芸品に指定されています。全国からものづくりを志す若者が集まる工芸のまちとして栄え、他地域から伝承されたものや松本城下の特性が色濃く残るものなどが数多く継承されています。現在は、全国各地から様々なジャンルの工芸作家が出店するクラフトフェアまつもとが昭和60（1985）年から約40年にわたり開催されています。

また、松本市にはその他にも文化芸術を国内外に発信するイベント（セイジ・オザワ 松本フェスティバル、信州・まつもと大歌舞伎等）が多数存在します。これらのイベントはボランティアや市民サポーターによって支えられており、市民の文化芸術への関心の高さが継続的な開催につながっています。

(3) 学（共に生涯学び続ける）

松本市は、明治時代に市民の浄財をもとに初等教育の場として旧開智学校を開校し、大正時代には当時の市年間予算を超える巨費を投じて旧制松本高等学校を誘致するなど、学びを基軸としたまちづくりが行われました。

伝統的に教育や文化を重んずる気風から、公民館数が全国で一番多い長野県の中でも松本市が一番多く、学びの場を設けることを大切にしています。また、登録博物館も多数存在し、学都松本として、学び続ける・共に学ぶ・時代に引き継ぐまちを目指しています。

<目指す姿>

文化芸術で人と人がつながり、まちに
魅力と活気があふれる三ガク都・松本

7 松本市の目標

松本市文化芸術基本条例第7条に基づき、松本市の3つの目標を設定します。

(1) 松本市文化芸術基本条例第7条

- ア 文化芸術に関する施策の総合的な推進に関すること。
- イ 文化芸術活動の環境の整備及び充実にに関すること。
- ウ 文化芸術を担う人材の養成及び確保に関すること。

(2) 松本市の3つの目標

ア 市民の誰もが自由に文化芸術に親しむことができる

市民のウェルビーイングのために、文化芸術は必要不可欠です。

性別、年齢、障がいの有無、性的指向、人種、国籍などに関わらず、全ての人が文化芸術を創造し享受することは、社会参加の機会を開き、心豊かな市民生活と活力ある社会の実現につながります。誰もが広く文化芸術を楽しめる機会をつくり、人々の笑顔があふれるまちを創造します。

イ 松本独自の文化芸術を継承しながら、新しい松本の文化芸術を創造する

松本市では、これまでに数々の優れた文化芸術を国内外に発信し、松本市を代表する作品展示や文化芸術イベントを展開してきました。

また、手仕事の職人が多く住む城下町として栄え、独自の文化を育んできたことから、現在では民間団体が繰り広げるクラフトフェアまつもとやマツモト建築芸術祭などのアート活動が松本の新たな顔となり、国内外に向け発信されています。「松本らしさ」の継承と創造の源は、市民一人ひとりです。心豊かに生きていくために欠かせない文化芸術の力で、人と人をつなげ、相互に理解し尊重しあえる社会を形成します。

ウ さまざまな分野との連携により、課題解決や地域の活性化につなげる

文化芸術の持続的な発展のためには、社会のあらゆる場面で文化芸術の力が一層活かされていくことが必要です。

教育分野、福祉分野、観光振興などあらゆる分野で文化芸術の力が活用され、また、文化施設や活動団体の連携により、文化芸術が多面的に広がるよう、市民による文化芸術活動の裾野を広げます。

8 施策の体系及び主な取組み

【目指す松本市の姿】

文化芸術で人と人がつながり、まちに魅力と 活気があふれる三ガク都・松本

目標1 市民の誰もが自由に文化芸術に親しむことができる

基本 施策	施策の方向性	目的	主な取組み
市民の文化芸術に親しむ機会の拡充	①文化芸術に触れる機会の充実	世代や地域を問わず文化芸術に触れる機会の創出	● 幅広い分野の事業実施 ● 文化施設等のユニバーサルデザインの推進及びアンケート調査による運営方法の再整備 ● デジタル技術を活用し、オンラインを組み合わせたハイブリッドでの事業開催やアーカイブ配信 ● インターネット配信等が気軽にできる環境を構築 ● 他都市や海外との文化交流による新たな文化芸術に触れる機会の創出 ● 街なかの無料鑑賞会やアウトリーチ事業の実施 ● 中心市街地にとどまらない文化芸術事業の推進 ● 天候に左右されない野外会場等の研究 ● 入門編となる事業及び講座の実施 ● 市内開催事業の市民先行販売等の実施による市民参加促進
	②多様な情報発信	幅広い世代や地域への文化芸術情報の周知	● 各世代や情報社会に応じ、SNSやメディア等を活用した情報発信 ● 松本市への観光客や新たなファンを増やすために、長野県内、首都圏、海外へ向けた、長期的かつ定期的な広報
文化芸術活動者への支援の充実	①アートと社会をつなぐ相談・支援窓口の設置	活動者への継続的な支援体制の構築	● 市民、活動者、若者と行政、企業、団体の仲介となる総合的な情報収集・相談・支援及び観光分野と連携した情報発信窓口機能の新設 ● 実態調査に基づいたニーズの把握による効果的な支援及び課題解決体制の構築 ● アーティストバンクの再構築及びサポート体制の整備 ● (一財)松本市芸術文化振興財団と連携した文化芸術専門職及び若者・子どもと接する人材の育成
	②文化芸術イベントのサポーターの育成	サポーターによる主体的運営の促進	● 市民がサポーターとして気軽かつ主体的に運営に関わることができる体制構築による更なる協働可能な環境整備 ● サポーターと活動者等の交流機会創出によるやりがいづくり ● 若者・子どもへの松本独自事業及びサポーター活動の周知による次世代サポーター育成
	③表現の場の創出	文化芸術に関する活躍機会の創出	● フリースペースや空き家等の活用及び音楽活動等が可能な場の創出の検討 ● 中心市街地にとどまらない表現の場の創出 ● 行政と企業、団体、市民の連携による表現の場の創出及びイベント開催推進 ● まちなかアートprojectによる市民、活動者、若者、子どもの表現の場の創出及びイベント推進 ● 年齢、性別、障がいの有無に関わらずあらゆる市民と協働する表現の場の創出
	④顕彰	活動者のモチベーション向上及び市内外への周知	● 文化芸術表彰等の充実 ● 文化施設同士の連携による受賞者の活動発信 ● 行政及びまちなかアートprojectによる受賞者の支援体制の構築

目標2 松本独自の文化芸術を継承しながら、新しい松本の文化芸術を創造する

基本 施策	施策の方向性	目的	主な取組み
「松本らしさ」を代表する文化芸術の更なる発展	①伝統的工芸・民藝・クラフト文化の発展	松本独自の伝統的工芸・民藝・クラフト文化の継承及び発展	● 伝統的工芸・民藝・クラフトの文化芸術的価値の啓発 ● 暮らしの文化に関する各種講座の実施 ● 伝統的工芸・民藝・クラフト事業を展開する企業や団体と行政との連携による事業推進及び情報発信等の支援
	②松本独自事業の更なる展開	松本独自の文化芸術の継承及び発展	● 「セイジ・オザワ 松本フェスティバル」や「信州・まつもと大歌舞伎」など、国内外への波及力を持つ事業の継続及び発展 ● 地域の歴史・文化を知る機会の創出 ● 各地域での文化芸術活動等の振興及び支援
	③新たな事業の展開	松本の新しい文化芸術の創造	● 地域在住の活動者等との協働による新たな松本発の事業の実施 ● 各地域の特徴を活かした事業の開催 ● 市民、活動者、若者、子どもの意見を反映した事業の実施 ● 「松本まるごと博物館」の基幹施設である松本市立博物館及び分館を活用した地域の魅力や情報を発信する事業の展開 ● イベント備品や舞台美術備品のリユース等の取組み
文化財・伝統芸能の保存と継承	①地域の文化財の保存と活用	地域の文化財の未来への継承	● 文化財の保存と活用に取り組む企業、団体、市民と行政との連携及び活動支援 ● 文化財修復技術者等の育成及び支援 ● 講座及び見学の開催による文化財を学ぶ機会の充実 ● 「松本市歴史文化基本構想」「松本市文化財保存活用地域計画」に基づき、地域の文化財を観光やまちづくりへ活用することによる持続可能な保存活用 ● 博物館施設等での展示 ● 松本城の世界文化遺産登録に向けた取組みによる保存活用
	②地域の伝統・民俗芸能の継承	地域の伝統・民俗芸能の未来への継承	● 企業、団体、市民との連携・協働・活動支援による伝統・民俗芸能の継承・発展 ● 伝統・民俗芸能継承者等の育成及び支援 ● 講座及び見学の開催による伝統・民俗芸能を学ぶ機会の充実

目標3 さまざまな分野との連携により、課題解決や地域の活性化につなげる

基本 施策	施策の方向性	目的	主な取組み
さまざまな分野との連携による地域の課題解決	①教育分野との連携	文化芸術活動等の担い手育成	● 子どもの文化芸術体験活動事業の実施及び学校教育・社会教育の整備 ● 松本独自事業等と連携した学校でのアウトリーチ事業やワークショップの実施 ● 学校の文化部活動の地域移行
	②健康、医療、福祉分野との連携	生きがいづくりやこころの健康増進	● 医療施設や福祉施設での文化芸術ワークショップ等の開催 ● 障がい者の社会参加促進を目的とした障がい者団体との連携による障がい者が文化芸術を享受・鑑賞及び創造・発表する機会の確保
	③観光分野との連携	文化芸術の活用による観光事業の促進	● 文化芸術を活用した市内回遊ルートの設定や文化芸術体験型の観光形態の確立による観光需要の増加 ● 企業、団体、市民との連携による文化芸術を活用した観光事業の実施 ● 食文化等を活かした産業・観光の振興及び企業、団体、市民との連携・協働・活動支援による食文化の継承・発展
	④関係機関の連携強化	連携強化による文化芸術活動の更なる推進	● (一財)松本市文化芸術振興財団を中心とした企業、団体、市民との連携・協働・活動支援による文化芸術の継承・発展 ● 創造都市ネットワークへの参加等、姉妹・友好都市や他都市との交流及び連携による地域文化の更なる発展 ● つながりを深めるため、文化芸術活動団体や活動者同士の交流機会の提供 ● 大学、NPO、団体と行政の協働による文化芸術振興の新たな仕組みづくり ● (一財)松本市文化芸術振興財団職員や各文化施設職員同士の交流及び意見交換

まつもと文芸キーワード②

鈴木鎮一記念館

平成8（1996）年4月に開館した鈴木鎮一記念館は、鈴木鎮一氏（名誉市民）の住宅の保存を図るとともに、鈴木氏に関する資料などを展示公開することにより、広く文化の向上に資することを目的として設置されている。

もともと、この建物は、鈴木氏が昭和26（1951）年から平成6（1994）年までにお住まいになられたところで、才能教育運動の萌芽、発展、海外進出の大きな時代を迎え、過ごされた場所である。

その後、松本市が鈴木氏から譲り受け、松本から発信された教育大革命の祖、鈴木鎮一氏の功績を讃え、後世に遺すべく、記念館として開設された。

現在は、「三ガク都」の文化・芸術の「楽都」の礎となる場所の一つである。



外観



内観



ロビー



メインホール

松本市音楽文化ホール（ザ・ハーモニーホール）

昭和60（1985）年にクラシック専用ホールとして開館し、市制施行90周年の昭和62（1987）年に県内の公共ホールとしては唯一のパイプオルガンが設置され、専属オルガニストの公演の他、クラシックを中心とした主催公演や市民の音楽活動に利用されている。

地方の公共ホールとしては、稼働率、集客率ともに高く、この背景には、地域に根ざした公演を活発に行っていることとともにハーモニーメイトというボランティア組織の存在があり、市民による音楽芸術の盛り上げの一翼を担っている。



大階段



主ホール

まつもと市民芸術館

平成16（2004）年に開館したまつもと市民芸術館は、客席数750～1,800に可変する主ホール、客席数288の小ホール、360席の実験劇場などを備えた文化施設となっている。

松本の芸術拠点として、さまざまな舞台芸術の鑑賞機会を提供するとともに、市民の活発な芸術文化活動を支援し、多彩な交流、文化の潤いを広げている。

また、まつもと市民芸術館ボランティアの会が開館当初から発足し、まつもと市民芸術館の公演の運営支援など、年間を通して自主的にサポートしている。

第3章 推進体制と計画の評価検証

1 推進体制

心豊かな市民生活及び活力ある社会の実現を図るため、文化芸術行政を推進する体制を明確にし、それぞれが役割を果たし、連携・協働して取組みを進めます。

(1) 松本市

市民が等しく文化芸術を創造し、享受することができるような環境の整備を行い、個性と魅力にあふれた文化芸術に関する施策を推進します。文化振興のマネジメント役として、文化芸術推進基本計画に基づく事業を実施するとともに、市民のニーズや社会状況に合わせた適切な進捗管理を行っていきます。

また、文化芸術に対する市民の関心及び理解を深め、将来にわたって文化芸術が発展するよう努めます。

(2) 文化芸術団体等

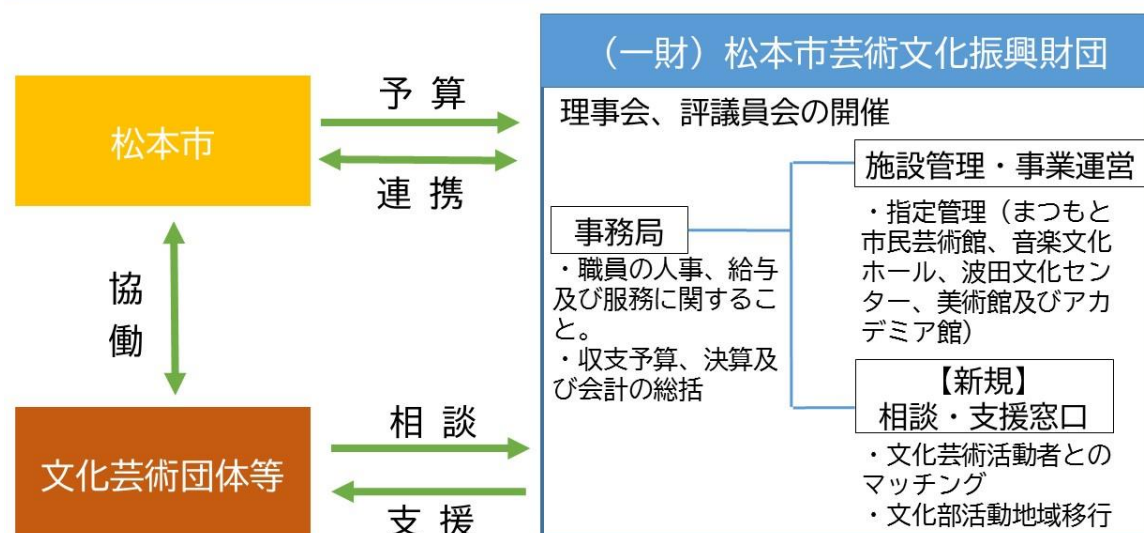
文化芸術活動の実践者であり、地域の文化芸術活動の担い手として、後進の指導や育成、団体相互の交流を促進することが期待されます。市と文化芸術団体で協働を図りながら、市民が文化芸術に触れ親しむ機会の提供や継承などに取り組めます。

(3) 一般財団法人松本市芸術文化振興財団

この法人は、文化施設等の管理運営及び施設を活用した事業の推進により、市民の自主的な文化芸術活動を促進するとともに、優れた文化芸術に触れる機会を提供し、地域文化の継承・発展・創造を図り、もって、心豊かな活力ある社会の形成に寄与することを目的に設置された団体です。

文化芸術の推進組織として、財団がこれまで文化芸術の分野で担ってきた知識と経験を生かすとともに、財団の事業や組織運営の見直しを図りながら、市との連携により文化芸術の発展を図ります。また、市との連携により市民が文化芸術に触れる機会の創出、人材育成及び文化芸術活動への参加を支援していきます。

文化芸術推進体制（構想案）



2 基本計画の評価検証

計画期間の中間年（令和 7（2025）年）及び最終年前年（令和 11（2029）年）に市民アンケートを実施し、基本計画推進の効果検証を行うとともに、意見を反映した事業等を実施します。また、市内で活躍する個人・団体について実態調査を実施し、文化芸術活動者とのコミュニケーションを図り、連携できる体制を構築します。

目標 1 市民の誰もが自由に文化芸術に親しむことができる

基本施策	施策の方向性	評価指標	R 3 値	目標値
市民の文化芸術に親しむ機会の拡充	①文化芸術に触れる機会の充実	松本市の文化芸術施策に対する満足度	36.7%	45.0%
	②多様な情報発信	文化芸術に関する情報の発信に対する満足度	33.6%	40.0%
文化芸術活動者への支援の充実	①アートと社会をつなぐ相談・支援窓口の設置	文化芸術に関する情報の発信に対する満足度	33.6%	40.0%
	②文化芸術イベントのサポーターの育成	文化ボランティアに参加したいと思う人の割合	81.6%	85.0%
	③表現の場の創出	文化芸術活動の場の提供に対する満足度	25.1%	30.0%
		文化芸術活動の発表機会の提供に対する満足度	22.6%	30.0%
	④顕彰	文化芸術に関する情報の発信に対する満足度	33.6%	40.0%
		アーティストの発掘及び支援に対する満足度	9.8%	15.0%

目標2 松本独自の文化芸術を継承しながら、新しい松本の文化芸術を創造する

基本施策	施策の方向性	評価指標	R3値	目標値
「松本らしさ」を代表する文化芸術の更なる発展	①伝統的工芸・民藝・クラフト文化の発展	工芸等文化芸術に関連する産業の振興に対する満足度	19.0%	25.0%
	②松本独自事業の更なる展開	市の魅力を向上するために文化芸術活動が必要と答えた割合	95.6%	98.0%
	③新たな事業の展開	市の魅力を向上するために文化芸術活動が必要と答えた割合	95.6%	98.0%
文化財・伝統芸能の保存と継承	①地域の文化財の保存と活用	文化財保護のための取組みに対する満足度	43.5%	50.0%
		文化財等の観光への活用に対する満足度	42.1%	50.0%
	②地域の伝統・民俗芸能の継承	地域の伝統行事などの後継者育成の促進に対する満足度	10.5%	15.0%

目標3 さまざまな分野との連携により、課題解決や地域の活性化につなげる

基本施策	施策の方向性	評価指標	R3値	目標値
さまざまな分野との連携による地域の課題解決	①教育分野との連携	子どもの文化芸術に触れる機会の提供に対する満足度	27.5%	35.0%
	②健康、医療、福祉分野との連携	健康、医療、福祉分野等における文化芸術の活用事業数（年間）	なし	5事業
	③観光分野との連携	文化財等の観光への活用に対する満足度	42.1%	50%
	④関係機関の連携強化	文化芸術団体の交流機会の提供数（年間）	なし	3事業

第 4 章 資料編

資料1 松本市立の文化施設の概要

No.	名称	設置年	設置目的	施設内容等	根拠法	必置規制等	運営方式	所管課
1	松本市音楽文化ホール	1985	市民の音楽文化の振興、福祉の増進	メインホール(693席)、小ホール(185席)、練習室等	(劇場法)	専門職員は制度上存在しない。	指定管理(利用料金併用方式)	文化振興課
2	まつもと市民芸術館	2004	市民福祉の増進、市民自らが文化芸術を創造、享受できる場を提供することで、本市の文化芸術の振興を図る。	主ホール(最大1800席)、小ホール(288席)、オープンスタジオ等				
3	松本市波田文化センター	1995	市民福祉の増進と文化の向上	ホール(260席)、練習室、会議室等				
4	鈴木鎮一記念館	1996	鈴木鎮一の住居の保存と資料等を展示公開することにより広く文化の向上を図る。	関係資料の公開展示		なし(博物館類似施設)	指定管理(委託料方式)	
5	松本市立博物館	1968	市域の自然環境や文化、産業等の遺産の保護活用を図り、市民の生涯学習と地域の振興に寄与	松本まるごと博物館の本館、常設展や特別展などの展示活動、講演会や講座を開講する学習支援活動等		学芸員を必置(登録博物館)	指定管理(委託料方式)	博物館
6	国宝 旧開智学校校舎	1966		明治9年の擬洋風建築の校舎。建築関係資料及び江戸時代から現代までの教育関係資料を移築し展示・公開		なし(博物館類似施設)	直営	
7	松本民芸館	1992		日本と外国の日常生活に密着した民芸品(陶磁器、木工品、染織品など)を展示		なし(博物館類似施設)		
8	松本市立考古博物館	1986		国史跡弘法山古墳出土品をはじめ、市内出土の考古資料を展示		学芸員を必置(登録博物館)		
9	松本市立はかり資料館	1989		はかり、はかりに関する資料など、収蔵品約800点を展示		なし(博物館類似施設)		
10	県宝 松本市旧司祭館	1991		明治22年に建築されたアーリー・アメリカン様式の純西洋館を移築復元し、公開		なし(博物館類似施設)		
11	旧制高等学校記念館	1993		日本で唯一の旧制高等学校記念館で、旧制高校当時の思い出やエピソードの数々を展示		学芸員を必置(登録博物館)		
12	窪田空穂記念館	1993		日本文学・短歌に関する資料や空穂の生い立ち、作品などを展示	教育基本法、社会教育法、博物館法	なし(博物館類似施設)		
13	重要文化財 馬場家住宅	1997		松本地方を代表する民家建築で、住宅関係資料、生活民具などを展示		なし(博物館類似施設)		
14	松本市歴史の里	2002		旧長野地方裁判所松本支部庁舎(県宝)、宝来屋(市重文)、座繰製糸工場、木下尚江生家、山本茂実資料の展示		学芸員を必置(登録博物館)		
15	松本市時計博物館	2002		日本と世界の古時計と関連資料約400点を収蔵・展示		なし(博物館類似施設)	指定管理(委託料方式)	
16	松本市山と自然博物館	2007		アルプス公園内にあり、山岳・里山の自然、登山関係の資料を収蔵・展示			直営	
17	松本市四賀化石館	2005		地元で発見されたクジラの化石や、世界各地の化石、動物標本の展示				
18	松本市安曇資料館	2005		地元に生きた人々の往年の生業や暮らし、安曇の自然を紹介				
19	松本市高橋家住宅	2009		市重要文化財で、現存する武家住宅の中では県内最古の住宅を公開				
20	松本市美術館	2002	市民の美術に関する教養を高め、芸術及び文化の発展に寄与	常設展示室、企画展示室、記念展示室など。こども創作館・市民アトリエ・市民ギャラリー等は創作・発信の場として利用可能		学芸員を必置(登録博物館)	事業=直営、運営=指定管理(委託料方式(精算あり))	美術館
21	松本市梓川アカデミア館	2005	市民福祉の増進と文化の向上	縄文時代から江戸時代に至る地域由来の資料を展示		なし(博物館類似施設)	指定管理(委託料方式)	
22	松本市中央図書館	1991	市民の教育と文化の発展に寄与	図書、CD、映像資料等を貸出。蔵書は100万冊を超え、分館を含めたネットワークを構築している。定期的にはなしの会等の活動も各館で行われている。	教育基本法、社会教育法、図書館法	司書の必置はなし	直営(検討の結果)	中央図書館
23	松本市立図書館分館(10館)	1979～2012						
24	Mウイング文化センター、中央公民館	1999	市民への生涯学習の場を提供、市民の福祉の増進と文化の向上(中央公民館はNO.25と同じ)	ホール(360席)、レクリエーション室、会議室、視聴覚室等	教育基本法、社会教育法	社会教育主事等の必置はなし	直営(政策的に直営)	生涯学習課・中央公民館
25	地区公民館(35館)	1979～2015	市民生活文化の振興及び福祉の増進	会議室、視聴覚室、調理実習室等				

資料2 松本市の指定無形民俗文化財

○国選択文化財 選択無形民俗文化財

指定年月日	名称	所有者又は管理者	所在地
平成10.12.1	松本のミキノクチ製作習俗	-	-
平成12.12.25	松本のコトヨウカ行事	-	-

○県指定文化財 長野県無形民俗文化財

指定年月日	名称	所有者又は管理者	所在地
昭和63.3.24	島立堀米の裸祭り	島立堀米町会	島立堀米

○県選択文化財

指定年月日	名称	所有者又は管理者	所在地
平成13.9.11	松本のぼんぼん・青山様	-	-

○市指定文化財 松本市重要無形民俗文化財

指定年月日	名称	所有者又は管理者	所在地
昭和51.10.21	内田のササラ踊り	内田ササラ踊り保存会	内田
平成4.3.11	島内の鳥居火	鳥居火会	島内
平成4.3.11	ぼんぼんと青山様	市内23地区の行事实施町会長	市内
平成8.2.8	里山辺追倉のお八日の綱引き	里山辺追倉のお八日の綱引き行事頭屋	里山辺薄町
平成8.2.8	入山辺上手町の貧乏神送りと風邪の神送り	入山辺上手町町会	入山辺上手町
平成8.2.8	今井下新田の八日念仏と足半	今井下新田町会	今井下新田
平成8.2.8	両島のお八日念仏	両島地区お八日念仏足半草履保存会	両島
平成8.2.8	入山辺舟付の八日念仏と百足ひき	入山辺舟付・宮原舟付地区	入山辺舟付
平成8.2.8	入山辺中村の風邪の神送り	入山辺北入中部町会中村地区	入山辺中村
平成8.2.8	入山辺厩所の貧乏神送り	入山辺原・厩所町会厩地区	入山辺厩所
平成8.2.8	入山辺奈良尾の貧乏神送りと風邪の神送り	入山辺三反田・奈良尾町会奈良尾地区	入山辺奈良尾
平成12.6.30	内田のおんべ祭り	内田第4町会横山講中、第5町会北花見講中、第6町会荒井常会	内田横山、北花見、荒井
平成12.6.30	入山辺大和合神社の御柱祭り	大和合神社の氏子	入山辺大和合
平成12.6.30	入山辺宮原神社の御柱祭り	宮原神社の氏子	入山辺宮原
平成12.6.30	入山辺橋倉諏訪神社の御柱祭り	橋倉諏訪神社の氏子	入山辺橋倉
平成12.6.30	里山辺須々岐水神社の御柱祭り	須々岐水神社の氏子	里山辺薄町、湯の原、荒井、下金井、荒町、西荒町、上金井、藤井、鬼川寺
平成12.6.30	里山辺千鹿頭社の御柱祭り	千鹿頭社の氏子	里山辺林、大嵩崎
平成12.6.30	神田千鹿頭神社の御柱祭り	千鹿頭神社の氏子	神田
平成12.6.30	島立沙田神社の御柱祭り	沙田神社の氏子	島立三の宮、中村、永田、町区、大庭、小柴、荒井、堀米
平成19.3.30	古宿の祇園囃子	子安諏訪神社氏子総代	奈川（古宿）
平成19.3.30	奈川獅子	奈川獅子保存会・奈川獅子保存会	奈川（寄合渡）
平成19.3.30	花見の御柱	花見育成会他	梓川上野（花見）
平成26.12.26	上波田の御柱	上波田御柱保存会	波田13区町会、14区町会
平成27.12.25	横沢の御柱とスースー	横沢中御柱保存会及び横沢第2町会西下	梓川倭2161-6及び3256-1の西側道路敷
令和2.3.20	法音寺の百万遍	法音寺常会	五常落水

資料3 松本市文化芸術表彰者（大賞・功労・奨励表彰等）一覧

表彰年度	表彰区分	氏 名（本 名）	分 野
H19	大賞	大澤 ^{ジョウザン} 城山（範行）	生活文化（書道）
H19	功労	まつもと演劇連合会	芸術（演劇）
H20	大賞	トヨダ ^{コウジ} 豊田 耕児	芸術（音楽）
H20	功労	笠原 ^{タイザン} 泰山	生活文化（書道）
H20	功労	松本クラフト推進協会	芸術（美術）
H21	功労	NPO法人コミュニティシネマ松本CINEMAセレクト	メディア芸術（映画）
H21	功労	中信華道会	生活文化（華道）
H21	功労	中信三曲協会	芸術（音楽）
H21	奨励	吉野 和彦	メディア芸術（映画）
H22	功労	松本交響楽団	芸術（音楽）
H22	奨励	猿田 泰寛	芸術（音楽）
H23	功労	ハーモニーメイト	芸術（音楽）
H23	奨励	中尾 和正	芸術（音楽）
H24	大賞	花岡 千春	芸術（音楽）
H24	奨励	まつもと市民オペラ実行委員会	芸術（音楽）
H25	大賞	二山 治雄	芸術（バレエ）
H25	功労	高橋 利夫	芸術（音楽）
H25	功労	S K松本ジュニア合唱団	芸術（音楽）
H25	功労	保田 紀子	芸術（音楽）
H25	奨励	山本 政己	芸術（児童文学）
H26	功労	美咲 蘭（大垣 住江）	芸術（演劇）
H26	功労	孤月会	芸術（美術）
H26	奨励	波田少年少女合唱団	芸術（音楽）
H26	奨励	宮坂 朝子	芸術（文学）
H28	功労	四賀コンサート実行委員会	芸術（音楽）
H28	奨励	オマタ ^{ムネ} 小保 麦穂（小保 ^{トモミ} 知美）	芸術（文学）
H30	大賞	清沢 飛雄馬	芸術（バレエ）
H30	奨励	小嶋 陽太郎	芸術（文学）
R元	功労	大澤 ^{カズヒト} 一仁（逸山）	生活文化（書道）
R2	大賞	高橋 あず美	芸術（音楽）
R2	功労	山村 幸夫	生活文化（松本家具）
R2	功労	吉野 恵美子	芸術（音楽）
R3	功労	渡辺 邦子	芸術（音楽）
R3	功労	中村 雅夫	芸術（音楽）
R3	奨励	アオイヤマダ	芸術（舞踊）
R4	功労	和泉家 志ん治（前田 信二）	芸能（落語）
R4	功労	太田 正子	生活文化（デザイン）
R4	功労	高野 莓	メディア芸術（漫画）
R4	功労	松本シティーマーチングバンド	芸術（音楽）
R5	特別栄誉	串田 和美	芸術（演劇）
R5	大賞	山崎 貴	メディア芸術（映画）
R5	功労	楽団「ケ・セラ」	芸術（音楽）
R5	奨励	清水 貴栄	メディア芸術（アートディレクター）
R5	奨励	Re o l（れをる）	芸術（音楽）

※H27は該当なし。なお、松本市芸術文化表彰規程（S40～H18）による表彰者は省略

■文化庁長官表彰（文化芸術創造都市部門）受賞

平成 26（2014）年度文化庁長官表彰（文化芸術創造都市部門）を受賞しました。

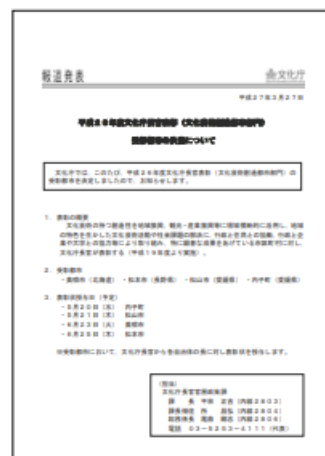
その受賞理由は以下の通りです。

「松本市は、公民館活動が盛んであり、市民が積極的に地域活動等に関わってきた。特に音楽文化ホールのボランティア組織ハーモニーメイトの活動が契機となり、「観（み）て楽しむ」から「運営する側（がわ）として楽しむ」という独自の市民文化が育まれ、後の「サイトウ・キネン・フェスティバル松本」等のボランティア活動に発展した。また、地域の工芸作家が主体となって始まった「クラフトフェアまつもと」は、現在では街全体を巻き込んで発展し、信州の5月のイベントとして定着している。こうした市民活動に後押しされるかたちで、文化芸術を身近に触れる機会や活動環境の整備、長野県内初の「文化芸術振興条例」の制定（平成 15 年）等が進み、現在の文化芸術都市・松本が花開いている。」

（平成 27 年度から名称を「セイジ・オザワ 松本フェスティバル」に変更）

※文化庁長官表彰（文化芸術創造都市部門）とは

文化芸術の持つ創造性を地域振興、観光・産業振興等に領域横断的に活用し、地域の特色を生かした文化芸術活動や社会課題の解決に、行政と住民との協働、行政と企業や大学との協力等により取り組み、特に顕著な成果をあげている市区町村に対し、文化庁長官が表彰するもの（平成 19 年度より実施）。



資料 4 文化芸術に関する市民アンケート結果

計画策定にあたり、文化芸術に関する現状と市民ニーズを把握するため、市民アンケートを実施しました。

調査概要

対 象 者：18 歳以上の市民（無作為抽出）

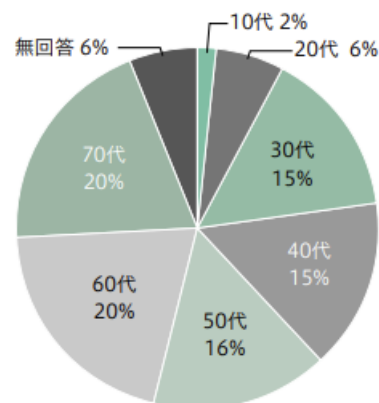
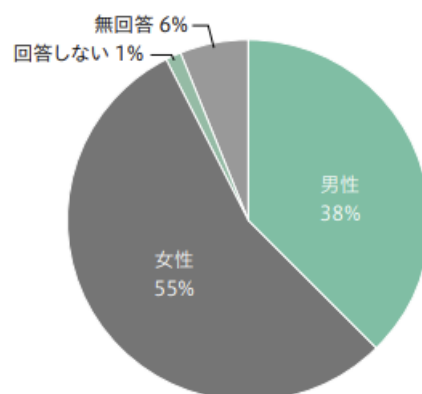
調査方法：郵送及びインターネットによる無記名アンケート

調査期間：令和 3 年 2 月 12 日から 2 月 28 日まで

配布及び回収数：配布数：2,000 通 / 回収数：786 通（回収率 39.3%）

性 別	人 数 (人)	比 率 (%)
1. 男性	296	37.7
2. 女性	433	55.0
3. 回答しない	10	1.3
4. 無回答	47	6.0
総 計	786	100.0

年 齢	人 数 (人)	比 率 (%)
1. 10 代	14	1.8
2. 20 代	49	6.2
3. 30 代	117	14.9
4. 40 代	120	15.3
5. 50 代	124	15.8
6. 60 代	161	20.5
7. 70 代以上	155	19.7
8. 無回答	46	5.9
総 計	786	100.0



Q1 2年間で見たり活動した分野について

(%)

	10～20代	30～40代	50～60代	70代以上	無回答	全体
1. クラシック	30.2	24.9	30.9	30.3	23.9	28.5
2. ポピュラー	55.6	47.3	31.6	18.1	28.3	35.4
3. 日本の伝統音楽	7.9	5.1	7.0	10.3	2.2	6.9
4. 美術	31.7	32.5	39.3	35.5	26.1	35.1
5. 文芸	58.7	44.3	34.7	27.1	34.8	38.0
6. 演劇	7.9	11.8	9.5	5.2	10.9	9.3
7. ミュージカル	11.1	7.6	7.0	1.3	4.3	6.2
8. 映画	79.4	67.1	53.0	31.0	34.8	53.9
9. バレエ・ダンス	9.5	5.1	8.1	3.9	13.0	6.7
10. 日本舞踊	3.2	0.8	0.7	1.9	0.0	1.1
11. 伝統芸能	1.6	4.2	6.3	8.4	8.7	5.9
12. 演芸	14.3	10.1	15.1	18.7	6.5	13.7
13. お祭り	22.2	33.3	18.9	17.4	15.2	23.0
14. 書、花、茶、食	27.0	16.9	23.2	27.7	13.0	21.9
15. 歴史的な建物	38.1	27.4	36.1	38.7	28.3	33.7
16. その他	0.0	1.3	1.1	3.9	0.0	1.5
17. 見ていない	7.9	13.1	15.1	25.2	23.9	16.4

- ・ 若年ほど多い: ①映画、②文芸、③ポピュラー音楽、④ミュージカル
- ・ 高齢ほど多い: ①美術、②伝統芸能、③見ていない
- ・ 年齢層に因らない: ①歴史的な建物、②クラシック音楽、③書、花、茶、食
- ・ 30～40代は「お祭り」が突出している

Q2 あなたはどのようにして見たり、活動したか

(%)

	10～20代	30～40代	50～60代	70代以上	無回答	全体
1. 作品などの創作	15.9	7.2	8.8	9.7	8.7	9.0
2. 施設や自宅での鑑賞	87.3	79.7	73.7	43.9	58.7	69.8
3. 出演・出品	4.8	5.1	6.7	9.0	6.5	6.5
4. 読書	46.0	36.3	37.5	32.3	28.3	36.3
5. 習い事の受講	4.8	6.8	13.0	18.7	17.4	11.8
6. サークル活動	9.5	3.4	6.7	17.4	8.7	8.1
7. 郷土料理の調理、飲食	11.1	8.4	7.0	10.3	4.3	8.3
8. 祭りや行事参加	19.0	30.4	17.2	18.7	10.9	21.2
9. 文化芸術支援	4.8	3.4	7.0	5.8	2.2	5.2
10. その他	6.3	3.4	6.0	4.5	4.3	4.8

- ・ 「施設、自宅での鑑賞」と「読書」は、若年ほど多い傾向あり
- ・ 「習い事」は高齢ほど多い
- ・ 「サークル活動」は70代以上が突出し、次点は10～20代。
→大学のサークル活動であると推察される
- ・ ここでも30～40代の「祭りや行事参加」が突出している
- ・ 「作品の創作」は10～20代が最多だが、「出演・出品」は逆に最少となっており、矛盾している。
→個人で楽しむため若しくは披露する機会がない可能性がある

Q3は自由記述のため省略

Q4 文化芸術のきっかけ

(%)

	10～20代	30～40代	50～60代	70代以上	無回答	全体
1. 興味があったから	66.7	53.2	61.4	51.0	54.3	56.9
2. 幼い頃習っていた	14.3	7.6	7.7	8.4	6.5	8.3
3. 部活動など	12.7	5.9	4.6	3.2	4.3	5.3
4. 家族・友人が出演している	4.8	10.1	11.2	14.8	13.0	11.2
5. 家族知人に誘われた	23.8	27.0	23.2	23.2	19.6	24.2
6. テレビ、インターネットを通じて	68.3	46.4	38.2	21.9	21.7	38.9
7. その他	0.0	4.2	4.9	5.2	2.2	4.2

- ・ 「興味」、「テレビ、インターネット」は若年ほど多い
- ・ 「幼い頃習っていた」、「部活動など」は10～20代が突出している
→30代以降まで継続するケースが少ない、と言える
- ・ 対して30代以降は、「家族・友人の出演」「家族・知人に誘われた」ことが動機付けになっている

Q5 文化芸術を見なかった理由

(%)

	10～20代	30～40代	50～60代	70代以上	無回答	全体
1. 費用が高い	6.3	3.0	4.2	5.2	6.5	4.3
2. 興味のある内容がない	4.8	5.5	6.0	5.8	13.0	6.1
3. 初心者向けがない	1.6	2.1	2.5	4.5	4.3	2.8
4. 参加する機会がない	1.6	1.3	3.9	6.5	6.5	3.6
5. 情報が入手できない	4.8	3.4	4.2	5.2	4.3	4.2
6. 育児・介護で時間がない	6.3	4.6	3.5	6.5	15.2	5.3
7. 仕事・学業で時間がない	6.3	3.4	9.5	7.7	17.4	7.5
8. チケットが入手困難	0.0	0.8	3.5	3.2	4.3	2.4
9. 幼児を連れていけないものがない	3.2	2.5	2.1	2.6	2.2	2.4
10. 仲間がいない	0.0	1.7	2.5	1.9	0.0	1.8
11. 施設設備がよいくない	0.0	0.4	0.4	0.0	0.0	0.3
12. 興味がでない	1.6	4.2	2.5	1.9	2.2	2.8
13. その他	1.6	1.7	1.8	4.5	4.3	2.4
14. 特にない、わからない	3.2	1.3	1.4	4.5	4.3	2.3

- ・ 全体で見ると、全項目が10%以下と低い。
→何らかの文化芸術に触れた市民が多いと推察する
- ・ 「時間がない」「興味がない」が多いが、年齢無回答者が突出して多い

Q6 子供の文化芸術について何が重要か

(%)

	10～20代	30～40代	50～60代	70代以上	無回答	全体
1. 学校での鑑賞	57.1	54.9	56.5	44.5	54.3	53.6
2. 学校での創作・実演	60.3	59.9	39.3	35.5	37.0	46.3
3. 学校での生活文化体験	41.3	44.7	34.0	36.1	19.6	37.4
4. 食文化体験	39.7	45.1	36.5	35.5	21.7	38.3
5. 遺跡などの学習	42.9	59.1	50.5	47.1	34.8	50.9
6. 文化施設と連携した教育	46.0	44.7	43.5	32.9	34.8	41.5
7. 学校外での鑑賞機会	42.9	46.4	50.9	36.8	41.3	45.5
8. 地域文化体験	36.5	44.7	47.0	44.5	41.3	44.7
9. 音楽祭の開催	15.9	19.0	15.8	22.6	19.6	18.3
10. その他	0.0	4.6	2.1	3.2	0.0	2.8
11. 特になし・わからない	3.2	3.0	3.5	8.4	6.5	4.5

- ・「学校での創作・実演」は10～40代が突出しており、子育て世代は鑑賞より実践を重視している
- ・「遺跡などの学習」は30～40代が突出して重要視している
- ・「学校外での鑑賞機会」「地域文化体験」は50代以上が最多
→我が子の経験から、地域の発展という視点にシフトしたとも推察できる

Q7 子どもの文化芸術について期待する効果

(%)

	10～20代	30～40代	50～60代	70代以上	無回答	全体
1. 感性が育まれる	52.4	53.6	58.6	48.4	37.0	53.3
2. コミュニケーション能力上昇	38.1	35.0	32.3	35.5	30.4	34.1
3. 創造性が高まる	58.7	65.4	62.1	54.8	50.0	60.7
4. 他者への思いやり	39.7	29.1	33.0	34.2	28.3	32.3
5. 自信向上	9.5	13.9	11.2	20.6	8.7	13.6
6. 解決力向上	15.9	13.9	13.7	23.9	10.9	15.8
7. 他国への関心	52.4	51.5	43.2	36.1	34.8	44.5
8. 国、地域への愛着	50.8	58.2	52.6	44.5	43.5	52.0
9. 文化芸術をつづけるきっかけ	28.6	30.0	30.5	25.2	23.9	28.8
10. その他	1.6	3.0	2.8	2.6	0.0	2.5
11. 特になし	1.6	1.7	2.5	7.1	4.3	3.2

- ・全体での最多は「創造性」で、特に30～40代が高い
- ・「他国への関心」は若年ほど高い傾向あり
- ・「自信・解決力向上」は70代以上が突出している
- ・「他社への思いやり」は10～20代が、他の年代に対して突出して高い

Q8 あなたの子どもが2年間にみたり活動した分野

(%)

	10～20代	30～40代	50～60代	70代以上	無回答	全体
1. クラシック音楽	1.6	21.5	5.3	1.9	0.0	8.9
2. ポピュラー音楽	0.0	25.3	4.6	0.6	2.2	9.5
3. 日本の伝統音楽	0.0	3.8	0.7	0.6	0.0	1.5
4. 美術	1.6	16.0	4.2	1.9	0.0	6.9
5. 文芸	1.6	27.0	4.9	1.3	0.0	10.3
6. 演劇	1.6	10.1	1.4	0.0	2.2	3.8
7. ミュージカル	0.0	1.3	0.7	0.0	0.0	0.6
8. 映画	6.3	44.3	8.8	2.6	4.3	17.8
9. バレエ・ダンス	0.0	5.5	2.1	0.0	2.2	2.5
10. 日本舞踊	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.1
11. 伝統芸能	0.0	0.8	0.0	0.0	0.0	0.3
12. 演芸	0.0	2.1	0.4	1.3	0.0	1.0
13. お祭りなど	1.6	21.1	1.1	1.3	0.0	7.1
14. 書花茶食など	0.0	13.5	1.8	1.9	0.0	5.1
15. 遺跡など	0.0	17.7	3.5	0.6	0.0	6.7
16. その他	0.0	1.3	0.0	0.0	0.0	0.4
17. 見たり活動していない	1.6	7.2	0.7	0.6	4.3	2.9

- ・回答はほとんどが30～40代で、2年間という括りでは子育て世代に回答が限られている
→50代以上の回答がほとんどないのは、子どもが独立した等で把握できていないためか
- ・映画の割合が突出して高いが、次点が文芸である
→どんな形で触れたのか興味深い

Q9 あなたの子どもはどのようにして活動したか

(%)

	10～20代	30～40代	50～60代	70代以上	無回答	全体
1. 創作活動	1.6	11.0	2.5	2.6	0.0	4.8
2. 施設や自宅での鑑賞	6.3	49.8	7.7	1.3	0.0	18.6
3. 出演・出品	0.0	9.3	2.8	1.9	2.2	4.3
4. 読書	1.6	22.8	4.6	0.6	0.0	8.8
5. 習い事の受講	1.6	11.4	1.1	2.6	0.0	4.5
6. サークル活動	0.0	3.0	2.8	1.9	0.0	2.3
7. 郷土料理の調理、飲食	0.0	5.9	0.4	1.3	0.0	2.2
8. 祭り、行事への参加	3.2	21.9	1.4	2.6	0.0	7.9
9. 文化芸術支援活動	0.0	0.8	0.4	1.3	0.0	0.6
10. その他	0.0	3.0	0.7	0.0	0.0	1.1
その他内容	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

- ・施設や自宅での鑑賞が突出している。
→施設と自宅は項目を分けた方が良いと思われる

Q10 どの媒体で情報を得ていますか。

(%)

	10～20代	30～40代	50～60代	70代以上	無回答	全体
1. 広報まつもと	11.1	33.8	40.7	58.1	30.4	39.1
2. ホームページ	25.4	32.9	25.6	7.1	23.9	24.0
3. メールマガジン	1.6	3.8	7.0	0.6	0.0	3.9
4. テレビ	58.7	57.8	67.7	59.4	54.3	61.6
5. ラジオ	7.9	11.8	16.1	14.2	23.9	14.2
6. 新聞	3.2	23.2	55.8	67.1	43.5	43.3
7. 雑誌・フリーペーパー	14.3	30.4	21.4	14.8	23.9	22.4
8. ポスター、チラシ	19.0	29.1	28.4	29.0	21.7	27.6
9. Twitter	50.8	13.1	5.6	0.0	6.5	10.4
10. Facebook	6.3	8.4	4.9	0.6	2.2	5.1
11. LINE	15.9	4.2	4.9	1.3	4.3	4.8
12. Instagram	39.7	13.9	5.3	0.0	13.0	10.1
13. その他SNS	1.6	0.4	2.1	0.0	2.2	1.1
14. その他	4.8	3.4	3.9	2.6	4.3	3.6
15. 得ていない	4.8	3.4	1.8	1.3	2.2	2.4

- ・テレビは年齢層によらず高い
- ・新聞は全体だと2番目に多いが、年齢傾向が強く、10～20代では3.2%しかない
- ・広報まつもと、ラジオは高齢者が多い。
→ラジオは意外であった
- ・10～20代はSNSの利用(特にTwitterとInstagram)が圧倒的に高い

Q11 松本市の文化芸術についてどんなイメージをもっていますか

(%)

	10～20代	30～40代	50～60代	70代以上	無回答	全体
1. 音楽・美術などの芸術	63.5	62.9	71.9	49.0	67.4	63.7
2. クラフト・工芸	20.6	37.6	29.8	18.7	23.9	28.9
3. 文化財・歴史的遺産	63.5	50.2	53.7	53.5	56.5	53.6
4. 学問や教育	3.2	5.1	2.8	5.2	6.5	4.2
5. 地域の行事・お祭り	20.6	16.5	16.5	32.3	13.0	19.7
6. その他	0.0	0.8	0.7	1.9	2.2	1.0
7. わからない	4.8	7.6	2.8	7.1	2.2	5.2

- ・「文化財・歴史的遺産」は10～20代が突出
- ・「地域の行事・お祭り」は70代以上が突出、30～40代は低い数値であった
→30～40代は問1、2でお祭りの活動が突出して多かったため、意外であった

Q12 文化芸術が日常にあふれているとはどんなことですか

(%)

	10～20代	30～40代	50～60代	70代以上	無回答	全体
1. 街なかで無料で文化芸術に触れられる	42.9	54.0	42.8	29.7	28.3	42.7
2. 文化芸術活動を気軽に行える場所がある	31.7	33.8	36.1	23.2	26.1	31.9
3. 一緒に行う仲間が多い	6.3	4.6	8.4	6.5	10.9	6.9
4. 茶道などの作法の知識があるなど教養がある	3.2	2.1	2.1	2.6	0.0	2.2
5. 質の高い文化芸術を鑑賞できる	23.8	32.5	43.2	29.7	39.1	35.5
6. 文化財・歴史的遺産が残ってる	44.4	37.6	33.3	36.1	47.8	36.9
7. 地域の行事・お祭りに参加している人が多い	19.0	18.1	12.6	14.8	17.4	15.5
8. その他	1.6	1.7	0.7	0.6	0.0	1.0
9. わからない	3.2	4.6	4.9	9.7	4.3	5.6

- ・「街なかで無料で文化芸術に触れられる」は30～40代が突出
→子育て世代のニーズがあると推察される
- ・「質の高い文化芸術鑑賞」は若年ほど少ないが、70代以上も少ない
- ・Q11、12から、10～20代は文化財、歴史的遺産を重視している傾向あり

Q13 文化芸術の振興を図ることにより、市民にもたらされる効果で期待すること (%)

	10～20代	30～40代	50～60代	70代以上	無回答	全体
1. 地域の活性化	69.8	59.1	53.3	49.7	56.5	55.9
2. 地域経済の活性化	39.7	31.2	23.9	23.2	39.1	28.1
3. 観光客・移住者の増加	36.5	29.5	26.0	14.2	26.1	25.6
4. 障害者の活躍の場	6.3	4.6	4.6	3.2	2.2	4.3
5. 高齢者の活躍の場	4.8	5.9	7.7	20.6	21.7	10.3
6. 地域のイメージの向上	22.2	15.2	23.2	13.5	17.4	18.4
7. 地域に対する愛着や誇り	33.3	30.8	35.1	31.0	23.9	32.2
8. 市民の創造性の向上	4.8	12.7	6.7	5.8	8.7	8.3
9. 人々が生きる楽しみを見いだせる	28.6	33.3	44.6	34.2	32.6	37.2
10. 子どもの心豊かな成長	36.5	49.8	36.5	29.0	39.1	39.2
11. 健康の増進	7.9	5.1	5.3	12.3	17.4	7.5
12. 国際交流の促進	7.9	8.0	6.3	2.6	13.0	6.6
13. その他	0.0	0.4	0.0	0.0	2.2	0.3
14. 特にない・わからない	1.6	1.7	2.8	4.5	0.0	2.5

- ・地域の発展に関連する1～3は若年ほど高く、いずれも10～20代が突出している
- ・「生きる楽しみの発見」は50～60代が突出
- ・「子どもの心豊かな成長」は30～40代が突出

Q14 誇りに思うことや市の魅力向上のための文化芸術活動 (%)

	10～20代	30～40代	50～60代	70代以上	無回答	全体
1. 大規模なイベントなど	55.6	53.6	56.5	36.1	43.5	50.8
2. 芸術家への支援	25.4	20.3	27.4	12.9	13.0	21.4
3. 地域の伝統的な芸能等への参加	39.7	39.2	27.7	38.1	30.4	34.4
4. 文化財の保存・活用	52.4	63.7	61.8	59.4	54.3	60.7
5. 地域での文化芸術活動	33.3	36.7	39.3	43.2	34.8	38.5
6. その他	3.2	4.2	2.5	2.6	4.3	3.2
7. 必要ない	1.6	0.8	0.4	0.0	0.0	0.5
8. わからない	4.8	5.5	5.3	0.0	0.0	3.9

- ・「地域での文化芸術活動」は高齢ほど多い
- ・「大規模なイベント」は70代以上で急激に下がる

Q15 文化財が地域への誇りとなることについて (%)

	10～20代	30～40代	50～60代	70代以上	無回答	全体
1. そう思う	42.9	53.2	57.9	54.8	50.0	54.2
2. どちらかといえばそう思う	44.4	40.1	33.0	26.5	32.6	34.7
3. どちらかといえばそう思わない	3.2	0.8	2.8	0.0	0.0	1.5
4. そう思わない	4.8	1.7	0.7	0.6	0.0	1.3
5. わからない	0.0	4.2	4.2	7.7	2.2	4.5

- ・「齢に関わらず、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が大半を占めた
- ・「そう思わない」の比率は低いが、若年ほど多い傾向あり

Q16 文化財を次世代に引き継ぐために必要なこと (%)

	10～20代	30～40代	50～60代	70代以上	無回答	全体
1. 文化財の魅力情報発信	65.1	58.6	68.4	59.4	52.2	62.5
2. 観光資源として集客を増やす	28.6	26.2	16.8	13.5	34.8	21.0
3. 世界遺産等の指定を受ける活動	17.5	19.4	10.2	7.7	21.7	13.7
4. 文化財の修繕・整備	34.9	39.2	43.9	38.1	28.3	39.7
5. 文化財や歴史に関する教育の充実	30.2	50.2	34.0	35.5	32.6	38.8
6. 地域住民の自主的な活動	9.5	8.4	10.2	11.6	17.4	10.3
7. 文化財に関する担い手の育成	30.2	33.3	40.7	37.4	39.1	36.9
8. 文化財を活用したまちづくり	20.6	35.0	32.3	22.6	13.0	29.1
9. その他	0.0	2.1	1.1	0.6	0.0	1.1
10. 特にない・わからない	3.2	2.1	1.1	5.2	0.0	2.3

- ・「観光資源として集客を増やす」「世界遺産等の指定を受ける活動」は若年ほど多い
- ・「担い手の育成」は高齢ほど多い傾向
- ・「教育の充実」は30～40代が突出している
→子育て世代からはニーズが多いと推察される

Q17 文化財を観光資源として魅力あるものにするため

(%)

	10～20代	30～40代	50～60代	70代以上	無回答	全体
1. 文化財の適正な保存・活用	65.1	73.4	78.2	70.3	58.7	73.0
2. 歴史的な建物などを生かしたイベント開催	36.5	42.2	34.7	21.9	34.8	34.6
3. 文化財と周辺の景観の統一感	44.4	48.9	50.9	45.8	39.1	48.1
4. 一つの機会での複数の鑑賞、体験	20.6	14.3	11.2	11.6	8.7	12.8
5. 文化財の所在や内容情報の充実	25.4	21.5	30.5	37.4	21.7	28.2
6. 歴史体験講座、ツアーの充実	15.9	37.1	35.1	38.1	32.6	34.6
7. 公衆無線LANなどの通信環境の整備	22.2	17.3	16.5	6.5	8.7	14.8
8. 多言語対応や異文化の人へのサービス充実	44.4	30.4	30.9	22.6	17.4	29.4
9. 文化財周辺への交通手段、トイレ等の整備	57.1	49.4	50.5	38.1	34.8	47.3
10. その他	1.6	2.5	2.5	1.3	2.2	2.2
11. 特にない、わからない	3.2	2.1	1.8	3.9	0.0	2.3

- ・「交通手段やトイレ等の整備」「多言語対応、異文化の人へのサービス充実」「通信環境の整備」は若年ほど多い
- ・「文化財の所在や内容情報の充実」は高齢ほど多い

Q18 互いを尊重する社会を目指す考え方

(%)

	10～20代	30～40代	50～60代	70代以上	無回答	全体
1. 知っている	36.5	24.9	39.6	45.8	28.3	35.5
2. 知らない	63.5	75.1	58.6	41.9	54.3	60.4

- ・全体的に「知らない」が多いが、70代以上のみ「知っている」が上回った
- ・30～40代は「知らない」が最多だった

Q19 互いを尊重する社会を実現するための取り組み

(%)

	10～20代	30～40代	50～60代	70代以上	無回答	全体
1. 配慮が必要な方の活動機会	39.7	29.1	25.3	26.5	32.6	28.2
2. 障害のある方などの施設の入場料を低額にする	23.8	14.3	16.5	27.1	17.4	18.6
3. 同じ機会に活動をする支援	58.7	68.4	60.4	51.0	47.8	60.1
4. バリアフリー対応の充実	76.2	72.2	62.1	45.8	54.3	62.6
5. 交流の場の提供	27.0	32.5	32.6	23.2	23.9	29.8
6. 支援する人材、コーディネーター人材の育成	36.5	43.0	58.9	45.2	50.0	49.1
7. 障害がある方が創作した作品などを鑑賞する機会	11.1	18.6	23.2	23.9	21.7	20.9
8. その他	0.0	4.2	1.4	0.0	2.2	1.9
9. 特別な支援の必要はない	3.2	2.1	0.4	3.2	0.0	1.7
10. わからない	3.2	2.1	4.9	7.1	0.0	4.1

- ・「バリアフリーの充実」と「配慮が必要な方の活動機会」は若年ほど多い
- ・「障害がある方が創作した作品鑑賞は高齢ほど多い

Q20 松本市の文化ボランティアを知っているか

(%)

	10～20代	30～40代	50～60代	70代以上	無回答	全体
1. ホール運営	6.3	10.1	13.3	12.9	2.2	11.1
2. フェスティバルボランティア	31.7	27.8	44.9	35.5	23.9	35.6
3. ガイドボランティア	27.0	42.2	63.5	57.4	37.0	51.4
4. 美術館等ボランティア	12.7	13.5	16.5	21.3	10.9	15.9
5. その他	0.0	0.4	0.4	0.0	2.2	0.4
6. わからない	47.6	49.4	27.4	26.5	34.8	35.9

- ・「わからない」の割合は、10～40代は約半数なのに対し、50代以上は30%以下と大きな開きが見られた

Q21 どんな場合に文化ボランティアに参加したいか

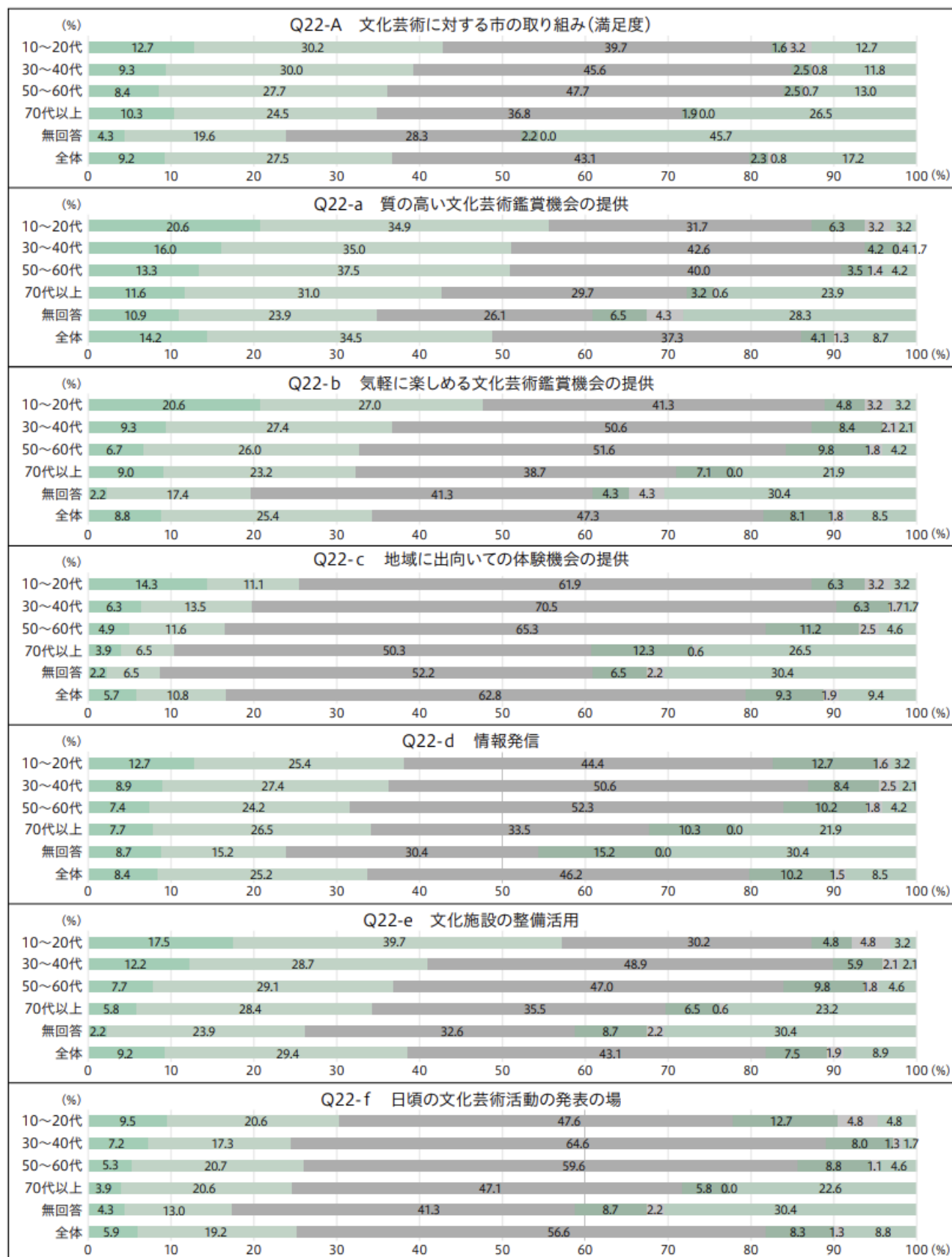
(%)

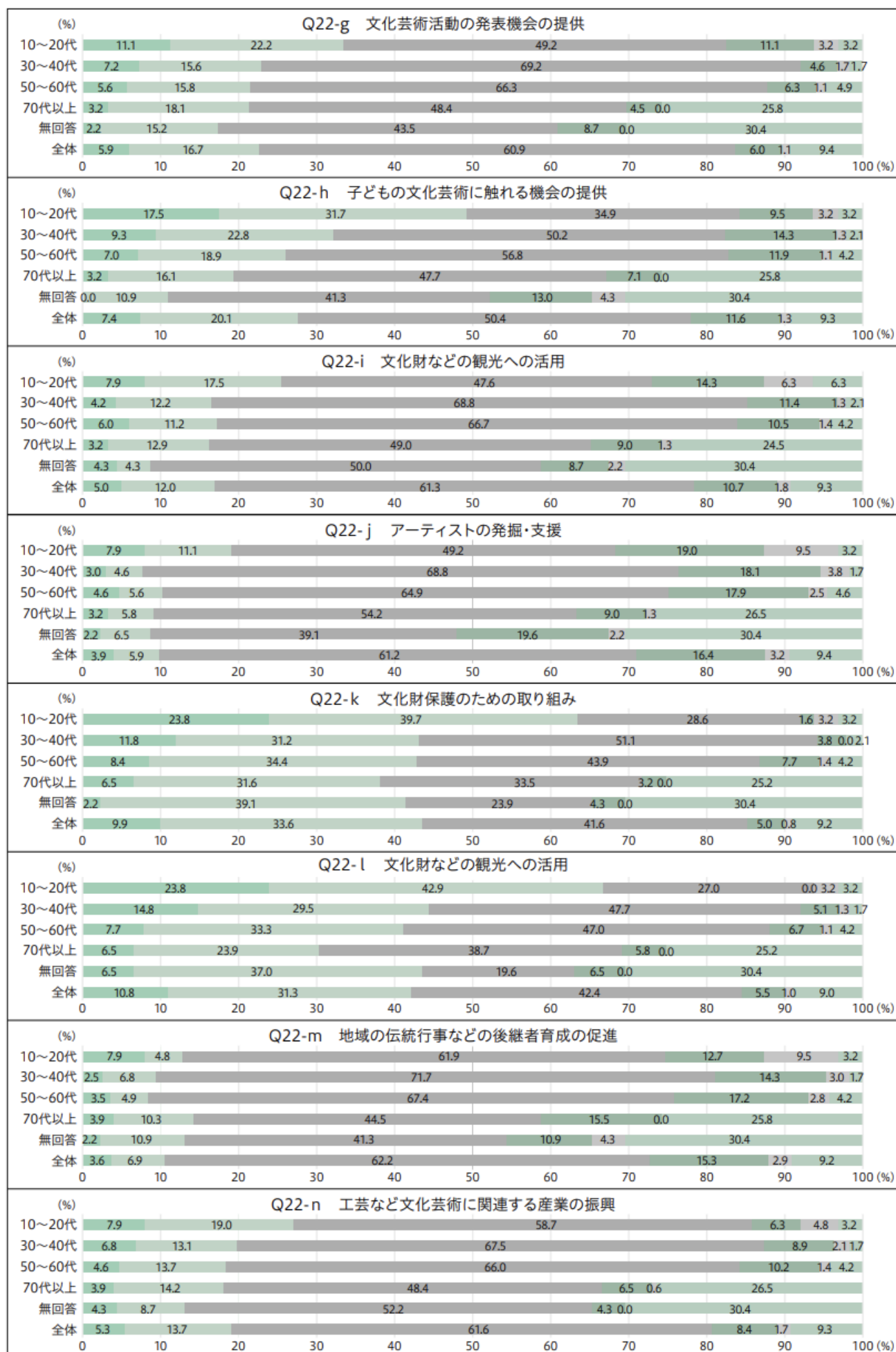
	10～20代	30～40代	50～60代	70代以上	無回答	全体
1. 興味のある公演である	65.1	51.5	48.8	25.8	26.1	45.0
2. 都合の良い時間帯を選べる	28.6	39.7	44.9	26.5	30.4	37.5
3. 拘束時間が短い	20.6	14.3	13.0	11.0	8.7	13.4
4. 自分の知識や経験を活かせる	25.4	26.6	22.5	16.1	21.7	22.6
5. 好きな出演者が出ている	39.7	32.5	21.4	8.4	6.5	22.8
6. ボランティア同士の交流の機会がある	9.5	10.5	10.5	14.8	13.0	11.5
7. 出演者が有名である	17.5	11.0	4.2	1.3	4.3	6.7
8. 知人が出演している	11.1	20.3	9.1	8.4	4.3	12.2
9. 知人から誘われる	20.6	17.3	4.6	5.8	6.5	10.1
10. ノベルティがもらえる	17.5	9.3	3.5	0.6	2.2	5.7
11. リハーサルを見学できる	14.3	21.5	21.8	7.1	13.0	17.7
12. その他	0.0	2.1	3.2	5.8	6.5	3.3
13. 参加したくない	11.1	15.6	18.2	25.8	19.6	18.4

- ・若年ほど「興味があるもの」「拘束時間が短いこと」が多い
- ・高齢で多いのは「参加したくない」「ボランティア同士の交流」だった
- ・30～60代は、「都合の良い時間帯を選べる」「リハーサルを見学できる」が多かった

■満足している ■やや満足している ■どちらともいえない ■やや不満がある ■全く満足していない ■無回答

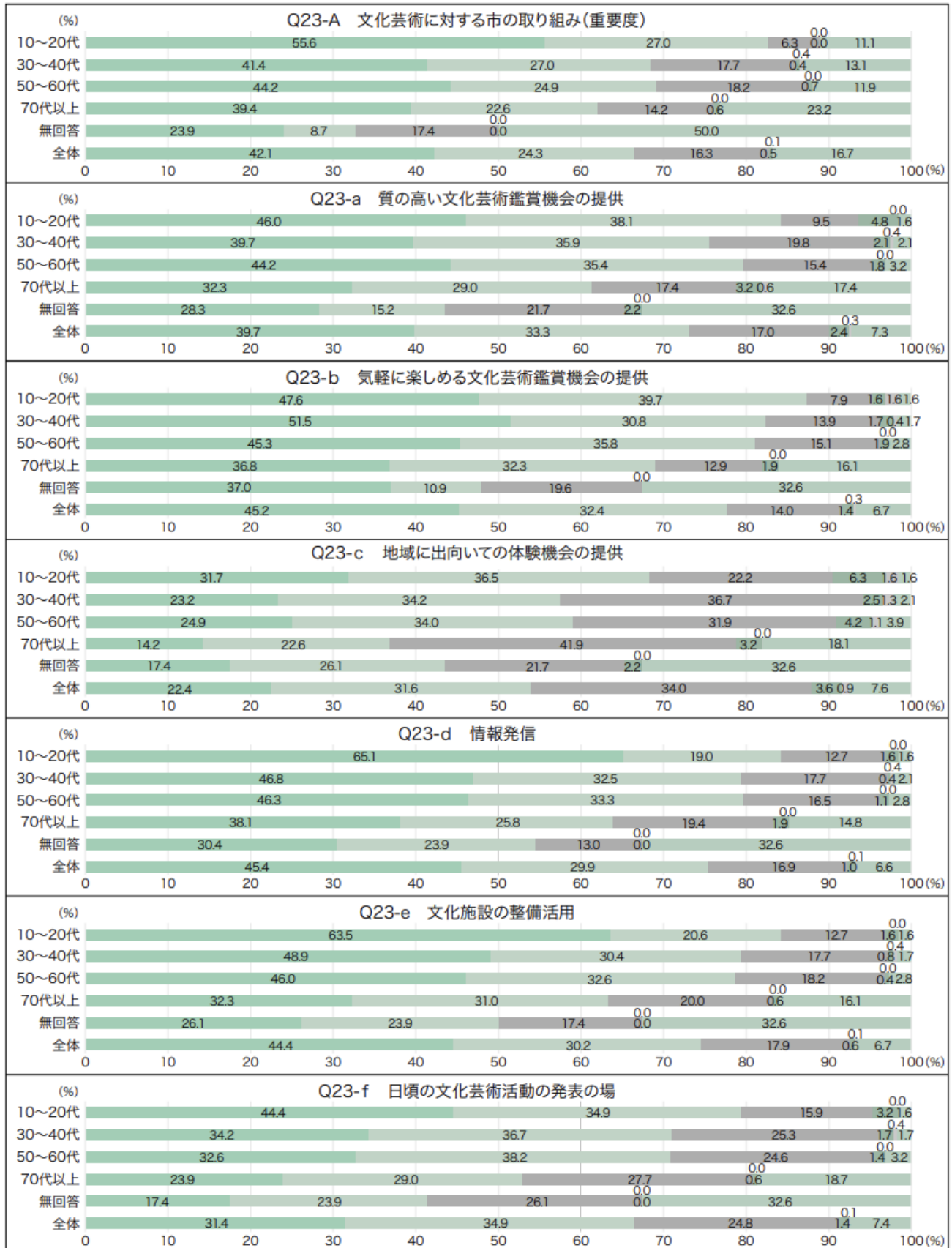
- ・全体平均の結果を覆すような傾向は無し
- ・若年ほど「満足している」「やや満足している」の割合が高い
- ・70代以上と年齢無回答者は、「無回答」の割合が突出して高い
- ・年齢無回答者は、「満足している」の割合が突出して低い

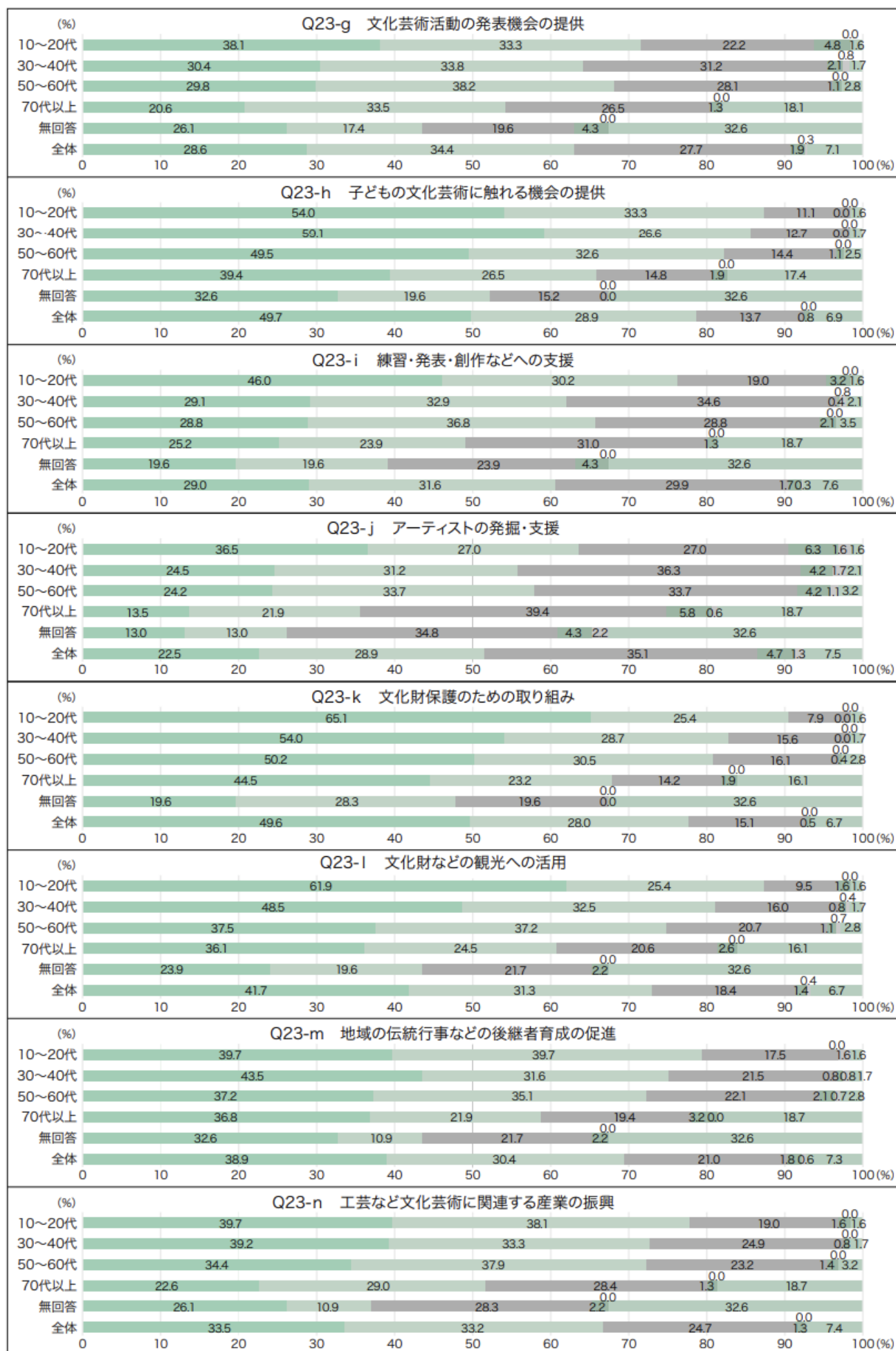




■満足している ■やや満足している ■どちらともいえない ■やや不満がある ■全く満足していない ■無回答

- ・若年ほど「重要である」の割合が高い傾向があり、特に「情報発信」「文化施設の整備活用」「文化財保護の取組み」「文化財の観光への活用」は10～20代の重要視が強い
- ・全般的に重要度は高いと考えられているが、現在の市の取組みに対しては「どちらともいえない」が非常に多く、市民が判断できていない
- どんな取組みをしているのか、認知度が低いことが推察される





資料5 国・県などの文化芸術の動き

西暦	年度	事柄
1872	M5	日本初の博覧会を機に文部省博物館として発足
1945	S20	終戦、★文部省社会教育局に芸術課を新設
1946	S21	日本国憲法公布…記念式典の勅語「文化国家の建設」を言及。文部省が第1回芸術祭を開催（秋）
1950	S25	文化財保護法制定、★文化財保護委員会の設置
1959	S34	芸術文化関係団体の活動への国庫補助始まる。優秀美術作品の買い上げ制度
1964	S39	東京五輪（10/10）、芸術文化関係団体補助金が新設
1966	S41	★文部省文化局を構成、文化普及・芸術の2課を要する（5/）
1967	S42	公立文化施設建設促進のための国庫補助開始
1968	S43	★文部省文化局と文化財保護委員会を統合し、「文化庁」が誕生
1969	S44	★文化財保護審議会の設置
1972	S47	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条例採択
1975	S50	文化財保護法の改正。釧路市文化振興条例制定…行政の文化化
1980	S55	自治省が「ふるさと事業」を展開…全国に公共文化施設建設を促す
1983	S58	京都市役所の市長部局に文化課が開設される。全国の自治体に文化振興条例が増加（東京都ほか）
1989	H元	★文化庁長官の私的諮問機関「文化政策推進会議」設置
1991	H3	ユネスコに＜文化と発展＞委員会を設置
1992	H6	★音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律
1993	H5	法隆寺と姫路城が日本初の世界遺産登録
1995	H7	「芸術文化の振興に関する行政監査結果報告書」…国・地方公共団体・民間等の役割分担の不明確さを指摘
1996	H8	★文化庁「アーツプラン21」、文化財保護法の改正
1998	H10	★「文化振興マスタープラン」発表…文化庁の役割
2001	H13	★「文化芸術振興基本法」が制定（12/7 公布）…根拠法
2002	H14	★「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第1次）」（閣議決定）。河合隼夫文化庁長官が「文化ボランティア」を推奨
2003	H15	無形文化遺産の保護に関する条約採択（ユネスコ総会）。地方自治法改正（指定管理制度導入）
2004	H16	文化庁は、「創造都市ネットワーク」事業を開始
2006	H18	★第2次基本方針（19/2 閣議決定）
2007	H19	文化庁長官表彰に「文化芸術創造都市部門」を設け、市区町村を表彰
2009	H21	長野県教育振興基本計画の策定
2010	H22	★第3次基本方針（23/2 閣議決定）
2012	H24	★劇場、音楽堂等の活性化に関する法律
2013	H25	★「文化芸術立国中期プラン～2020年に日本が『世界の文化芸術の交流のハブ』となる～」を策定 第2次長野県教育振興基本計画の策定、日本再興戦略（6/）
2015	H27	★第4次基本方針（27/5 閣議決定）「文化芸術立国」の姿明示。日本遺産創設
2017	H29	★「文化芸術推進基本計画 - 文化芸術の「多様な価値」を活かして未来をつくる -」を閣議決定（3/）。 ★「文化芸術戦略」を策定 長野県）これからの文化芸術振興を考える有識者懇談会設置（6/16）
2018	H30	★文化芸術振興基本法が文化芸術基本法に改正 ★障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 ★国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律
2020	R2	長野県）頑張るアーティスト応援事業の実施
2021	R3	東京五輪（7/23）
2022	R4	★文化芸術推進基本計画（第2期） ★障がい者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期） ★長野県）第2次長野県文化芸術振興計画
2023	R5	博物館法の一部を改正する法律

★注視すべき動き（文化振興課調べ）

資料6 松本市の文化芸術に関する条例等一覧

年月	(和暦)	事 柄
1956 年 4 月	S31	「松本市文化財保護条例」を制定 (S51.6 全部改正)
1958 年 3 月	S33	「松本市文化財審議委員会の組織及び運営等に関する規則」を設置
1960 年 9 月	S35	「松本市顕彰要綱」を設置
1962 年 7 月	S37	「松本市補助金交付規則」を設置
1964 年 3 月	S39	「松本市立博物館条例」を制定 (H24.3 全部改正)
1965 年 月	S40	「松本市芸術文化表彰規程」を施行 (H18 一部改正)
1966 年 月	S41	財団法人日本民俗資料館が発足
1974 年 5 月	S49	旧本郷村と合併
1976 年 6 月	S51	「松本市文化財保護条例」を設置。「松本市文化財保護条例施行規則」設置 (8/)
1979 年 9 月	S54	「松本市あがたの森文化会館条例」を制定。「松本市あがたの森文化会館条例施行規則」を設置
1983 年 9 月	S58	(財) 日本民俗資料館が解散 (9/30) し、(財) 松本市教育文化振興財団へ移管 (10/1)
1984 年 3 月	S59	「松本市芸術文化振興基金条例」を制定
1985 年 3 月	S60	松本市音楽文化ホール条例」を制定。「音楽とスポーツ都市宣言」(9/26)
1991 年 4 月	H3	「松本市各種競技会、発表会等出場者祝金交付要綱」を設置 (H30.3 全部改正)
1996 年 2 月	H8	「鈴木鎮一記念館条例」を制定
1999 年 3 月	H11	「松本市美術資料収集基金条例」を制定
2001 年 9 月	H13	「松本市美術館条例」を制定。「松本市美術館条例施行規則」を設置 (R3.3 廃止)
2002 年 3 月	H14	「事業の共催等に関する取扱要綱」を設置
2003 年 9 月	H15	■「松本市文化芸術振興条例」を制定…県内初
10 月		「まつもと市民芸術館条例」、「松本市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例」を制定
2004 年 3 月	H16	「まつもと市民芸術館条例施行規則」を設置
7 月		「松本市音楽文化ホール条例施行規則」、「松本市音楽文化ホール運営委員会規則」を設置
9 月		「まつもと市民芸術館運営審議会設置要綱」を設置
2005 年 3 月	H17	「松本市梓川アカデミア館条例」を制定。「松本市梓川アカデミア館条例施行規則」を設置 (R3.3 廃止)
4 月		旧 4 村 (四賀村・安曇村・奈川村・梓川村) と合併
2006 年 1 月	H18	■「松本市文化芸術振興基本方針」を策定
2007 年 6 月	H19	「松本市文化芸術表彰要綱」を一部改正…市制施行 100 周年を記念して
2010 年 3 月	H22	旧波田町と合併 「松本市波田文化センター条例」を制定。「松本市波田文化センター条例施行規則」を設置
2012 年 3 月	H24	「松本市立博物館条例」を制定…分館と一括で
4 月		「松本市立博物館条例施行規則」を設置
2013 年 3 月	H25	新公益法人制度に基づき定款を定め、(財) 松本市教育文化振興財団から (一財) 松本市芸術文化振興財団となる。
2015 年 6 月	H27	■「松本市文化芸術振興審議会」を設置
2016 年 11 月	H28	■「松本市文化芸術振興基本方針」を改定
2017 年 2 月	H29	「松本市歴史文化基本構想」を策定
6 月		■「松本市文化芸術振興庁内連絡会議設置要綱」を設置
10 月		「松本市あがたの森文化会館管理運営委員会設置要綱」を設置
2018 年 3 月	H30	「松本市競技会・発表会出場者祝金交付要綱」を改正
2020 年 4 月	R2	■「松本市文化芸術振興条例」を改正し、「松本市文化芸術基本条例」とする。
2021 年 3 月	R3	「松本市美術館条例施行規則」「松本市梓川アカデミア館条例施行規則」を改正
9 月		「まつもと市民芸術館のこれからを考える専門家会議設置要綱」を設置 ■「松本市文化芸術推進基本計画」を策定
2023 年 3 月	R5	「差別をなくし多様性を認め合うまちまつもと条例」を制定
11 月		「松本まちなかアートproject運営会議設置要綱」を設置

資料7 松本市の文化施設等のあゆみ

年月	(和暦)	事柄
1891 年 5 月	M24	「開智図書館」が開智小学校内に創設
1906 年	M39	明治三十七、八年戦役記念館が開館する（～ T8 松本記念館へ改称、S13 松本記念館へ改称）
1917 年 10 月	T6	松本公会堂が、大典記念事業で四柱神社敷地内に落成（～ S40）
1920 年 8 月	T9	松本高等学校の本館が竣工
1946 年 4 月	S22	松本公会堂が、松本市公民館として発足
1947 年 月	S22	市民会館が松本市第2公民館として開館（～ S30） 松本記念館が松本博物館（初代館長一志茂樹）として再開館…（S23 松本市立博物館へ改称）
1948 年 月	S23	松本市公民館階下に日米文化室を設置
1950 年 月	S25	松本高等学校閉校（30年の歴史に幕）
1955 年 月	S30	市民会館が焼失。松本城記念館を博物館の分館として設置
1958 年 10 月	S34	市民会館が深志公園内に新築…県下に誇る教育文化都市松本を象徴する代表的な施設（～ H13）
1960 年 4 月	S36	「文化振興」に関することを教育委員会社会教育課が所管
1961 年	S37	松本民芸館（丸山太郎氏が創館）
1965 年 5 月	S40	松本公会堂を取り壊し
1966 年 4 月	S41	新博物館を建設のため、財団法人日本民俗資料館を発足（～ S58）
7 月		厚生文化会館（松本市中央公民館を含む）が公会堂跡地に開館（～ H11）
1968 年 4 月	S43	財団法人日本民俗資料館（以下「民俗資料館」）が城内（二の丸）に新築・開館
1972 年 4 月	S47	松本市教育委員会社会教育課に文化係を新設（芸術文化の振興等を所管）
1975 年 7 月	S50	社会文化会館（浅間）が開館（～ H11）
1979 年 10 月	S54	松本市あがたの森文化会館（県）が開館
1982 年 月	S57	旧長野地方裁判所松本支部庁舎が移築し、日本司法博物館（島立）として開館
1983 年 9 月	S58	丸山氏が松本民芸館を市へ寄付（2/1）。（財）日本民俗資料館を解散、財団法人松本市教育文化振興財団（以下「財団」という）を設立（～ H25）
10 月		教育文化センター（以下「教文」）が開館…民芸館、教文の2施設が管理運営を財団へ委託
1985 年 4 月	S60	松本市中央公民館は、市厚生文化会館の廃止に伴い、独立館として発足。松本市市民会館は、管理運営を（財）松本市開発公社へ委託（貸館100%）
10 月		松本市音楽文化ホール（ザ・ハーモニーホール）が開館、管理運営を財団へ委託
1990 年 1 月	H2	梓川アカデミア館が開館（旧梓川村）
1994 年 7 月	H6	奈川の文化センター夢の森が開館（旧奈川村）
1995 年 月	H7	波田文化センターが開館（旧波田町） 民俗資料館、教文、民芸館、音楽文化ホール、考古博物館、旧開智学校、はかり資料館、窪田空穂記念館の8施設を管理運営を財団へ委託
1996 年 4 月	H8	鈴木鎮一記念館（旭）が開館
1999 年 月	H11	社会文化会館を改修し、「浅間温泉文化センター」と改称 厚生文化会館が開館（33年の歴史に幕）、伊勢町複合施設ビル（Mウィング）が開館…中央公民館併設
2001 年 4 月	H13	松本民芸館（里山辺）リニューアルオープン、管理運営を財団へ委託
7 月		松本市市民会館が開館（43年の歴史に幕、閉館イベントに17団体26,000人参加）
2002 年 4 月	H14	松本市美術館（中央）が開館…管理運営を財団へ委託
2003 年 4 月	H15	地方自治法改正に伴い指定管理者制度が創設 教育委員会社会教育課が文化課に改称
2004 年 3 月	H16	まつもと市民芸術館（深志）が竣工。まつもと市民芸術館（旧市民会館機能を含む）が8月に開館、管理運営を財団へ委託
4 月		教育委員会文化課を文化財保護課と文化振興課とに分ける。文化振興課を総務部へ移管（教育部国際音楽祭推進課も同様） 松本市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例に基づき、財団は受託施設の：管理運営について、指定管理者の指定を受ける。

2005 年 4 月	H17	民俗資料館を市へ寄贈、「松本市立博物館」に名称変更 政策部を創設し、文化振興課及び国際音楽祭推進課を移管。財団事務局を博物館から文化振興課へ移管 財団は、音文・芸術館・美術館の指定管理者の指定を受ける。
2006 年 4 月	H18	教文のプラネタリウムがリニューアルオープン
2007 年 6 月	H19	あがたの森文化会館の施設（旧制松本高等学校本館及び講堂）が国重要文化財指定
2009 年 4 月	H21	財団は、音文・芸術館・美術館に利用料金制度を導入
2013 年 4 月	H25	制度変更に伴い、財団は（一財）松本市芸術文化振興財団へ名称変更
2015 年 4 月	H27	市長部局に文化スポーツ部を新設、政策部から文化振興課（世界遺産登録推進業務を含む）を移管
2017 年 月	H29	音文、鈴木鎮一記念館が指定管理（H29～R3）を受ける
2018 年 月	H30	鈴木鎮一記念館耐震補強工事を終え、リニューアルオープン
2019 年 9 月	R 元	旧開智学校校舎が、国宝指定
2020 年 6 月	R2	（一財）松本市芸術文化振興財団理事長が交代
2021 年 4 月	R3	文化スポーツ部文化振興課から文化観光部文化振興課となる
2023 年 10 月	R5	松本市立博物館（基幹博物館）が開館
2024 年 11 月	R6	旧開智学校が耐震対策工事等を終えリニューアルオープン

出典：松本市教育要覧ほか

資料 8 松本市の主な出来事など

西暦	年度	事 柄
1873	M6	第 1 回松本博覧会（11/10～12/24）
1874	M7	第 2 回松本博覧会（4/15～6/3）同期間内に附博覧会開催（子供演劇）
1875	M8	第 3 回松本博覧会（4/1～4/31）、第 4 回松本博覧会（11/10～12/5）
1876	M9	第 5 回松本博覧会（4/15～5/15）
1916	T5	松本特産品博覧会・工芸品展覧会・衛生展覧会を深志公園にて開催（9/）
1918	T7	全国工芸品展覧会開催（4/）。松本高等学校敷地取得し、県へ寄付（3/）
1927	S2	市公会堂で全信州詩展開く。中央勸業博覧会開催（4/）。アムンゼン（北極探検家）来松講演
1928	S3	松本音楽研究会は、交響楽団を構成、御大礼奉祝大演奏会を開く。
1936	S11	市制施行 30 周年祝賀会開催（大名町で観光祭開催）
1947	S22	第 1 回お城盆踊り大会
1955	S30	松本城昭和大修理竣工、「お城まつり」開催（10/～）。埋の橋設置（9/ 末）
1958	S33	まつもと市民祭が開催される（以後毎年）
1960	S35	第 1 回芸術祭開催…市民会館落成機に、実行委員会委員長に鈴木鎮一先生（～ H9） 松本城区市制 50 周年記念事業として落成、「お城まつり」開催（4/）
1961	S36	第 1 回花いっぱい運動 10 周年記念世界大会（松本開催）…秩父宮妃殿下を迎え
1964	S39	第 7 回市民祭 合併 10 周年記念行事開催（体育祭が市民祭から分離）
1965	S40	松本城解体修理完成 10 周年記念「お城まつり」開催（11/）
1968	S43	松本市制 60 周年祭、明治 100 年祭記念式典
1975	S50	第 1 回松本ぼんぼん開始（8/8.9）…市民の誰もが楽しめる夏祭り
1977	S52	第 2 回花いっぱい世界大会（松本開催）。■市制施行 70 周年記念式典
1978	S53	やまびこ国体開催
1979	S54	芸術文化祭 20 周年記念座談会開催（1/23）、同座談会記念誌発行（3/27） 第 22 回市民祭表彰式典の席上、鈴木鎮一先生を名誉市民に推戴。あがたの森文化会館が開館
1981	S56	松本城二の丸御殿跡発掘調査完了、松本城埋の橋架け替え工事竣工
1982	S57	信州大学学生寮「思誠寮」本体工事竣工

1983	S58	スズキ・メソード第6回国際研究大会（世界大会）松本開催（1回目） 松本民芸館開館。教育文化センター新築工事竣工
1984	S59	県松本合同庁舎竣工。音文ホール建設工事竣工
1985	S60	松本市音楽文化ホール開館。「松本・アルプス国際観光モデル地区」指定 ■市制77周年及び松本市音楽文化ホール・オープン記念松本のうたコンテスト開催「春を信じ道祖神」「街・美しい松本」
1986	S61	第2回国際デザインキャンプ86松本大会、国際アルピニストフェスティバルイン松本開催 あがたの森公園整備事業完了。音楽文化ホールがハーモニーメイト組織化
1987	S62	旧開智学校と旧開明学校の姉妹館提携の締結。■市制80周年記念音楽文化ホールパイプオルガン設置工事竣工
1988	S63	国際コンベンション・シティの指定 第2回デザイン・エキシビジョン88松本開催、第3回国際デザインキャンプ88松本大会
1989	H元	スズキ・メソード第9回国際研究大会（世界大会）松本開催（2回目） 第30回芸術文化祭30周年記念事業（12部門28団体）、ハイライト「松本の四季」 89”日本クラフトフェア松本開催（10/6～10）
1990	H2	音楽文化ホール5周年記念事業「マタイ受難曲 全曲」。90信濃の国楽市楽座大集合開催 浅間温泉国際スケートセンター管理棟竣工。第4回国際デザインキャンプ90松本大会。
1991	H3	市野球場竣工・プロ野球公式戦「巨人対ヤクルト」。中央図書館竣工 市総合体育館竣工・ワールドカップ91バレーボール男子リーグ松本大会
1992	H4	第1回「'92サイトウ・キネン・フェスティバル松本」開催（9/5～9/15）、パレード開催…以後毎年開催 第36回全国サイクリング大会。窪田空穂生家修復復元。（仮称）市美術館基本構想策定委員会設置
1993	H5	信州博覧会・国宝松本城400年まつり開催（7/17～9/26）マスコットキャラクター「夢丸」 →前例のない大規模イベントは、中心市街地で行われるイベントの運営の手本 国際音楽短期大学設立計画の中止（音楽短大招致室廃止）、旧制高等学校記念館開館。大相撲松本場所開催 「'93サイトウ・キネン・フェスティバル松本」開催（9/4～9/12）。SKFボランティア初公募
1994	H6	松本空港ジェット化開港記念フェスティバル 「'94サイトウ・キネン・フェスティバル松本」開催（9/3～9/11）、初ヨーロッパ公演（8/24～8/28）
1995	H7	終戦50周年・平和祈念第38回全日本花いっぱい松本大会。「'95サイトウ・キネン・フェスティバル松本」開催（9/3～9/11）。音文ホール10周年記念事業_リサイタル2回（5/25、6/12）
1996	H8	鈴木鎮一記念館オープン、湊沢音楽祭開催
1997	H9	■市制施行90周年記念事業「松本のうた募集コンクール」を実施。松本市史刊行記念式典
1998	H10	史跡松本城太鼓門櫓形復元整備工事竣工。市文書館開館
1999	H11	国宝松本城太鼓門復元記念まつり開催。松本市中央公民館（Mウイング内）移転開館、社会文化会館閉館 スズキ・メソード第13回国際研究大会（世界大会）松本開催（3回目）
2000	H12	特例市移行、国宝松本城功労者慰霊祭挙行、第1回まつもと工業まつり開催 松本市小・中学校音楽部門課外活動顕彰式挙行。SKFにて1000人合唱開催
2001	H13	2001世界岳都都市会議開催（世界岳都郷土芸能祭開催） 「国宝松本城を世界遺産に」推進実行委員会が発足。松本市Mウイング文化センター設置 第42回芸術文化祭市民会館さよならコンサート開催
2002	H14	■市制施行95周年記念「輝く街・ステップアップ松本」開催…「松本の歌 吟遊百景」 街を花いっぱいにする会発足50周年記念式典。SKFが10周年、札幌～山口までキャンペーン実施 松本大学開学。市美術館・歴史の里・時計博物館開館。松本駅開業100周年記念式典
2004	H16	第10回日本そば博覧会「信州・そば祭り」開催、まつもと市民芸術館グランドオープン サイトウ・キネン・オーケストラヨーロッパ公演 第45回芸術文化祭45周年記念事業開催「松本市芸術文化功労者図録」発刊（7/7～/11）
2005	H17	国宝松本城解体復元50周年記念事業開催（宮内庁式部職楽部「雅楽」松本特別公演）

2006	H18	■市制施行 99 周年式典、博物館開館 100 周年。SKF 合唱団と室内合奏団が「カルメン」の抜粋公演
2007	H19	■市制施行 100 周年記念事業（ウイーン展） 第 1 回まつもと市民オペラ「シュトラウス『こうもり』」日本語上演。SKF ウェルカムストリート・ライブがスタート（プロが参加） TC アルプ活動開始「松本から演劇を創造し発信しよう」。工芸の五月に名称変更。NHK のど自慢
2008	H20	信州まつもと大歌舞伎「夏祭浪花鑑」初開催、串田監督（H20 ～）が歌舞伎に市民キャスト参加 「ウェルカムストリート・ライブ」がスタート
2009	H21	松本城太鼓門復元 10 周年記念式典 まつもと市民芸術館開館 5 周年記念事業「シルクド・バロックの三文サーカス」等開催 まつもと街なか大道芸初開催（以後、隔年開催） 第 2 回まつもと市民オペラ「ヴェルディ『椿姫』」イタリア語上演・字幕付 第 50 回芸術文化祭 50 周年記念事業開催、記念公演「川島芳子の生涯」
2010	H22	第 2 回平成中村座信州・まつもと大歌舞伎「佐倉義民傳」…100 人の市民キャスト参加
2011	H23	高山市姉妹都市提携 40 周年記念式典、藤沢市姉妹都市提携 50 周年記念式典 第 2 回まつもと街なか大道芸（キャバレーのプレイベント） 第 3 回まつもと市民オペラ「モーツァルト『魔笛』」歌唱ドイツ語 / 台詞日本語上演・字幕付 オルガン・サマーコンサート札幌公演・松本公演、金沢ティーンズミュージカル交流事業（金沢市開催） 串田監督が SKF の演目『兵士の物語』を演出…SKF と芸術館共同作品（～ 2014 毎夏）
2012	H24	第 3 回信州・まつもと大歌舞伎「天日坊」。アルプちゃん絵本制作 松本市美術館開館 10 周年記念式典。第 16 回スズキ・メソード世界大会 in 松本（3/27 ～ /31）
2013	H25	天皇皇后両陛下松本市行幸啓 第 3 回まつもと街なか大道芸。第 4 回まつもと市民オペラ「ビゼー『カルメン』」日本語上演
2014	H26	松本市が文化庁長官表彰（文化芸術創造都市部門）を受ける 第 4 回信州・まつもと大歌舞伎「三人吉三」。アルプちゃん絵本制作（第 2 弾）
2015	H27	第 4 回まつもと街なか大道芸。音文開館 30 周年記念事業 第 5 回まつもと市民オペラ「モーツァルト『フィガロの結婚』」原語上演・字幕付 「サイトウ・キネン・フェスティバル松本」が「セイジ・オザワ 松本フェスティバル」に名称変更 まつもと演劇祭 20 周年記念まつもと市民芸術館と共催
2016	H28	第 1 回「山の日」記念全国大会、姫路市姉妹都市提携 50 周年記念式典 セイジ・オザワ 松本フェスティバル特別公演開催。第 74 期名人戦 7 番勝負第 2 局松本市対局初開催 第 5 回信州・まつもと大歌舞伎「四谷怪談」、田んぼアート
2017	H29	■松本市制施行 110 周年記念式典 第 57 回全日本花いっぱい松本大会。第 1 回松本マラソン。「草間彌生展」開幕 第 5 回まつもと街なか大道芸、楽都まつもとライブスタート 第 6 回まつもと市民オペラ「團伊玖磨『ちゃんちき』」
2018	H30	第 42 回全国高等学校総合文化祭「2018 信州総文祭」（8/7 ～ 8/11）…松本がメイン会場に 第 6 回信州・まつもと大歌舞伎「切られの与三」。第 10 回商店街映画祭（山崎貴監督と串田監督との対談会）
2019	R 元	第 6 回まつもと街なか大道芸がキャバレーと分離（9/28）。楽都・まつもとカラオケ大会（芸術館主ホール） まつもと市民合唱団 オペラ・ガラコンサート 旅する歌オペラ オルガン・サマーコンサート札幌公演・松本公演。金沢ティーンズミュージカル交流事業（金沢市開催） 市芸術文化祭 60 周年記念総合舞台劇「音にいのちあり～鈴木鎮一・愛と教育の生涯～」上演。夢ピアノ
2020	R2	まつもと街なかジャズフェスティバル初開催。高校生書道パフォーマンス披露会
2021	R3	第 7 回信州・まつもと大歌舞伎「夏祭浪花鑑」 FESTA 松本（10/8 ～ 17）。パルコ de 美術館（7/3 ～ 2/28） 第 7 回まつもと市民オペラ「山と海猫」
2022	R4	まつもと街なか大道芸&ジャズフェスティバル
2023	R5	映画監督 山崎貴の世界 まちなか出張展 第2回まつもと街なか大道芸&ジャズフェスティバル 第8回まつもと市民オペラ「山と海猫」2023年版

（出典：松本市事務報告書ほか）

○文化芸術基本法

(平成十三年十二月七日)

(法律第百四十八号)

改正 平成二九年六月二三日法律第七十三号

同三〇年六月八日同第四十二号

令和元年六月七日同第二十六号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 文化芸術推進基本計画等（第七条・第七条の二）

第三章 文化芸術に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第三十六条・第三十七条）

(平二九法七十三・改称) 附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみると、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活

動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（文化芸術団体の役割）

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

（文化芸術推進基本計画）

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

（地方文化芸術推進基本計画）

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

（芸術の振興）

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（メディア芸術の振興）

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（伝統芸能の継承及び発展）

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（芸能の振興）

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及）

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化財等の保存及び活用）

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術の振興等）

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国際交流等の推進）

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

（芸術家等の養成及び確保）

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国語についての理解）

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

（著作権等の保護及び利用）

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の鑑賞等の機会の充実）

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（青少年の文化芸術活動の充実）

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（劇場、音楽堂等の充実）

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（美術館、博物館、図書館等の充実）

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術活動の場の充実）

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

（公共の建物等の建築に当たっての配慮等）

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

（情報通信技術の活用の推進）

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究等）

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等）

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間の支援活動の活性化等）

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（関係機関等の連携等）

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

（顕彰）

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

（政策形成への民意の反映等）

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

（地方公共団体の施策）

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

（文化芸術推進会議）

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

（都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等）

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年六月二三日法律第七十三号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討）

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成三〇年六月八日法律第四十二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年六月七日法律第二十六号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

平成 15 年 9 月 26 日

○松本市文化芸術基本条例

条例第 41 号

改正 令和 2 年 3 月 9 日条例第 7 号

（題名改称）

前文

わたくしたちのまち松本は、先人のたゆまぬ努力により歴史を刻み、市民一人ひとりの豊かな感性と創造性により、地域に根ざした独自の文化芸術を育んできた。

文化芸術は、すべての人が心豊かな生活を実現していくうえで不可欠なものであり、人と人とを結び付け、互いに理解し合うことにより、協働し、共生する社会の基盤となるものである。

21 世紀を迎え、わたくしたちは、松本の誇る文化芸術を世界に発信し、世界からの文化芸術を受信する多くの機会に恵まれていること、また一人ひとりが文化芸術の担い手であることを自覚し、地域文化への理解を深め、文化芸術を大切にすることをもちながら、先人の築いた文化芸術を将来の世代に引き継ぐとともに、新しい松本の文化芸術を創造していくことを決意するものである。

わたくしたちは、文化薫るアルプスの城下まちのもと、すべての市民の参加により、本市の持つ優れた特性を生かしながら、本市独自の文化芸術に関する施策の推進を図るため、ここにこの条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、文化芸術に関する施策に係る基本理念及び施策の基本となる事項を定め、市及び市民の責務を明らかにし、文化芸術に関する施策を総合的に推進し、もって心豊かな市民生活及び活力ある社会の実現を図ることを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人の生まれながらの権利であることに鑑み、市民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術が広く世界に発信され、また世界から受信できるよう、文化芸術に係る国際的な交流が図られなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く市民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、まちづくり、福祉、教育、観光、国際交流、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に推進し、市民の自主的かつ主体的な文化芸術活動を促進し、これらの活動を支援するよう努めるものとする。

2 市は、市民が等しく文化芸術を創造し、享受することができるような環境の整備を行い、個性と魅力にあふれた文化芸術に関する施策の推進に努めるものとする。

3 市は、文化芸術に対する市民の関心及び理解を深め、将来にわたって文化芸術が発展するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、一人ひとりが文化芸術の担い手として文化芸術を創造し、享受し、その保護及び発展に努めるものとする。

2 市民は、互いにその文化芸術活動を理解し、尊重し、支援するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第5条 市長は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間団体等との関係)

第6条 市は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するに当たっては、民間団体等が行う文化芸術活動に支障を及ぼさないよう十分留意し、民間団体等の協力を求め、またその有する人材、情報その他の能力を活用するよう努めるものとする。

(基本計画)

第7条 市長は、文化芸術に関する施策の総合的な推進を図るため、次に掲げる事項について文化芸術に関する施策に係る基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- (1) 文化芸術に関する施策の総合的な推進に関する事項
- (2) 文化芸術活動の環境の整備及び充実に関する事項
- (3) 文化芸術を担う人材の養成及び確保に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、文化芸術に関する施策に係る重要な事項

策に係る重要な事項

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ文化芸術活動を行う者その他広く市民の意見を聴くために必要な措置を講ずるとともに、松本市文化芸術振興審議会（第9条を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(文化芸術に関する基本的施策)

第8条 市は、次に掲げる事項について文化芸術に関する基本的施策を講ずるものとする。

- (1) 芸術の振興に関する事項
- (2) 生活文化の振興に関する事項
- (3) 文化財の保護及び活用に関する事項

- (4) 文化芸術に係る国際的な交流の推進に関する事項
- (5) 高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実に関する事項

- (6) 青少年の文化芸術活動の充実に関する事項

- (7) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術に関する施策に係る事項

(文化芸術振興審議会)

第9条 文化芸術に関する施策に係る事項等について審議するため、松本市文化芸術振興審議会を設置する。

第10条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 文化芸術活動を行う者の代表
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

5 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第11条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

第12条 審議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月9日条例第7号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

策定及び見直しまでの経過

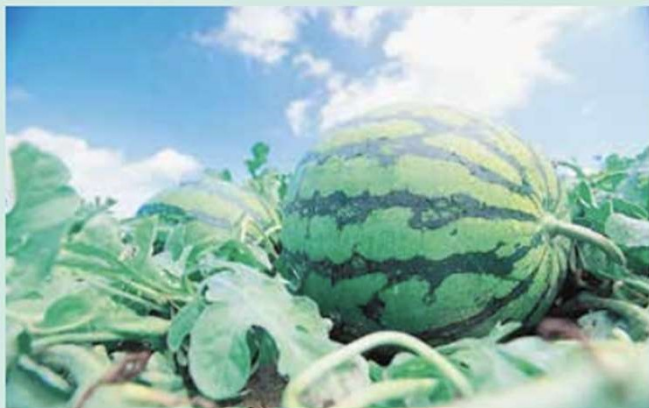
年 度	月 日	会 議 等	内 容
令和2年	3月25日	庁議	基本計画の策定について報告
	8月 4日	第1回審議会	現状認識及び骨子案について
	9月29日	第1回庁内連絡会議	現状認識及び骨子案について
	10月13日	第2回審議会	具体的施策Ⅰ・Ⅱについて
	11月26日	第3回審議会	具体的施策Ⅲ・Ⅳについて
	2月26日	第4回審議会	計画素案の協議
	3月26日	第2回庁内連絡会議	計画素案の協議
令和3年	5月10日	庁議	計画（案）の協議
	5月25日	経済文教委員協議会	計画（案）の協議
	6月 1日	第1回審議会	計画（案）の協議
	6月 4日	パブリックコメント	パブリックコメントの実施（～7月4日まで）
	7月30日	第2回審議会	最終案の報告
	8月30日	庁議	パブリックコメントの結果報告
	9月17日	経済文教委員協議会	パブリックコメントの結果報告
令和5年	8月31日	第1回審議会	基本計画の見直しについて協議
	3月19日	第2回審議会	見直し（案）の協議
令和6年	5月28日	第1回審議会	見直し（案）の協議
	6月25日	庁内関係課会議	見直し（案）の協議
	8月29日	市教育委員会	市教育委員会から意見聴取
	9月25日	庁議	見直し（案）の協議
	10月16日	経済文教委員協議会	見直し（案）の協議

松本市文化芸術振興審議会委員名簿

NO	区分	氏 名	役職等	備考
1	活動者 代表	みやじまひろき 宮嶋弘樹	会社員 楽都・まつもとプロデュースチーム リーダー	5期 副会長
2	〃	たきざわかずゆき 瀧沢一以	手仕事扱い処ゆこもり 主宰	5期
3	学 識 経験者	さきもとしょうじ 笹本正治	長野県立歴史館特別館長、信州大学名誉教授 (中近世日本史)	5期 会長
4	〃	くらさわ さとる 倉澤 聡	都市計画家	5期
5	〃	にしおしょうこ 西尾尚子	駒沢女子大学 人間総合学群 住空間デザイン学類 講師	R5より 1期
6	公 募	つじもとけいた 辻本敬太	会社員	5期

表紙、背表紙写真（右上から時計周り）

信州・まつもと大歌舞伎 ふれあい座／まつもと街なかジャズフェスティバル／松本市美術館 外観／奈川獅子
 セイジ・オザワ 松本フェスティバル 吹奏楽パレード © 山田毅／会田宿の街並み／花見の御柱／クラフトフェア松本
 内田のサササ踊り／島内の鳥居火／波田のすいか／乗鞍エコーライン／浅間温泉たいまつ祭り／とうじそば
 音楽文化ホール 自主事業



岳 樂 学

松本市文化芸術推進基本計画

令和4（2022）年2月発行

令和7（2025）年2月改訂

発行：松本市

松本市丸の内3番7号

電話：0263-34-3000（代表）

編集：松本市文化観光部文化振興課

令和6年度実施結果（別紙3）

No	目標	基本施策	令和6年度実施事業名	開催日時	開催趣旨・目的	開催会場	開催内容（詳細）	参加人数	参加対象者	幼年～青年（0～24歳）を主対象とした事業	該当事業の累計開催回数（今回を含む）	該当事業の実施初年度（和暦）	担当課
1	市民の誰もが自由に文化芸術を楽しむことができる	市民の文化芸術に親しむ機会の拡充（触れる機会の充実、情報発信等）	美術館HP改修事業	～1月31日（金）	美術館公式HPを利用者にとって、魅力があり、利用しやすいものにリニューアル	－	HPリニューアル	－	－		－	令和6年	美術館
2			SNSでの情報発信	随時	美術館の各種事業や話題の広報	－	SNSを通じ各種事業や話題の情報発信	－	－		－	－	美術館
3			コレクション展示、企画展の開催	コレクション展示 年4回展示替え 企画展 年4本開催	市民が美術に触れる「鑑賞の場」を提供すると共に、観光戦略の一拠点としてふさわしい展覧会を開催するもの	松本市美術館	企画展 ・ブラック・ジャック展（4月13日～6月2日） ・北欧の神秘展（7月13日～9月23日） ・香取秀真展（10月12日～12月1日） ・ロートレック展（1月18日～4月6日）	企画展 ・ブラック・ジャック展30,613人 ・北欧の神秘展27,120人 ・香取秀真展11,392人 ・ロートレック展25,000人（見込み）	市民、観光客		－	平成14年	美術館
4			館長講座、学芸講座の実施	館長講座 2月～3月 学芸講座 依頼により随時	美術館の存在意義についての理解を深めるとともに、美術を身近に感じてもらうために開催するもの	松本市美術館（館長講座） 各依頼会場（学芸講座）	館長講座（日本美術を時代やテーマごとに解説 2月8日、15日、3月2日、9日、15日、23日） 学芸講座（美術館収蔵作家作品等の解説）	館長講座180人（見込み） 学芸講座70人（見込み）	市民		－	平成23年	美術館
5			学校への出前講座の実施	依頼により随時	－	－	令和6年依頼なし	－	小中学生	○	－	－	美術館
6			子育てパパ・ママの美術鑑賞日	4月～3月の金土日祝	子育て世代にも美術館で過ごす時間を楽しんでいただくため	松本市美術館	臨時託児会場を設置し、保育士がお子さんをお預かり	計55人（見込み）	生後6カ月から未就学児とその保護者	○	20回	平成29年	美術館
7			市民ギャラリー等展示スペースの貸館事業	随時	芸術の「表現の場」を提供するもの	松本市美術館	市民ギャラリー等展示スペースの貸館事業	－	－		－	平成14年	美術館
8			セイジ・オザワ 松本フェスティバル「出前コンサート」	8月10日（土）、28日（水）	コンサート会場へ足を運べない方がクラシック音楽を気軽に親しむ機会を提供するため	長野県立信州医療センター（須坂市）、ゆめの里和田（松本市）	福祉施設・病院等に出演者有志が向き、演奏会を開催	計120人（須坂市：70人、松本市：50人）	医療機関の通院・入院患者及びその関係者、介護施設の通所者・入所者及びその関係者		96回	平成10年	国際音楽祭推進課

令和6年度実施結果（別紙3）

No	目標	基本施策	令和6年度実施事業名	開催日時	開催趣旨・目的	開催会場	開催内容（詳細）	参加人数	参加対象者	幼年～青年（0～24歳）を主対象とした事業	該当事業の累計開催回数（今回を含む）	該当事業の実施初年度（和暦）	担当課
9	市民の誰もが自由に文化芸術に親しむことができる	市民の文化芸術に親しむ機会の拡充（触れる機会の充実、情報発信等）	セイジ・オザワ 松本フェスティバル「子どものためのオペラ」	8月26日（月）～8月27日（火）	次世代を担う子どもたちとの関わりを重視し、文化芸術への理解をより一層深めてもらうため	まつもと市民芸術館	まつもと市民芸術館にて計4公演を開催 長野県内中学1年生を招待し、音楽的総合舞台芸術であるオペラ公演の鑑賞会を開催	4,609人	長野県内中学1年生	○	72回	平成17年	国際音楽祭推進課
10			セイジ・オザワ 松本フェスティバル「子どものための音楽会」	9月2日（月）～4日（水）	質の高いオーケストラ鑑賞の機会を提供し、児童の音楽教育に寄与するため	キッセイ文化ホール（長野県松本文化会館）	キッセイ文化ホールにて計6公演を開催 長野県内小学6年生を招待し、交響管弦楽であるオーケストラ公演の鑑賞会を開催	7,969人	長野県内小学6年生	○	124回	平成4年	国際音楽祭推進課
11			工芸の五月（クラフトフェア2024など）	工芸の五月：4月29日（月・祝）～5月31日（金） クラウトフェア：5月25日（土）、26日（日）	中心市街地の活性化・回遊型観光の振興、地域文化の向上	あがたの森公園、大手門柵形跡広場など	・工芸月間事業：5月に集中してクラフトフェアを目玉とした、工芸のPRイベントを複数開催 ・通年事業：企業など々と連携しワークショップなどを実施	クラフトフェア松本2024来場者：39,429人	市民、観光客		16回	工芸の五月実行委員会として平成21年～	商工課
12			信州・松本そば祭り（10月12日～14日）	10月12日（土）～14日（月・祝）	信州そばとその文化を県内外に広く紹介するとともに、「そば文化」を通じ地域間交流を深め、文化交流を推進	松本城公園、松本市臨空工業団地体育館等	全国そば祭り 信州地場産市 信州そば打ち名人戦 他	112,000人	市民、観光客		18回	平成16年	商工課
13			文化庁の「伝統文化親子教室事業（教室実施型）」補助金の申請の支援を実施（R6：13団体が採択）	10月頃文化庁から通知	次代を担う子供たちに対して、伝統文化・生活文化に関する活動を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供する取組に対して支援を行うことにより、伝統文化・生活文化の継承・発展と、子供たちの豊かな人間性の涵養に資することを目的とする	市内各地	—	—	伝統文化等の振興等を目的とする団体	○	—	平成26年	こども育成課

令和6年度実施結果（別紙3）

No	目標	基本施策	令和6年度実施事業名	開催日時	開催趣旨・目的	開催会場	開催内容（詳細）	参加人数	参加対象者	幼年～青年（0～24歳）を主対象とした事業	該当事業の累計開催回数（今回を含む）	該当事業の実施初年度（和暦）	担当課
14	市民の誰もが自由に文化芸術に親しむことができる	市民の文化芸術に親しむ機会の拡充（触れる機会の充実、情報発信等）	青山様・ぼんぼんの実施に伴い、道路許可申請に必要な書類を地区に送付（警察署への提出は地区が行う）	7月20日（土）頃～8月10日（土）頃	本町、中町、東町を中心に始まったこども達の伝統行事	市内各地区	こども達の伝統行事で平成4年3月に市重要無形文化財に指定されており、平成13年9月県選択無形文化財に選択されている	－	町内役員、小学生、保護者	○	－	平成18年以前	こども育成課
15			三九郎の実施に当たり、河川敷地使用の届出等関係機関への手続きを実施	1月4日（土）～20日（月）頃	今年一年の無病息災を願うこども達の伝統行事	市内各地区	小学生が担い手となりだるまや松飾りを添えたやぐらを燃やし一年の無病息災を願う行事	－	町内役員、小学生、保護者	○	－	平成18年以前	こども育成課
16			市内小中学生を対象とした松本市芸術文化祭実行委員会 市民合同作品展への文芸（短歌・俳句・川柳）作品の募集および入選作品の展示・表彰（8月～12月）	募集開始：8月23日（金）～ 展示期間：11月20日（水）～24日（日） 表彰漆器：11月30日（土）	松本市芸術文化祭として実施される各催しを通じ、多くの市民が気軽に楽しく文化芸術にふれあう機会を創出し、市民の主體的、継続的な文化芸術活動の促進を図るもの	松本市美術館市民ギャラリーAB、多目的ホール	市民合同作品展の中で文芸部門（短歌・俳句・川柳）を市内小中学生に向けて募集し、優秀作品を一般部門の作品と一緒に展示・表彰を行うもの	小中学生応募作品数：112人 展示期間来場数：2,048人	応募資格：松本市に居住又は職場・サークル及び市内教室などに所属している人	65回	昭和35年	生涯学習課・中央公民館	
17			文化祭特別企画コンサート	11月2日(土)	地区文化祭に合わせ、プロの演奏家による音楽に親しむ	新村公民館	ピアニストとバイオリニストによる饗宴 ピアノ 川合愛美氏 バイオリン 近藤聡氏	50人	地区住民	－	－	新村公民館	
18			文化祭特別企画講演会	11月2日(土)	地区文化祭に合わせ、新村の歴史について学ぶ	新村公民館	古墳時代から中世の新村の開発 講師：松本市文化財課長 田多井用章氏	50人	地区住民	－	－	新村公民館	
19			新村歴史探訪	11月10日(日)	新村地区内の各町会について、現地を歩いて歴史を学ぶ	根石町会内	根石町会住民から説明を受けながら町会内を探訪する	10人	地区住民	－	－	新村公民館	
20			まつもと文化財めぐり	5月20日（月）	松本市内の文化財を学ぶとともに地区住民の交流を図る	松本市立博物館	松本市立博物館の常設展を鑑賞し、その後徒歩でまつもと城下町湧水群を巡る	11人	市民	1回	令和6年	梓川公民館	
21			新・市立博物館に行こう！	5月27日（月） 2月27日（木）	身近な施設で歴史や文化財にふれ、情操の純化・教養向上を図る	松本市立博物館	期間開催中の特別展の見学（戸田家臣団展、涅槃図展）	40人	市民	3回	令和5年	城北公民館	

令和6年度実施結果（別紙3）

No	目標	基本施策	令和6年度実施事業名	開催日時	開催趣旨・目的	開催会場	開催内容（詳細）	参加人数	参加対象者	幼年～青年（0～24歳）を主対象とした事業	該当事業の累計開催回数（今回を含む）	該当事業の実施初年度（和暦）	担当課
22	市民の誰もが自由に文化芸術に親しむことができる	市民の文化芸術に親しむ機会の拡充（触れる機会の充実、情報発信等）	公民館文化部視察研修	7月18日（木）	博物館や資料館を巡り、情操の純化・教養向上を図る	フォッサマグナパーク フォッサマグナミュージアム	断層の見学 ミュージアムでヒスイや地層の構造資料見学	33人	市民		－	－	城北公民館
23			古きを訪ね新しきを悠学する講座	座学：9月11日（水） 視察：9月19日（木）	文化財を巡り情操の純化・教養向上を図る	斎藤なごみ館 廣田寺 福満寺 法善寺 麻績神明宮	事前学習の後、各施設見学	25人	市民		－	－	城北公民館
24			公民館文化部地域巡り	12月3日（火）	地域の文化施設や文化財を巡り、教養向上・郷土愛を育む	第二・第三地区周辺 （はかり資料館、旧三松屋蔵屋敷、源池の井戸、深志神社、旧念来寺）	歴史・文化に精通する文化部員による案内・見学	15人	市民		4回	令和3年	城北公民館
25			あなたの知らない 松本城と世界遺産講座	座学：1月24日（金） 視察：1月30日（木）	「国宝松本城を世界遺産に」推進実行委員会、文化振興課との3者共催で実施 世界遺産登録への活動と松本城への関心を高める	城北公民館 松本城天守閣	研究専門員による座学・現地案内 文化振興課職員による世界遺産登録への活動学習	20人	市民		2回	平成29年	城北公民館
26			図書委員主催 文化講演会1	10月22日（火）	浅間温泉において見られた芸者衆の技やくらしに触れ、温泉地ならではの歴史・文化を学ぶ	本郷公民館	浅間温泉の旅館などで奏でられた、三味線や端唄を披露 芸者文化に精通した肩をお招きし、話を伺った	18人	市民（地区住民優先）		6回	平成29年	本郷公民館
27			図書委員主催 文化講演会2	2月18日（火）	本郷地区松本市合併50周年の節目に、浅間温泉の今昔について精通する本郷公民館図書委員長を講師に本郷地区の歴史を振り返る	本郷公民館	本郷公民館図書委員長による講演会	15人	市民		12回	平成23年	本郷公民館
28			岡田の歴史講演会	8月28日（水）、10月23日（水）	地区の遺跡、古墳などについて学び、地区の歴史について関心を持ってもらう	岡田公民館	1回目「遺跡調査から見た古墳時代から平安時代にかけての松本、岡田周辺の歴史」講師：文化財課直井雅尚氏 2回目「考古学から見た奈良・平安時代の信濃国筑摩郡を語る」講師：安曇野市豊科郷土博物館館長原明芳氏	1回目 31人 2回目 30人	参加申し込みの際は特に制限なし（チラシの回覧は岡田地区内のみ）		2回	令和6年	岡田公民館

令和6年度実施結果（別紙3）

No	目標	基本施策	令和6年度実施事業名	開催日時	開催趣旨・目的	開催会場	開催内容（詳細）	参加人数	参加対象者	幼年～青年（0～24歳）を主対象とした事業	該当事業の累計開催回数（今回を含む）	該当事業の実施初年度（和暦）	担当課
29	市民の誰もが自由に文化芸術に親しむことができる	市民の文化芸術に親しむ機会の拡充（触れる機会の充実、情報発信等）	2つの国宝を巡ろう！	3月13日（木）	見慣れている地域の国宝の歴史や価値について再認識・新発見するため	松本城、旧開智学校	鎌田地区に在住する市民ボランティアと職員の方に、松本城と旧開智学校を案内してもらうもの	19人（ボランティアの方抜き）	市民	○	1回	令和6年	鎌田地区公民館
30			しめ飾り体験学習会	12月14日（土）	しめ飾り体験を通じ、日本の伝統文化を学ぶ	四賀支所	伝統文化のしめ飾りを作る教室を開催	10人	市民	○	不明	不明	四賀公民館
31			書初め教室	1月5日（日）	日本の伝統文化である書初めを体験し、伝統への興味関心を高める	四賀支所	新年に地区の子供たちを主な対象として書初めの教室を開催	13人	市民		不明	不明	四賀公民館
32			仁科五郎の五郎山（高遠）ハイキング	2月17日（月）	信濃の国の5番に出てくる「仁科の五郎信盛」の石碑がある山頂までハイキングを行い、長野県の歴史について学習	五郎山	五郎山ハイキングコースを利用しハイキングの実施	15人	地区住民		1回	令和6年	四賀公民館
33			県立美術館と城山公園散策	4月30日（火）	地域住民が芸術作品に触れる機会の創出	長野県立美術館	庁用バスを使って長野県立美術館を訪れ、多くの芸術作品に触れる機会を創出した	16人	第一地区住民		1回	令和6年	第一地区公民館
34			街めぐりウォーキング	6月3日（月）	中心市街地や松本城への理解を深めるため	松本城	内田線に乗って街中の名所を巡る（今年度は松本城）	12人	地区住民		1回	平成26年	内田公民館
35			しめ縄・蒸かし饅頭づくり	12月7日（土）	しめ縄と蒸かし饅頭を作り、地区の伝統を学ぶため	内田公民館	しめ縄と蒸かし饅頭を作った	13人	地区の小学生		1回	平成21年	内田公民館
36			内田地区ウォーキング	3月1日（土）	内田地区の史跡や寺などの名所を回り、地域の歴史を学ぶため	内田地区	内田地区の名所をまとめたカルタから、いくつか回る場所をピックアップして、それぞれの場所を開設しながら回る。最後は馬場家住宅で解説を聞いた	33人	地区住民と塩尻市片丘地区		1回	平成19年（平成18年以前のデータ不明のため）	内田公民館

令和6年度実施結果（別紙3）

No	目標	基本施策	令和6年度実施事業名	開催日時	開催趣旨・目的	開催会場	開催内容（詳細）	参加人数	参加対象者	幼年～青年（0～24歳）を主対象とした事業	該当事業の累計開催回数（今回を含む）	該当事業の実施初年度（和暦）	担当課
37	市民の誰もが自由に文化芸術に親しむことができる	市民の文化芸術に親しむ機会の拡充（触れる機会の充実、情報発信等）	弘法山さくら絵画コンクール	展示期間：5月24日（金）～6月27日（木）	地域で行われていた小学生全学年が同じ題材で絵を描く貴重な機会を無くさないため、公民館で引継ぎ実施また地域のシンボルの一つである弘法山やさくらに親しんでもらうため	庄内地区公民館 壁面	筑摩・並柳・中山小学校の全学年を対象に依頼 入選・特賞を公民館で展示 特選の児童を集め、表彰式を実施	入選：84人 特選：29人 各校全校児童が対象	筑摩・並柳・中山小学校の全校児童	○	31回	平成6年	庄内地区公民館
38			和歌と旅する古典の世界	10月6日（日）、20日（日）、11月7日（木）、21日（木）、12月5日（木）、19日（木）	日本の伝統文化に親しむ機会をつくり、同じ趣味をもつ人たちの輪を広げ、住民同士のつながりづくりを行う	庄内地区公民館 視聴覚室	「和歌」をテーマに万葉集から百人一首までその歴史とともに楽しさを学んでいく	101人	誰でも		4回	令和3年	庄内地区公民館
39			文化委員会主催「視察研修会」	11月6日（水）	文化芸術に親しむ機会をつくる	馬籠	藤村記念館の見学で地元の文学者を学ぶ	17人	誰でも		－	－	庄内地区公民館
40			「小林一茶」と巡る“信州”	12月2日（月）	前述の「和歌と旅する古典の世界」の姉妹企画。座学だけでなく信州ゆかりの歌人のルーツを辿り、伝統文化に親しむきっかけ、つながりづくりを行う	一茶記念館	信濃町出身の小林一茶の句には雪に関するものも多くあるため、12月に実施。講師を招き、解説をしていただくことで、ただ見学するだけではなく、より深く学ぶ機会とする	19人	誰でも		1回	令和6年	庄内地区公民館
41			新春落語会	1月17日（金）	日本の伝統文化に親しむ機会をつくり、同じ趣味をもつ人たちの輪を広げ、住民同士のつながりづくりを行う	庄内地区公民館 大会議室	全国でも珍しい落語好きの市民が資金を出し合い運営する「松本落語会」の全面協力により、落語会を開催。毎年異なる落語家を招き実施	44人	誰でも		－	－	庄内地区公民館
42			まちなかアートproject 専用HP及びSNSでの情報発信	随時	市内の文化芸術イベントやまちなかアートに関する事業について周知するため	－	市内の文化芸術イベントやまちなかアートに関する事業について情報発信	－	－		－	－	文化振興課
43			招聘事業	随時	招聘アーティストによる質の高い公演を市民に楽しんでもいただくもの	音楽文化ホール	招聘アーティストによるクラシック、映画音楽の演奏会など、5事業6公演	1,950人	誰でも		－	－	音楽文化ホール

令和6年度実施結果（別紙3）

No	目標	基本施策	令和6年度実施事業名	開催日時	開催趣旨・目的	開催会場	開催内容（詳細）	参加人数	参加対象者	幼年～青年（0～24歳）を主対象とした事業	該当事業の累計開催回数（今回を含む）	該当事業の実施初年度（和暦）	担当課
44	市民の誰もが自由に文化芸術に親しむことができる	市民の文化芸術に親しむ機会の拡充（触れる機会の充実、情報発信等）	自主企画事業	随時	松本にゆかりの深い演奏家や、ホール保有の楽器による公演により、幅広い層に音楽を楽しんでもらうもの	音楽文化ホール	市民音楽団体、松本ゆかりの音楽家、パイプオルガンによる演奏会など、7事業10公演	2,820人	誰でも		－	－	音楽文化ホール
45			共催事業	随時	松本をベースに且つづする芸術団体等と共催することで、ホールのもつネットワークを強化するもの	音楽文化ホール	松本をベースに活動する芸術団体との共催事業など、5事業7公演	4,050人	誰でも		－	－	音楽文化ホール
46			セミナー事業	随時	ホール所有のオルガン、チェンバロを生かした講習会や、優れた演奏家によるセミナーを実施することで、市民の音楽技術の向上を図るもの	音楽文化ホール	オルガン講習会、プロの演奏家による楽器セミナーなど、4事業4公演	400人	誰でも		－	－	音楽文化ホール
47			創造・発信型事業	随時	芸術監督団の企画を中心に、幅広い年齢層に訴求できる音楽、ダンス、演劇等、様々なジャンルの公演を市民に届けるもの	まつもと市民芸術館	演劇、ダンス、古典レクチャーなど、7事業	3,970人	誰でも		－	－	まつもと市民芸術館
48			鑑賞・招聘型事業	随時	施設の各舞台・空間を活用するジャンルを考慮し、様々なジャンルの作品を幅広い年齢層に向けて提供するもの	まつもと市民芸術館	演劇、ミュージカル、コンサートなど、14事業	11,900人	誰でも		－	－	まつもと市民芸術館
49			教育普及・育成・市民参加型事業	随時	鑑賞だけでなく、市民に表現の場を提供するもの	まつもと市民芸術館	演劇講習会、ダンスワークショップ、台本作り講座など、10事業	5,890人	誰でも		－	－	まつもと市民芸術館
50			鑑賞型事業	随時	幅広い年代が気軽に楽しめる、コンサート、映画上映会などを提供するもの	波田文化センター	コンサート、映画上映会など、3事業9公演	820人	誰でも		－	－	波田文化センター
51			市民参加型事業	随時	市民が参加できる合唱やピアノの自由演奏などの機会を提供するもの	波田文化センター	合唱、ピアノコンサートなど、3事業8公演	560人	誰でも		－	－	波田文化センター

令和6年度実施結果（別紙3）

No	目標	基本施策	令和6年度実施事業名	開催日時	開催趣旨・目的	開催会場	開催内容（詳細）	参加人数	参加対象者	幼年～青年（0～24歳）を主対象とした事業	該当事業の累計開催回数（今回を含む）	該当事業の実施初年度（和暦）	担当課
52	市民の誰もが自由に文化芸術に親しむことができる	市民の文化芸術に親しむ機会の拡充（触れる機会の充実、情報発信等）	ワークショップ、アウトリーチ事業	随時	鑑賞だけでなく、市民に表現の場を提供するもの	波田文化センター	子ども向けワークショップなど、1事業1公演	40人	誰でも		－	－	波田文化センター

令和6年度実施結果（別紙3）

No	目標	基本施策	令和6年度実施事業名	開催日時	開催趣旨・目的	開催会場	開催内容（詳細）	参加人数	参加対象者	幼年～青年（0～24歳）を主対象とした事業	該当事業の累計開催回数（今回を含む）	該当事業の実施初年度（和暦）	担当課
1	市民の誰もが自由に文化芸術に親しむことができる	文化芸術活動者への支援の充実（相談・支援、サポーター育成、表現の場の創出、顕彰等）	まちなかアートHP改修事業	—	松本市ゆかりのアーティストの情報を広く周知するため	—	まちなかアートHPに掲載しているアーティストバンクの情報を整理し、活動内容の写真や詳細情報を追記	—	市民		—	—	文化振興課
2			専門的な情報収集や相談業務、人材のマッチング等中間支援の機能を持った窓口の設置内容検討	通年	継続的に文化芸術に係る中間支援を行うため	—	中間支援窓口の設置について検討（令和7年から設置する予定）	—	—		—	—	文化振興課
3			アーティスト中間支援事業（リバーサイドバザール ココソワール）	7月27日（土）	まちなかで開催されるイベントを盛り上げるとともに、松本市ゆかりのアーティストの活動を推進するため	六九商店街南側道路、女鳥羽川	六九商和会主催のイベントにアーティストバンク登録者2組が出演	400人	市民、観光客		—	—	文化振興課
4			アーティスト中間支援事業（国宝の架け橋リビング）	11月9日（土）	まちなかで開催されるイベントを盛り上げるとともに、松本市ゆかりのアーティストの活動を推進するため	松本神社	開智通り歩行者天国実行委員会主催のイベントにアーティストバンク登録者1組が出演	30人	市民、観光客		—	—	文化振興課
5			アーティスト中間支援事業（国宝松本城氷彫フェスティバル2025）	1月25日（土）～26日（日）	まちなかで開催されるイベントを盛り上げるとともに、松本市ゆかりのアーティストの活動を推進するため	外堀大通り会場ステージ	城下町松本フェスタ組織委員会主催のイベントにアーティストバンク登録者1組が出演	2,200人	市民、観光客		—	—	文化振興課
6			アーティスト中間支援事業（アーティストバンクまつもとメッセ2025）	2月19日（水）	松本市ゆかりのアーティストの活動を推進するため	信毎メディアガーデン	アーティストバンク登録者を紹介するため、ステージパフォーマンス及び作品展示を実施	190人	市民、観光客		—	—	文化振興課
7			松本まちなかアートproject運営会議による街なか事業の検討	6月5日（水）	委員とまちなかアートに係る事業等について検討し、市内の文化芸術を推進するため	大手公民館	まちなかアート事業について検討	—	運営委員		4回	令和5年	文化振興課

令和6年度実施結果（別紙3）

No	目標	基本施策	令和6年度実施事業名	開催日時	開催趣旨・目的	開催会場	開催内容（詳細）	参加人数	参加対象者	幼年～青年（0～24歳）を主対象とした事業	該当事業の累計開催回数（今回を含む）	該当事業の実施初年度（和暦）	担当課
1	松本独自の文化芸術を継承しながら、新しい松本の文化芸術を創造する	「松本らしさ」を代表する文化芸術の更なる発展（伝統工芸、松本独自事業、新事業の展開等）	「工芸の五月」と連携した美術館ステージの実施	4月29日（月・祝）～5月31日（金）	「工芸の五月」を楽しむ人びとに向け、街の回遊拠点となる場を提供するもの	松本市美術館（展示、WS） 松本市街地（ツアー）	展示（異形の宴 5月11日～19日）、同関連WS（5月19日） ツアー（建築家とめぐる城下町タイムトラベル 5月11日～19日の土日）	展示1,794人、WS 32人、ツアー61人	市民、観光客		17回	平成21年	美術館
2			第36回国宝松本城太鼓まつり	7月27日（土）、28日（日）	夏季の誘客促進及び観光客等の満足度向上のため	松本城二の丸御殿 他	・市内及び県外団体、招聘ゲスト、プロゲストによる演奏 （夜間のメインステージ演奏、昼間の街中演奏）	約7,000人	観光客、市民、県民 他		36回	昭和62年	観光プロモーション課
3			国宝松本城氷彫フェスティバル2025	1月24日（金）～26日（日）	冬季の誘客促進のため	松本城公園 他	・メイン：城公園で土曜の夕方から日曜の早朝の氷像制作 ・サブ：金曜日の氷像制作展示、土日のステージイベントなどの催し 他	約50,000人	観光客、市民、県民 他		38回	昭和62年	観光プロモーション課
4			国宝松本城天守プロジェクションマッピング2024～2025	12月14日（土）～2月16日（日）	冬季の誘客促進のため	松本城公園	松本城天守石垣へのプロジェクションマッピングの他、城公園内への光の演出	約160,000人	観光客、市民、県民 他		4回	令和3年	観光プロモーション課
5			松本ものづくり伝承塾（後継者育成助成）	通年	松本地域で受け継がれてきた伝統工芸品等の製造技術等の保存、伝承を図るため、後継候補者育成のために実施	該当の伝統工芸品等の工房等	伝統工芸品等の製造・製作者の行う研修等の内容による。	今年度なし	技術等の習得意思のある45歳以下の者		－	平成20年	商工課
6			松本ものづくり伝承塾（体験指導学習指導助成金、体験講座の開催）	助成金は通年 体験講座は年数回（7月12日（金）～13日（土）、10月27日（日）、12月1日（日）、12月6日（金）～7日（土））	松本地域で受け継がれてきた伝統工芸品等の製造技術等の保存、伝承を図るために実施	助成金：市内教育機関等 体験講座：まつもと市民芸術館（7月12日～13日）藍染浜染工房（10月27日）、松本筑摩高等学校（12月1日）、二子玉川ライズ（12月6日～7日）	助成金は市内教育機関等で七夕人形づくりと民芸家具体験 体験講座は七夕人形づくり、藍染め、押絵雛づくり	112人	助成金事業は、市内教育機関で希望する学級等、体験講座は応募者（定員制、先着順）	○	－	平成19年	商工課

令和6年度実施結果（別紙3）

No	目標	基本施策	令和6年度実施事業名	開催日時	開催趣旨・目的	開催会場	開催内容（詳細）	参加人数	参加対象者	幼年～青年（0～24歳）を主対象とした事業	該当事業の累計開催回数（今回を含む）	該当事業の実施初年度（和暦）	担当課
1	松本独自の文化芸術を継承しながら、新しい松本の文化芸術を創造する	文化財・伝統芸能の保存と継承（地域の文化財の保存活用、地域の伝統・民俗芸能の継承等）	美術作品収集、保存修復	随時	収集方針に沿ったコレクションの充実、及び収蔵品の保存管理を行うもの	—	美術作品収集（購入、寄贈）、保存修復	—	—		—	平成14年の美術館開館以前から	美術館
2			松本あめ市	1月11日（土）～12日（日）	伝統行事の保存と中心商店街の活性化	中心市街地一円	歩行者天国、時代行列、太鼓連や演舞連等々の競演、全国あめ博覧会・即売会、飴細工師による実演販売、商都大物産市、初春抽選会ほか	約45,000人	市民、観光客		不明（450年以上前の起源）	不明（450年以上前の起源）	商工課
3			文化財指定・登録の推進	—	—	—	文化財指定・登録の推進	—	—		—	—	文化財課
4			学都松本推進事業「文化財探訪～会田宿～」	5月26日（日）	四賀地区の文化財を見学するバス見学会。四賀文化財保護協会との協働により開催	四賀地区	善光寺道会田宿を中心とした四賀地区の文化財を見学	15人	一般		—	—	文化財課
5			文化財を守ろうアクション ～弘法山古墳～	6月15日（土）	弘法山古墳の生態系を守るため、オオキンケイギクの抜き取り作戦を実施。市民との協働により文化財を守る機運を醸成	弘法山古墳	市民参加による「オオキンケイギク」の抜き取り作業。参加者への弘法山古墳の概要説明	8人	一般		—	—	文化財課
6			県宝橋倉家住宅見学会	9月20日（金）、21日（土）	県宝橋倉家住宅の現地見学	県宝橋倉家住宅	県宝橋倉家住宅を公開	53人	一般		—	—	文化財課
7			まつもと文化遺産の認定の推進と活動支援	—	—	—	まつもと文化遺産の認定の推進と活動支援	—	—		—	—	文化財課
8			まつもと文化遺産バス見学会「近代今井の象徴～幕府領が守った文化財～」	11月23日（土）	まつもと文化遺産の文化財を学ぶ	今井地区	今井地区内に点在する文化財群を巡る	—	一般		—	—	文化財課
9			文化財保護事業の補助金の交付	—	—	—	文化財保護事業の補助金の交付	—	—		—	—	文化財課

令和6年度実施結果（別紙3）

No	目標	基本施策	令和6年度実施事業名	開催日時	開催趣旨・目的	開催会場	開催内容（詳細）	参加人数	参加対象者	幼年～青年（0～24歳）を主対象とした事業	該当事業の累計開催回数（今回を含む）	該当事業の実施初年度（和暦）	担当課
10	松本独自の文化芸術を継承しながら、新しい松本の文化芸術を創造する	文化財・伝統芸能の保存と継承（地域の文化財の保存活用、地域の伝統・民俗芸能の継承等）	特別天然記念物から学ぶ「白骨温泉の地形・地質のふしぎ」現地見学会	第1回 6月17日（月） 第2回 11月18日（月）	特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石について、整備事業が完了したことから市民対象に現地説明会を実施	白骨温泉等	室内で座学を行い、その後天然記念物を現地で見学	38人	一般		－	－	文化財課
11			発掘された松本2024	遺跡調査報告会 2月9日（日） 速報展 2月8日（土）～3月30日（日）	R6発掘調査の成果発表	あがたの森文化会館講堂 考古博物館	講演会と企画展示	148人	一般		－	－	文化財課
12			史跡松本城南・西外堀発掘調査現場説明会	1月26日（日）	南・西外堀発掘調査の現地説明会	松本城南・西外堀	発掘調査箇所の現地説明	130人	一般		－	－	文化財課
13			史跡小笠原氏城跡整備基本計画に基づく史跡整備の実施	－	－	－	史跡小笠原氏城跡整備基本計画に基づく史跡整備の実施	－	－		－	－	文化財課
14			史跡小笠原氏城跡「地質から読み解く林城跡」	3月1日（土）	史跡である山城を自然地形から解説する講座	林大城	現地学習	16人	一般		－	－	文化財課
15			史跡弘法山古墳発掘調査の成果の整理	－	－	－	史跡弘法山古墳発掘調査の成果の整理	－	－		－	－	文化財課
16			史跡弘法山古墳「前方後方墳とその時代—弘法山古墳と高尾山古墳—」発掘調査50年のあゆみ	記念報告会 3月16日（日） 企画展 2月8日（土）～3月30日（日）	史跡弘法山古墳発掘50周年記念事業として実施	Mウイング6Fホール 考古博物館	講演会と企画展示	未定（定員350人）	一般		－	－	文化財課
17			史跡松本城の堀浚渫事業及び黒門・太鼓門耐震対策事業	－	－	－	史跡松本城の堀浚渫事業及び黒門・太鼓門耐震対策事業	－	－		－	－	文化財課
18			国宝松本城天守耐震対策事業及び天守防災整備事業	－	－	－	国宝松本城天守耐震対策事業及び天守防災整備事業	－	－		－	－	文化財課
19			夏休み子ども勉強会	7月27日（土）	小学生の親子を対象として、城下町の歴史や仕組みを学習しながら城下町を散策し、当時の町の様子について学ぶ	集合場所：松本市立博物館（ポケットパーク）	町歩き・博物館見学	計25人（参加者17人、職員8人）	小学生の親子		－	－	文化財課

令和6年度実施結果（別紙3）

No	目標	基本施策	令和6年度実施事業名	開催日時	開催趣旨・目的	開催会場	開催内容（詳細）	参加人数	参加対象者	幼年～青年（0～24歳）を主対象とした事業	該当事業の累計開催回数（今回を含む）	該当事業の実施初年度（和暦）	担当課
20	松本独自の文化芸術を継承しながら、新しい松本の文化芸術を創造する	文化財・伝統芸能の保存と継承（地域の文化財の保存活用、地域の伝統・民俗芸能の継承等）	松本城講座	11月4日（月・祝）	松本城で収蔵している火縄銃の仕組みや歴史について学ぶ	大手公民館	火縄銃による戦いを想定した松本城の特徴などについて、研究専門員がわかりやすく解説し、実際に火縄銃にも触ってもらう	計57人（参加者36人、職員他21人）	一般		計27回	平成9年	文化財課
21			梓弓講演会	10月12日（土）	地区の歴史・文化を学ぶ	梓川公民館	梓川公民館にて講演会を開催	80人	市民		7回	平成30年	梓川公民館
22			旧開智学校見学会	11月25日（月）	身近な文化財を改めて認識するとともに文化財保護や教育活動について学ぶ	旧開智学校校舎	学芸員による施設案内・見学	22人	市民		2回	令和4年	城北公民館
23			文化委員会主催 文化施設視察	7月30日（火）	伝統的建造物群保存地区を見学し、保存されてきた街並みや保存活動を知ること、地域の文化財や活動への関心を高める	妻籠宿・奈良井宿	地区住民30人を対象に現地見学会を開催	30人	市民（地区住民優先）		1回	令和6年	本郷公民館
24			三九郎講習会	12月1日（日）	子ども育成会との共同事業。松本地域に伝わる三九郎の立て方を地域の方から教わることで、民俗行事の継承と住民間の交流を図る	本郷小学校校庭	三九郎の骨組みを立てる	7人	市民（地区住民優先）	○	不明	不明	本郷公民館
25			あなたの知らない 松本城と世界遺産講座	2月21日（金）	文化振興課・「国宝松本城を世界遺産に」推進実行委員会との共催事業。松本城について学び、世界遺産灯籠への機運を高める	本郷公民館	松本城研究委員や文化振興課職員による松本城に関する講演	10人	市民		1回	令和6年	本郷公民館
26			戸隠神社と善光寺探訪	5月22日（水）	全国の寺社の中でも特に長い伝統を誇る戸隠神社と善光寺。両者を見学し、日本の歴史と文化について改めて考える機会とする	戸隠神社、善光寺	戸隠神社、善光寺の見学	22人	寿台地区住民		1回	令和6年	寿台公民館

令和6年度実施結果（別紙3）

No	目標	基本施策	令和6年度実施事業名	開催日時	開催趣旨・目的	開催会場	開催内容（詳細）	参加人数	参加対象者	幼年～青年（0～24歳）を主対象とした事業	該当事業の累計開催回数（今回を含む）	該当事業の実施初年度（和暦）	担当課
27	松本独自の文化芸術を継承しながら、新しい松本の文化芸術を創造する	文化財・伝統芸能の保存と継承（地域の文化財の保存活用、地域の伝統・民俗芸能の継承等）	お正月飾りを作ろう	12月23日（月）	伝統文化と技術に触れる機会を作り、その継承を図る	寿台公民館	藁での正月飾り作りを学ぶ	9人	寿台地区住民		4回	令和3年	寿台公民館
28			まゆ玉を作ろう	1月11日（土）	伝統行事に使用する伝統食を作り、伝統文化と伝統食の継承を図る	寿台公民館	松本地方の行事である三九郎に使用するまゆ玉作り	8人	松本市民		9回	平成28年	寿台公民館
29			やしょうまを作ろう	2月12日（水）	伝統行事に使用する伝統食を作り、伝統文化と伝統食の継承を図る	寿台公民館	涅槃会に使用する信州の伝統食である「やしょうま」	9人	松本市民		9回	平成28年	寿台公民館
30			中央地区縁日	8月8日（木）	青山様・ぼんぼんの継承 地域での交流の場づくり 子ども達の思い出作り	松本城大手門枡形跡広場	地区合同で青山様・ぼんぼんの実施 飲食ブースや屋台の出店 花火大会	青山様ぼんぼん親子100人 飲食ブース等 500人	中央地区住民、市民、観光客	○	2回	令和5年	大手公民館
31			歴史講座「日本の城の推移と松本城周辺の山城」について	2月19日（水）	「城」について教養を深める	大手公民館	市文化財課職員に講師を依頼	29人	中央地区住民		1回	令和6年	大手公民館
32			若澤寺親子・おとなの遠足	7月28日（日）	波田の歴史に触れ、保存活動を理解してもらうため	若澤寺史跡	波多神社～若澤寺史跡まで散策し、道中、現地で文化財の説明を行う	19人	市民 若澤寺史跡保存会	○	1回	令和6年	波田公民館
33			水沢山若澤寺の七ふしぎを謎解く	8月23日（金）	若澤寺に関する言い伝えや出来事について学ぶ機会とする	波田公民館	若澤寺に関する言い伝えや出来事について、講師の視点で紹介	41人	市民 若澤寺史跡保存会		1回	令和6年	波田公民館
34			ここまでわかった真光寺遺跡～4年間の調査結果から～	11月28日（木）	発掘調査の結果から分かったことを、地元住民に伝える機会として開催	波田公民館	令和3～6年度までの4年間の発掘調査結果から、近隣遺跡との関係、その時代の土地の使われ方について講演	46人	市民		1回	令和6年	波田公民館
35			歴史講座「文書館と西善寺」	5月1日（水）	文書館や地区ゆかりの文化財を見学し、歴史文化を学ぶ	文書館・西善寺	文書館にて、古文書についての講義を受け、地区ゆかりの古文書に触れる。西善寺で東部地区由来の仏像や涅槃図の鑑賞	25人	市民		1回	令和6年	東部公民館

令和6年度実施結果（別紙3）

No	目標	基本施策	令和6年度実施事業名	開催日時	開催趣旨・目的	開催会場	開催内容（詳細）	参加人数	参加対象者	幼年～青年（0～24歳）を主対象とした事業	該当事業の累計開催回数（今回を含む）	該当事業の実施初年度（和暦）	担当課
36	松本独自の文化芸術を継承しながら、新しい松本の文化芸術を創造する	文化財・伝統芸能の保存と継承（地域の文化財の保存活用、地域の伝統・民俗芸能の継承等）	押絵雛作り講習会	11月25日（月）	松本の伝統文化押絵雛の文化継承	東部公民館	講師を迎え、実際に押絵雛の干支飾りを作成し、文化の継承に帰す	15人	市民		20回	平成17年	東部公民館
37			青山様ぼんぼん練り歩き	8月1日（木）	地域の伝統文化の継承	第一地区内	小学生以下の子どもを対象とし、松本の伝統行事である青山様ぼんぼんの練り歩きを実施	計45人（子ども17人、保護者8人、地区役員20人）	第一地区住民	○	11回	平成23年	第一地区公民館
38			七夕人形作りとほうとうの会	7月6日（土）	地域の伝統文化や食文化を子どもに学んでもらう	城東公民館	和紙の七夕人形づくり ほうとうを食べる	計45人（子ども15人、保護者5人、役員25人）	地区の子どもと保護者	○	1回	公民館事情としては今年度から	城東公民館
39			餅つき会	12月14日（土）	正月の伝統文化を子どもに体験してもらう	城東公民館	昔ながらの臼と杵で餅をついて食べる	計66人（子ども21人、保護者・一般22人、役員23人）	地区の子どもと保護者	○	1回	公民館事情としては今年度から	城東公民館
40			まゆ玉づくり	1月11日（土）	正月の伝統文化を子どもに体験してもらう	城東公民館	三九郎に備えてまゆ玉作り	計60人（子ども26人、保護者・一般15人、役員19人）	地区の子どもと保護者	○	1回	公民館事情としては今年度から	城東公民館
41			やしょうまづくり	2月15日（土）	地域の伝統文化や食文化を子どもに学んでもらう	城東公民館	やしょうま作り	計34人（子ども10人、保護者・一般5人、役員19人）	地区の子どもと保護者	○	1回	公民館事情としては今年度から	城東公民館
42			伝承料理講座	8月23日（金）、 10月25日（金）、 12月20日（金）、2月20日（金）	地域の食文化を学んでもらう	城東公民館	薄焼き ひつま おやき 2回	参加者13人、15人、12人、10人	—		4回	—	城東公民館
43			芳川シニア短期大学（四カ堰の話、四カ堰現地見学）	10月3日（木）、11月1日（金）	シニア世代への様々な分野の学びの場の提供をしている「芳川シニア短期大学」の一コマとして実施	芳川公民館	座学による四カ堰についての講義と、バスを使っての現地見学を実施	計38人（講義23人、現地見学15人）	地区住民		1回	令和6年	芳川公民館
44			芳川地区文化祭【車座「野溝箒」の実演】	11月9日（土）	地区文化祭の企画として実施 地区の伝統技術を知ってもらう場とした	芳川公民館	文化祭に訪れた方々に広く見てもらえるよう、舞台を設置 午前午後の2部構成にして開催	40～50人（通りすがりに見学した人含む）	地区住民		1回	令和6年	芳川公民館
45			芳川地区文化祭【車座「芳川堰」の話】	11月10日（日）	地区文化祭の企画として実施 地区の歴史を知ってもらう場とした	芳川公民館	文化祭に訪れた方々に広く見てもらえるよう、舞台を設置 古地図の説明など地区の歴史について講演を実施	10人	地区住民		1回	令和6年	芳川公民館

令和6年度実施結果（別紙3）

No	目標	基本施策	令和6年度実施事業名	開催日時	開催趣旨・目的	開催会場	開催内容（詳細）	参加人数	参加対象者	幼年～青年（0～24歳）を主対象とした事業	該当事業の累計開催回数（今回を含む）	該当事業の実施初年度（和暦）	担当課
46	松本独自の文化芸術を継承しながら、新しい松本の文化芸術を創造する	文化財・伝統芸能の保存と継承（地域の文化財の保存活用、地域の伝統・民俗芸能の継承等）	県歌『信濃の国』ゆかりの地を訪ねて	8月20日（火）	『信濃の国』に出てくる地名をバスで巡り、信州への理解、郷土愛を深めるとともに、住民同士のつながりづくりを行う	奈川・安曇 方面	野麦峠から乗鞍を展望。ガイドによる解説で深める。帰りに松本の資源の一つ、風穴を見学	12人	誰でも		5回	令和5年	庄内地区公民館
47			白骨温泉現地見学会「特別天然記念物から学ぶ『白骨温泉の地形・地質のふしぎ』」	6月17日（月）	・特別天然記念物に指定されている白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石について、令和5年度に観察デッキが整備されたこともあり、市民に広く周知することを目的に開催 ・文化財課西部4地区担当との共催事業	ふれあいパーク乗鞍及び白骨温泉等（重小屋原、小梨平等）	各箇所講師（大塚勉特任教授）から説明を受けながら見学 (1) ふれあいパーク乗鞍で、資料をもとに講師から白骨温泉や乗鞍の地形等の説明 (2) 白骨温泉を上から一望できる蛭窪トンネル北側の道路沿いで、地形と同地に包含する石灰岩の説明 (3) 丸永旅館前の観察路で噴湯丘や噴出口の説明を受けた、飲泉所にも立ち寄る	20人	市民		1回	令和6年	安曇公民館
48			白骨温泉現地見学会「特別天然記念物から学ぶ『白骨温泉の地形・地質のふしぎ』2」	11月18日（月）	同上	同上	同上	18人	市民		2回	令和6年	安曇公民館
49			松本城検定クイズ	5月～11月	小学生に松本城の歴史及び世界遺産登録への取組みについて周知するため	市内小学校11校	松本城研究専門員が松本城及び城下町に関するクイズを出題	897人	市内小学3・4・6年生	○	－	－	文化振興課
50			35地区普及啓発クイズ	12月～2月	市民に松本城の歴史及び世界遺産登録への取組みについて周知するため	4地区各公民館及び松本城	松本城研究専門員による講座及び松本城天守見学を実施	107人	市民		25地区で開催済	平成29年	文化振興課
51			国宝5城床磨き	8月17日（土）	文化遺産の保存意識向上や世界遺産登録の機運醸成を図るため	国宝5城天守	国宝5城の市民が同時時間帯に天守内の床磨きを実施（国宝城郭都市観光協議会主催）	160人	松本市、犬山市、松江市、彦根市、姫路市民		1回	令和6年	文化振興課

令和6年度実施結果（別紙3）

No	目標	基本施策	令和6年度実施事業名	開催日時	開催趣旨・目的	開催会場	開催内容（詳細）	参加人数	参加対象者	幼年～青年（0～24歳）を主対象とした事業	該当事業の累計開催回数（今回を含む）	該当事業の実施初年度（和暦）	担当課
1	さまざまな分野との連携により、課題解決や地域の活性化につなげる	さまざまな分野との連携による地域の課題解決（教育、医療、福祉、観光、その他関係機関との連携等）	サザンガクのワーキングスペースを活用した交流・連携・新ビジネスの創出（各種イベント、セミナー開催、松本ものづくり産業支援センター）	随時（上半期で68回）	事業を通しての関心喚起、交流・連携によるコミュニティの醸成及び新ビジネス創出につなげるため実施	サザンガク コワーキングスペース	Notion講座、SNS運用セミナー、起業の各論をテーマにしたトークセッション＋交流イベント、ビジネスプラン作成講座、各種ワークショップ等	904人（上半期）	起業等に関心のある方なら誰でも		－	令和元年	商工課
2			保育所等でクラシックなどの生演奏を聴く機会を提供	6月6日（木）～1月16日（木）	乳幼児期からクラシック音楽に親しむ、聴く、歌う、楽しむという環境の中で、豊かな情操、感性を育むため取り組むもの	公立保育園及び幼稚園	才能教育研究会やその他団体による生演奏（各園で年1回実施）	－	・通常は園児 ・一部の園では保護者の参加を認めている	○	－	－	保育課
3			合同演奏会	1月16日（木）	地元小中学生の発表の場、地域と子どもの交流	筑摩小学校体育館	庄内地区内の小中学校の音楽関係団体の発表の場。また、コロナによって地域と学校のかかわりが減っているため、気軽に地域住民が学校と関われる機会をつくる	演者：81人（筑摩小、並柳小、開成中） 観覧者：約300人	誰でも	○	2回	令和5年	庄内地区公民館

令和7年度の予定（別紙4）

No	目標	基本施策	令和7年度に開催予定の事業名	開催日時	開催趣旨・目的	開催会場	開催内容（詳細）	参加人数（見込）	参加対象者	幼年～青年（0～24歳）を主対象とした事業	該当事業の累計開催回数（今回を含む）	該当事業の実施初年度（和暦）	担当課
1	市民の誰もが自由に文化芸術に親しむことができる	市民の文化芸術に親しむ機会の拡充（触れる機会の充実、情報発信等）	コレクション展示、企画展の開催	コレクション展示 年4回展示替え 企画展 年4本開催	市民が美術に触れる「鑑賞の場」を提供すると共に、観光戦略の一拠点としてふさわしい展覧会を開催するもの	松本市美術館	企画展 ・第10回70歳以上公募展（4月26日～6月1日） ・ロイヤルコペンハーゲン展（7月12日～9月23日） ・石井柏亭展（10月11日～12月7日） ・サンリオ展（1月21日～3月29日）	企画展 ・第10回70歳以上公募展10,000人 ・ロイヤルコペンハーゲン展20,000人 ・石井柏亭展12,000人 ・サンリオ展30,000人	市民、観光客		－	平成14年	美術館
2			館長講座、学芸講座の実施	館長講座 時期未定 学芸講座 依頼により随時	美術館の存在意義についての理解を深めるとともに、美術を身近に感じてもらうために開催するもの	松本市美術館（館長講座） 各依頼会場（学芸講座）	館長講座（日本美術を時代やテーマごとに解説 5～6回程度） 学芸講座（美術館収蔵作家作品等の解説）	館長講座180人 学芸講座70人	市民		－	平成23年	美術館
3			SNSでの情報発信	随時	美術館の各種事業や話題の広報のため	－	SNSを通じた各種事業や話題の情報発信	－	－		－	－	美術館
4			子育てパパ・ママの美術鑑賞日	4月～3月の金土日祝	子育て世代にも美術館で過ごす時間を楽しんでいただくため	松本市美術館	臨時託児会場を設置し、保育士がお子さんをお預かり	60人	生後6カ月から未就学児とその保護者	○	20回	平成29年	美術館

令和7年度の予定（別紙4）

No	目標	基本施策	令和7年度に開催予定の事業名	開催日時	開催趣旨・目的	開催会場	開催内容（詳細）	参加人数（見込）	参加対象者	幼年～青年（0～24歳）を主対象とした事業	該当事業の累計開催回数（今回を含む）	該当事業の実施初年度（和暦）	担当課
5	市民の誰もが自由に文化芸術に親しむことができる	市民の文化芸術に親しむ機会の拡充（触れる機会の充実、情報発信等）	市民ギャラリー等展示スペースの貸館事業	随時	芸術の「表現の場」を提供するもの	松本市美術館	市民ギャラリー等展示スペースの貸館事業	—	—		—	—	美術館
6			セイジ・オザワ 松本フェスティバル「出前コンサート」	フェスティバル期間中（8月～9月上旬）	コンサート会場へ足を運べない方がクラシック音楽を気軽に親しむ機会を提供するため	市内及び県内数カ所	福祉施設・病院、市内外のフリースペース等に出演者有志が出向き、演奏会を開催	約400人	医療機関の通院・入院患者及びその関係者、介護施設の通所者・入所者及びその関係者、市民・県民、観光客		100回	平成10年	国際音楽祭推進課
7			セイジ・オザワ 松本フェスティバル「子どものためのオペラ」	9月8日（月）～9日（火）	次世代を担う子どもたちとの関わりを重視し、文化芸術への理解をより一層深めてもらうため	キッセイ文化ホール（長野県松本文化会館）	キッセイ文化ホールにて計4公演を開催 長野県内中学1年生を招待し、音楽的総合舞台芸術であるオペラ公演の鑑賞会を開催	—	長野県内中学1年生	○	76回	平成17年	国際音楽祭推進課
8			セイジ・オザワ 松本フェスティバル「子どものための音楽会」	8月26日（火）～29日（金）	質の高いオーケストラ鑑賞の機会を提供し、児童の音楽教育に寄与するため	キッセイ文化ホール（長野県松本文化会館）、ホクト文化ホール（長野県県民文化会館）、長野県伊那文化会館	キッセイ文化ホールにて4公演、ホクト文化ホールにて2公演、長野県伊那文化会館にて2公演の計8公演を開催 長野県内小学6年生を招待し、交響管弦楽であるオーケストラ公演の鑑賞会を開催	—	長野県内小学6年生	○	132回	平成4年	国際音楽祭推進課
9			工芸の五月（クラフトフェア2025など）	工芸の五月：4月29日（火・祝）～5月31日（金） クラウトフェア：5月24日（土）、25日（日）	中心市街地の活性化・回遊型観光の振興、地域文化の向上	あがたの森公園、大手門桝形跡広場など	・工芸月間事業：5月に集中してクラフトフェアを目玉とした、工芸のPRイベントを複数開催 ・通年事業：企業など々と連携しワークショップなどを実施	クラフトフェア松本2025来場者：約39,500人見込	市民、観光客		16回	工芸の五月実行委員会として平成21年～	商工課

令和7年度の予定（別紙4）

No	目標	基本施策	令和7年度に開催予定の事業名	開催日時	開催趣旨・目的	開催会場	開催内容（詳細）	参加人数（見込）	参加対象者	幼年～青年（0～24歳）を主対象とした事業	該当事業の累計開催回数（今回を含む）	該当事業の実施初年度（和暦）	担当課
10	市民の誰もが自由に文化芸術に親しむことができる	市民の文化芸術に親しむ機会の拡充（触れる機会の充実、情報発信等）	文化庁の「伝統文化親子教室事業（教室実施型）」補助金の申請の支援	10月頃（文化庁の通知による）	次代を担う子供たちに対して、伝統文化・生活文化に関する活動を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供する取組に対して支援を行うことにより、伝統文化・生活文化の継承・発展と、子供たちの豊かな人間性の涵養に資することを目的とする	市内各地	－	－	伝統文化等の振興等を目的とする団体	○	－	平成26年	こども育成課
11			青山様・ぼんぼんの実施に伴い、道路許可申請に必要な書類の案内	7月20日（日）頃～8月10日（日）頃	本町、中町、東町を中心に始まったこども達の伝統行事	市内各地区	こども達の伝統行事で平成4年3月に市重要無形文化財に指定されており、平成13年9月県選択無形文化財に選択されている	－	町内役員、小学生、保護者	○	－	平成18年以前	こども育成課
12			三九郎の実施に当たり、河川敷地使用の届出等関係機関への手続きの案内	1月4日（日）～20日（火）頃	今年一年の無病息災を願うこども達の伝統行事	市内各地区	小学生が担い手となりだるまや松飾りを添えたやぐらを燃やし一年の無病息災を願う行事	－	町内役員、小学生、保護者	○	－	平成18年以前	こども育成課
13			第66回松本市芸術文化祭	4月～2月	松本市芸術文化祭として実施される各催しを通じ、多くの市民が気軽に楽しく文化芸術にふれあう機会を創出し、市民の主体的、継続的な文化芸術活動の促進を図るもの	松本市美術館、芸術館、音楽文化ホール、あがたの森公演、Mウイング他松本市内文化芸術施設、社会教育施設、社会体育施設等	日舞、謡曲、演劇、合唱、文芸、水石、華道など老若男女、玄人素人を問わず松本市内で文化・芸術活動を行う人の発表の場として、一年を通して市内の施設で実施	約25,000人	市民		66回	昭和35年	生涯学習課・中央公民館
14			新村歴史探訪	11月10日（日）	新村地区内の各町会について、現地を歩いて歴史を学ぶ	根石町会内	根石町会住民から説明を受けながら町会内を探訪	10人	地区住民		－	－	新村公民館
15			新・市立博物館に行こう！	都度開催	身近な施設で歴史や文化財にふれ、情操の純化・教養向上を図る	松本市立博物館	期間開催中の特別展の見学	40人	市民		4回	令和5年	城北公民館
16			公民館文化部視察研修	8月20日（水）	博物館や資料館を巡り、情操の純化・教養向上を図る	市外	－	30人	市民		－	－	城北公民館

令和7年度の予定（別紙4）

No	目標	基本施策	令和7年度に開催予定の事業名	開催日時	開催趣旨・目的	開催会場	開催内容（詳細）	参加人数（見込）	参加対象者	幼年～青年（0～24歳）を主対象とした事業	該当事業の累計開催回数（今回を含む）	該当事業の実施初年度（和暦）	担当課
17	市民の誰もが自由に文化芸術に親しむことができる	市民の文化芸術に親しむ機会の拡充（触れる機会の充実、情報発信等）	古きを訪ね新しきを悠学する講座	11月頃	文化財を巡り情操の純化・教養向上を図る	県内文化施設	文化財に精通する地区住民が講師となり、事前学習の後、各施設見学	20人	市民		－	－	城北公民館
18			公民館文化部地域巡り	10月	地域の文化施設や文化財を巡り、教養向上・郷土愛を育む	周辺地域	歴史・文化に精通する文化部員による案内・見学	20人	市民		5回	令和3年	城北公民館
19			図書委員主催 文化講演会1	10月頃	浅間温泉において見られた芸者衆の技やくらしに触れ、温泉地ならではの歴史・文化を学ぶ	本郷公民館	浅間温泉の旅館などで奏でられた、三味線や端唄を披露芸者文化に精通した肩をお招きし、話を伺った	20人	市民（地区住民優先）		7回	平成29年	本郷公民館
20			図書委員主催 文化講演会2	2月頃	浅間温泉の今昔について精通する本郷公民館図書委員長を講師に本郷地区の歴史を振り返る	本郷公民館	本郷公民館図書委員長による講演会	20人	市民		13回	平成23年	本郷公民館
21			バスハイク「博物館巡り」	4月25日（金）	文化芸術への関心を深めるため	未定	市内の博物館をめぐり、見学会を実施	20人	市民		1回	令和7年	四賀公民館
22			しめ飾り体験学習会	12月上旬～中旬	しめ飾り体験を通じて、日本の伝統文化を学ぶ	四賀支所	伝統文化のしめ飾りを作る教室を開催	10人	市民		－	－	四賀公民館
23			書初め教室	1月上旬	日本の伝統文化である書初めを体験し、伝統への興味関心を高める	四賀支所	新年に地区の子供たちを主な対象として書初めの教室を開催	13人	市民	○	－	－	四賀公民館
24			弘法山さくら絵画コンクール	5月23日（金）～6月27日（金）	地域で行われていた小学生全学年が同じ題材で絵を描く貴重な機会を無くさないため、公民館で引継ぎ実施している また、地域のシンボルの一つである弘法山やさくらに親しんでもらうため	庄内地区公民館壁面	筑摩・並柳・中山小学校の全学年を対象に依頼 入選・特賞を公民館で展示 特選の児童を集め、表彰式を実施	筑摩小・並柳小・中山小の全校生徒（約900人）、観覧者	筑摩小・並柳小・中山小の全校生徒（約900人）	○	32回	平成6年	庄内地区公民館

令和7年度の予定（別紙4）

No	目標	基本施策	令和7年度に開催予定の事業名	開催日時	開催趣旨・目的	開催会場	開催内容（詳細）	参加人数（見込）	参加対象者	幼年～青年（0～24歳）を主対象とした事業	該当事業の累計開催回数（今回を含む）	該当事業の実施初年度（和暦）	担当課
25	市民の誰もが自由に文化芸術に親しむことができる	市民の文化芸術に親しむ機会の拡充（触れる機会の充実、情報発信等）	新春落語会	1月中旬	日本の伝統文化に親しむ機会をつくり、同じ趣味をもつ人たちの輪を広げ、住民同士のつながりづくりを行う	庄内地区公民館大会議室	全国でも珍しい落語好きの市民が資金を出し合い運営する「松本落語会」の全面協力により、落語会を開催。毎年異なる落語家を招き実施	50人	誰でも		－	－	庄内地区公民館
26			まちなかアートproject専用HP及びSNSでの情報発信	随時	市内の文化芸術イベントやまちなかアートに関する事業について周知するため	－	市内の文化芸術イベントやまちなかアートに関する事業について情報発信	－	－		－	－	文化振興課
27			松本まちなかアートproject実行委員会による街なか事業開催	随時	まちなかで開催されるイベントを盛り上げるとともに、松本市ゆかりのアーティストの活動を推進するため	市内各地	市内で文化芸術に係る事業を実施	－	市民、観光客		－	－	文化振興課
28			招聘事業	随時	招聘アーティストによる質の高い公演を市民に楽しんでいただくもの	音楽文化ホール	招聘アーティストによるクラシック、映画音楽の演奏会など	3,920人	誰でも		－	－	音楽文化ホール
29			自主企画事業	随時	松本にゆかりの深い演奏家や、ホール保有の楽器による公演により、幅広い層に音楽を楽しんでもらうもの	音楽文化ホール	市民音楽団体、松本ゆかりの音楽家、パイプオルガンによる演奏会など	4,880人	誰でも		－	－	音楽文化ホール
30			共催事業	随時	松本を夫らうもの且つづする芸術団体等と共催することで、ホールのもつネットワークを強化するもの	音楽文化ホール	松本をベースに活動する芸術団体との共催事業など	4,100人	誰でも		－	－	音楽文化ホール
31			セミナー事業	随時	ホール所有のオルガン、チェンバロを生かした講習会や、優れた演奏家によるセミナーを実施すること	音楽文化ホール	オルガン講習会、プロの演奏家による楽器セミナーなど	1,180人	誰でも		－	－	音楽文化ホール
32			創造・発信型事業	随時	芸術監督団の企画を中心に、幅広い年齢層に訴求できる音楽、ダンス、演劇等、様々なジャンルの公演を施設の各舞台・空間を活用するジャンルを考慮し、様々なジャンルの作品を幅広い年齢層に向けて提供す	まつもと市民芸術館	演劇、ダンス、古典レクチャーなど	2,840人	誰でも		－	－	まつもと市民芸術館
33			鑑賞・招聘型事業	随時		まつもと市民芸術館	演劇、ミュージカル、コンサートなど	17,990人	誰でも		－	－	まつもと市民芸術館

令和7年度の予定（別紙4）

No	目標	基本施策	令和7年度に開催予定の事業名	開催日時	開催趣旨・目的	開催会場	開催内容（詳細）	参加人数（見込）	参加対象者	幼年～青年（0～24歳）を主対象とした事業	該当事業の累計開催回数（今回を含む）	該当事業の実施初年度（和暦）	担当課
34	市民の誰もが自由に文化芸術に親しむことができる	市民の文化芸術に親しむ機会の拡充（触れる機会の充実、情報発信等）	教育普及・育成・市民参加型事業	随時	鑑賞だけでなく、表現の場を提供するもの	まつもと市民芸術館	演劇講習会、ダンスワークショップなど	5,885人	誰でも		－	－	まつもと市民芸術館
35			鑑賞型事業	随時	幅広い年代が気軽に楽しめる、コンサート、映画上映会などを提供するもの	波田文化センター	映画上映会など	600人	誰でも		－	－	波田文化センター
36			市民参加型事業	随時	市民が参加できる、合唱やピアノの自由演奏などの機会を提供するもの	波田文化センター	合唱、ピアノコンサートなど	500人	誰でも		－	－	波田文化センター
37			ワークショップ、アウトリーチ事業	随時	鑑賞だけでなく、市民に表現の場を提供するもの	波田文化センター	子ども向けワークショップなど	30人	誰でも		－	－	波田文化センター

令和7年度の予定（別紙4）

No	目標	基本施策	令和7年度に開催予定の事業名	開催日時	開催趣旨・目的	開催会場	開催内容（詳細）	参加人数（見込）	参加対象者	幼年～青年（0～24歳）を主対象とした事業	該当事業の累計開催回数（今回を含む）	該当事業の実施初年度（和暦）	担当課
1	市民の誰もが自由に文化芸術に親しむことができる	文化芸術活動者への支援の充実（相談・支援、サポーター育成、表現の場の創出、顕彰等）	専門的な情報収集や相談業務、人材のマッチング等中間支援の機能を持った窓口の活動支援	通年	継続的に文化芸術に係る中間支援を行うため	－	令和7年から設置する中間支援窓口の活動支援	－	－		－	－	文化振興課
2			松本まちなかアートproject運営会議による街なか事業の検討	年2回程度	委員とまちなかアートに係る事業等について検討し、市内の文化芸術を推進するため	－	まちなかアート事業について検討	－	運営委員		6回	令和5年	文化振興課

令和7年度の予定（別紙4）

No	目標	基本施策	令和7年度に開催予定の事業名	開催日時	開催趣旨・目的	開催会場	開催内容（詳細）	参加人数（見込）	参加対象者	幼年～青年（0～24歳）を主対象とした事業	該当事業の累計開催回数（今回を含む）	該当事業の実施初年度（和暦）	担当課
1	松本独自の文化芸術を継承しながら、新しい松本の文化芸術を創造する	「松本らしさ」を代表する文化芸術の更なる発展（伝統工芸、松本独自事業、新事業の展開等）	「工芸の五月」と連携した美術館ステージの実施	4月29日（火・祝）～5月31日（金）	「工芸の五月」を楽しむ人びとに向け、街の回遊拠点となる場を提供するもの	松本市美術館（展示） 松本市街地（ツアー）	展示（異形の宴 4月29日～5月6日）、 ツアー（建築家とめぐる城下町タイムトラベル 5月10日～18日の土日）	約2,000人	市民、観光客		18回	平成21年	美術館
2			第37回国宝松本城太鼓まつり	7月26日（土）～27（日）	夏季の誘客促進及び観光客等の満足度向上のため	松本城二の丸御殿 他	・市内及び県外団体、招聘ゲスト、プロゲストによる演奏 （夜間のメインステージ演奏、昼間の街中演奏）	約7,000人	観光客、市民、県民 他		37回	昭和62年	観光プロモーション課
3			国宝松本城氷彫フェスティバル2026	1月下旬	冬季の誘客促進のため	松本城公園 他	・メイン：城公園で土曜の夕方から日曜の早朝の氷像制作 ・サブ：金曜日の氷像制作展示、土日のステージイベントなどの催し 他	約50,000人	観光客、市民、県民 他		39回	昭和62年	観光プロモーション課
4			国宝松本城天守プロジェクションマッピング2025－2026	12月中旬～2月中旬	冬季の誘客促進のため	松本城公園	松本城天守石垣へのプロジェクションマッピングの他、城公園内への光の演出	約160,000人	観光客、市民、県民 他		5回	令和3年	観光プロモーション課
5			松本ものづくり伝承塾（後継者育成助成）	通年	松本地域で受け継がれてきた伝統工芸品等の製造技術等の保存、伝承を図るため、後継候補者育成のために実施	該当の伝統工芸品等の工房等	伝統工芸品等の製造・製作者の行う研修等の内容による	－	技術等の習得意思のある者		－	平成20年	商工課
6			松本ものづくり伝承塾（体験指導学習指導助成金、体験講座の開催）	助成金は通年、体験講座は年数回	松本地域で受け継がれてきた伝統工芸品等の製造技術等の保存、伝承を図るために実施	助成金については、市内教育機関等、体験講座は各工房、公民館等	－	－	助成金事業は、市内教育機関で希望する学級等、体験講座は応募者（定員制、先着順）	○	－	平成19年	商工課

令和7年度の予定（別紙4）

No	目標	基本施策	令和7年度に開催予定の事業名	開催日時	開催趣旨・目的	開催会場	開催内容（詳細）	参加人数（見込）	参加対象者	幼年～青年（0～24歳）を主対象とした事業	該当事業の累計開催回数（今回を含む）	該当事業の実施初年度（和暦）	担当課
1	松本独自の文化芸術を継承しながら、新しい松本の文化芸術を創造する	文化財・伝統芸能の保存と継承（地域の文化財の保存活用、地域の伝統・民俗芸能の継承等）	美術作品収集、保存修復	随時	収集方針に沿ったコレクションの充実及び収蔵品の保存管理を行うもの	—	美術作品収集（購入、寄贈）、保存修復	—	—		—	平成14年の美術館開館以前から	美術館
2			文化財指定・登録の推進	—	—	—	文化財指定・登録の推進	—	—		—	—	文化財課
3			まつもと文化遺産の認定の推進と活動支援	—	—	—	まつもと文化遺産の認定の推進と活動支援	—	—		—	—	文化財課
4			文化財保護事業の補助金の交付	—	—	—	文化財保護事業の補助金の交付	—	—		—	—	文化財課
5			発掘された松本2024	—	—	—	発掘された松本2024	—	—		—	—	文化財課
6			史跡小笠原氏城跡整備基本計画に基づく史跡整備の実施	—	—	—	史跡小笠原氏城跡整備基本計画に基づく史跡整備の実施	—	—		—	—	文化財課
7			史跡弘法山古墳発掘調査の成果の整理	—	—	—	史跡弘法山古墳発掘調査の成果の整理	—	—		—	—	文化財課
8			史跡松本城の堀浚渫事業及び黒門・太鼓門耐震対策事業	—	—	—	史跡松本城の堀浚渫事業及び黒門・太鼓門耐震対策事業	—	—		—	—	松本城整備課
9			国宝松本城天守耐震対策事業	—	—	—	国宝松本城天守耐震対策事業	—	—		—	—	松本城整備課
10			三九郎講習会	12月初旬	子ども育成会との共同事業。松本地域に伝わる三九郎の立て方を地域の方から教わり、民俗行事の継承と住民間の交流を図る	本郷小学校校庭	三九郎の骨組みを立て	15人	市民（地区住民優先）	○	—	—	本郷公民館
11			中央地区縁日	8月	青山様・ぼんぼんの継承、地域での交流の場づくり、子ども達の思い出作り	松本城大手門枡形跡広場	地区合同で青山様・ぼんぼんの実施、飲食ブースや屋台の出店、花火大会	青山様ぼんぼん親子100人 飲食ブース等 500人	中央地区住民、市民、観光客	○	3回	令和5年	大手公民館
12			ここまでわかった真光寺遺跡～4年間の調査結果から～	—	発掘調査の結果から分かったことを、地元住民に伝える機会として開催	波田公民館	令和6年度に講演いただいた内容から、さらに研究を進め、新たにわかった内容について講演	40人	市民		1回	令和6年	波田公民館

令和7年度の予定（別紙4）

No	目標	基本施策	令和7年度に開催予定の事業名	開催日時	開催趣旨・目的	開催会場	開催内容（詳細）	参加人数（見込）	参加対象者	幼年～青年（0～24歳）を主対象とした事業	該当事業の累計開催回数（今回を含む）	該当事業の実施初年度（和暦）	担当課
13	松本独自の文化芸術を継承しながら、新しい松本の文化芸術を創造する	文化財・伝統芸能の保存と継承（地域の文化財の保存活用、地域の伝統・民俗芸能の継承等）	青山様ぼんぼん練り歩き	8月1日（木）	地域の伝統文化の継承	第一地区内	小学生以下の子どもを対象とし、松本の伝統行事である青山様ぼんぼんの練り歩きを実施	50人	地区住民	○	12回	平成23年	第一地区公民館
14			七夕人形作りとほうとうの会	7月	地域の伝統文化や食文化を子どもに学んでもらう	城東公民館	和紙の七夕人形づくり ほうとうを食べる	60人	地区の子どもと保護者	○	2回	－	城東公民館
15			餅つき会	12月	地域の伝統文化や食文化を子どもに学んでもらう	城東公民館	昔ながらの臼と杵で餅をついて食べる	60人	地区の子どもと保護者	○	2回	－	城東公民館
16			まゆ玉づくり	1月	地域の伝統文化や食文化を子どもに学んでもらう	城東公民館	三九郎に備えてまゆ玉作り	60人	地区の子どもと保護者	○	2回	－	城東公民館
17			やしょうまづくり	2月	地域の伝統文化や食文化を子どもに学んでもらう	城東公民館	やしょうま作り	60人	地区の子どもと保護者	○	2回	－	城東公民館
18			白骨温泉現地見学会 「特別天然記念物から学ぶ『白骨温泉の地形・地質のふしぎ』」	7月7日(月)	・特別天然記念物「白骨温泉の墳湯丘と球状石灰石」について、市民に広く周知することを目的に開催 ・文化財課西部4地区担当と共催事業	ふれあいパーク乗鞍及び白骨温泉等（重小屋原、小梨平等）	各箇所講師（大塚勉特任教授）から説明を受けながら見学	35人	市民		3回	令和6年	安曇公民館
19			松本城検定クイズ	5月以降	小学生に松本城の歴史及び世界遺産登録への取組みについて周知するため	市内小学校	松本城研究専門員が松本城に関するクイズを出題	900人	市内小学生	○	－	－	文化振興課
20			35地区普及啓発クイズ	12月～2月	市民に松本城の歴史及び世界遺産登録への取組みについて周知するため	各公民館及び松本城	松本城研究専門員による講座及び松本城天守見学	100人	市民		令和6年までに25地区で開催済	平成29年	文化振興課

令和7年度の予定（別紙4）

No	目標	基本施策	令和7年度に開催予定の事業名	開催日時	開催趣旨・目的	開催会場	開催内容（詳細）	参加人数（見込）	参加対象者	幼年～青年（0～24歳）を主対象とした事業	該当事業の累計開催回数（今回を含む）	該当事業の実施初年度（和暦）	担当課
1	さまざまな分野との連携により、課題解決や地域の活性化につなげる	さまざまな分野との連携による地域の課題解決（教育、医療、福祉、観光、その他関係機関との連携等）	松本あめ市	1月	伝統行事の保存と中心商店街の活性化	中心市街地一円	歩行者天国、時代行列、太鼓連や演舞連等々の競演、全国あめ博覧会・即売会、飴細工師による実演販売、商都大物産市、初春抽選会ほか	約45,000人	市民、観光客		不明（450年以上前の起源）	不明（450年以上前の起源）	商工課
2			サザンガクのコワーキングスペースを活用した交流・連携・新ビジネスの創出（各種イベント、セミナー開催、松本ものづくり産業支援センター）	随時	事業を通しての関心喚起、交流・連携によるコミュニティの醸成及び新ビジネス創出につなげるため実施	サザンガク コワーキングスペース	各種アプリ講座、起業の各論をテーマにしたトークセッション＋交流イベント等	－	起業等に関心のあ る方なら誰でも		－	令和元年	商工課
3			保育所等でクラシックなどの生演奏を聴く機会を提供	公立園は来年度各園で日時を決定のうえ実施	「楽都まつもと」を掲げ、セイジ・オザワ松本フェステバル、才能教育発祥の地など、本市の恵まれた音楽環境を活用し、乳幼児期からクラシック音楽に親しむ、聴く、歌う、楽しむという環境の中で、豊かな情操、感性を育むため取り組むもの	公立保育園及び幼稚園	クラシックなどの生演奏	－	・通常は園児 ・一部の園では保護者の参加を認めている	○	－	－	保育課
4			合同演奏会	11月15日（土）	地元小中学生の発表の場、地域と子どもとの交流	筑摩小学校体育館	庄内地区内の小中学校の音楽関係団体の発表の場。また、コロナによって地域と学校のかかわりが減っているため、気軽に地域住民が学校と関われる機会をつくる	演者約90人、観覧者	筑摩小・並柳小・開成中の音楽関係団体、観覧者（地域住民）	○	3回	令和5年	庄内地区公民館